

はじめに

我が国は、急速に少子化が進行し、子育ての孤立感と負担感の増加などの子育てをめぐる課題が増大していることから、平成 24(2012)年 8 月に「子ども・子育て支援法」などの「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、平成 27(2015)年 4 月から子ども・子育て支援新制度がスタートしました。

このような中、小山市では平成 27(2015)年 3 月に、「子ども・子育て支援法」に基づく「小山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指してまいりました。

一方、少子化の進行や待機児童の問題はますます深刻化し、国は働き方改革や待機児童解消に向けた保育の受け皿整備、「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化など、取り組みの充実を図っています。

子どもたちは、社会の希望であり、未来を創るかけがえのない存在です。子どもたちの健やかな成長と子育てを支えることは、社会全体の取り組むべき重要な課題の一つです。

このようなことから、小山市では少子化対策と子育て支援を市政の重要な施策として位置づけ、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまで、切れ目のない子ども・子育て支援に関する総合的な計画として、5 年が経過した今年「第 2 次小山市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後、本計画が掲げる理念「子育ての輪がひろがり 未来につなぐ夢・希望あふれるまち おやま」を目指し、施策の推進を図り、「子育て支援日本一」の実現に努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、多大なご尽力と貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様や関係者の方々、そして小山市子ども・子育て会議委員の皆様、厚く御礼申し上げますとともに、これからも小山市の「子育て支援日本一」の実現に、より一層のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和 2 (2020) 年 3 月

小山市長 大久保 寿夫



目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 小山市の現況	3
1 統計からみた本市の現状	3
(1) 人口の推移	3
(2) 出生・死亡数の推移と自然増減数	4
(3) 女性人口の推移	5
(4) 出生数の推移	6
(5) 児童人口推計	7
(6) 婚姻の動向	7
(7) 女性の就業状況	11
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援等の現状	12
(1) 保育園（所）施設・幼稚園の状況	12
(2) 子育て支援サービスの状況	13
(3) 児童虐待の状況	16
(4) 子どもの人権の状況	17
3 調査結果の概要	18
(1) 調査概要	18
(2) 調査結果の概要	19
4 第1次計画の進捗評価について	27
(1) 評価	27
(2) 今後の事業の方向性	27
(3) 事業の実施状況	27
5 第1次計画の進捗状況	31
6 統計・調査結果・第1次計画進捗評価のまとめ	32
(1) 現状と課題	32
(2) 分析	32
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 計画の基本理念	33
2 計画の基本的視点	34
3 計画の基本目標	35
4 計画の体系	36
第4章 子ども・子育て支援に関する施策の展開	38
1 各基本項目における取り組み	38
(1) 基本目標1 結婚に向けた出会い・交流の場の創造	38

(2) 基本目標 2	妊娠・出産の支援と負担の軽減.....	38
(3) 基本目標 3	子育てと仕事の両立の希望をかなえる環境づくり	41
(4) 基本目標 4	子育てに関する経済的負担の軽減.....	43
(5) 基本目標 5	子育て支援事業の推進	46
(6) 基本目標 6	次世代を担う子どもの健全育成事業の推進.....	48
(7) 基本目標 7	子どもの人権と安全を守る仕組みづくり.....	51
(8) 重要業績指標 (K P I)	57
2	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」	58
(1)	教育・保育の需要量及び確保の方策	58
(2)	子ども・子育て支援事業量の見込みと確保方策	62
(3)	教育・保育提供区域.....	70
(4)	量の見込みについて.....	71
第5章	新・放課後子ども総合プラン事業の推進	72
第6章	計画の推進体制と進捗管理	76
1	計画の推進体制	76
2	点検・評価.....	77
第3次	小山市保育所整備計画.....	78
資 料 編	96
1	小山市子ども・子育て会議条例	96
2	小山市子ども・子育て会議委員名簿.....	98
3	小山市子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱	99
4	計画策定の経過.....	101
5	SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進	102

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

我が国では、現在、核家族化の増加、地域社会の希薄化、貧困や虐待、いじめや不登校の問題等、子どもと家庭を取り巻く状況は大きく変化しています。

このような状況下で、「子どもは社会の希望であり、未来をつくる力である。その健やかな育ちや子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者のみならず、未来のために、社会全体で取り組むべき最重要課題である。」との認識のもとで、平成 27（2015）年度に子ども・子育て支援新制度が開始され、同年に閣議決定された「少子化社会対策大綱」では、多大な影響を及ぼす少子化により、危機的状況にあるとの認識に立ち、結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現をめざし、子育て支援施策を一層充実させるものとされました。

平成 29（2017）年 6 月には社会問題化している待機児童の解消と、女性の就業率向上を目指した「子育て安心プラン」が公表され、社会の様々な分野で女性が活躍することに大きな期待がかけられており、実際に、本市においても子育て世代にある女性の就労は年々進んでいます。

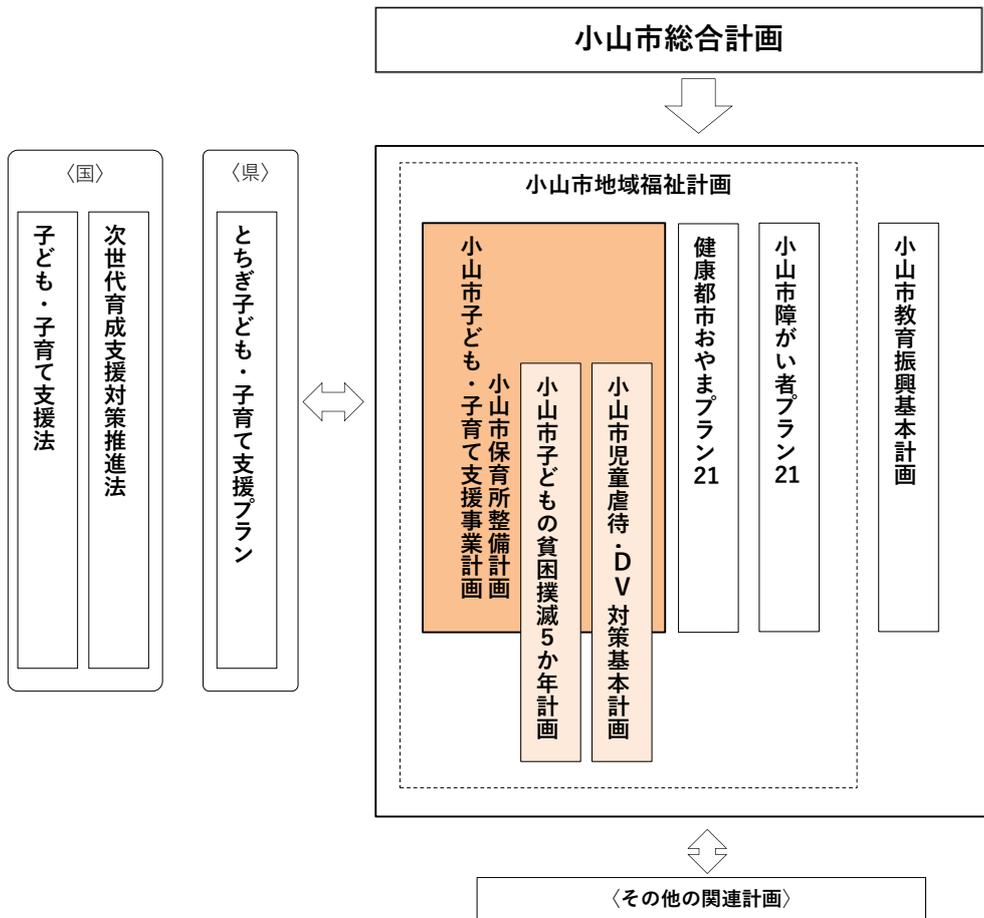
そして、同年 12 月には「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定し、政策資源の投入がなされ、平成 30（2018）年 9 月には、全ての就学児童が放課後を安心して過ごせるよう「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。また、令和元（2019）年 10 月からは少子化対策の一環として、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、「幼児教育・保育の無償化」が実施されました。

本市では、平成 27（2015）年 3 月に子ども・子育て支援法に基づく「小山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健やかな成長を支援することや、教育・保育ニーズの整備、社会基盤の構築やワーク・ライフ・バランスを実現するための意識改革等に努めてまいりました。

この度、小山市子ども・子育て支援事業計画が最終年度を迎え、近年ますます拍車がかかり、社会問題化している少子化に歯止めをかけ、「出会い」から「結婚」、そして「妊娠」、「出産」、「子育て」を確実に支援していくこと、また、子どもの育ちや子育てをめぐる課題に広い視野で取り組む第 2 次小山市子ども・子育て支援事業計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。本市のまちづくりの最上位計画である「小山市総合計画」に基づく部門別計画として、第 1 次計画での事業の課題や評価を踏まえ、SDGs（持続可能な開発目標）の要素を反映しつつ策定します。また、「小山市保育所整備計画」を内包し、「第 2 次小山市子どもの貧困撲滅 5 か年計画」及び「第 3 期小山市児童虐待・DV 対策基本計画」をはじめとする関連計画との調和が保たれるものとしします。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間とします。

H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
小山市子ども・子育て支援事業計画									
				計画 策定	第 2 次小山市子ども・子育て支援事業計画				

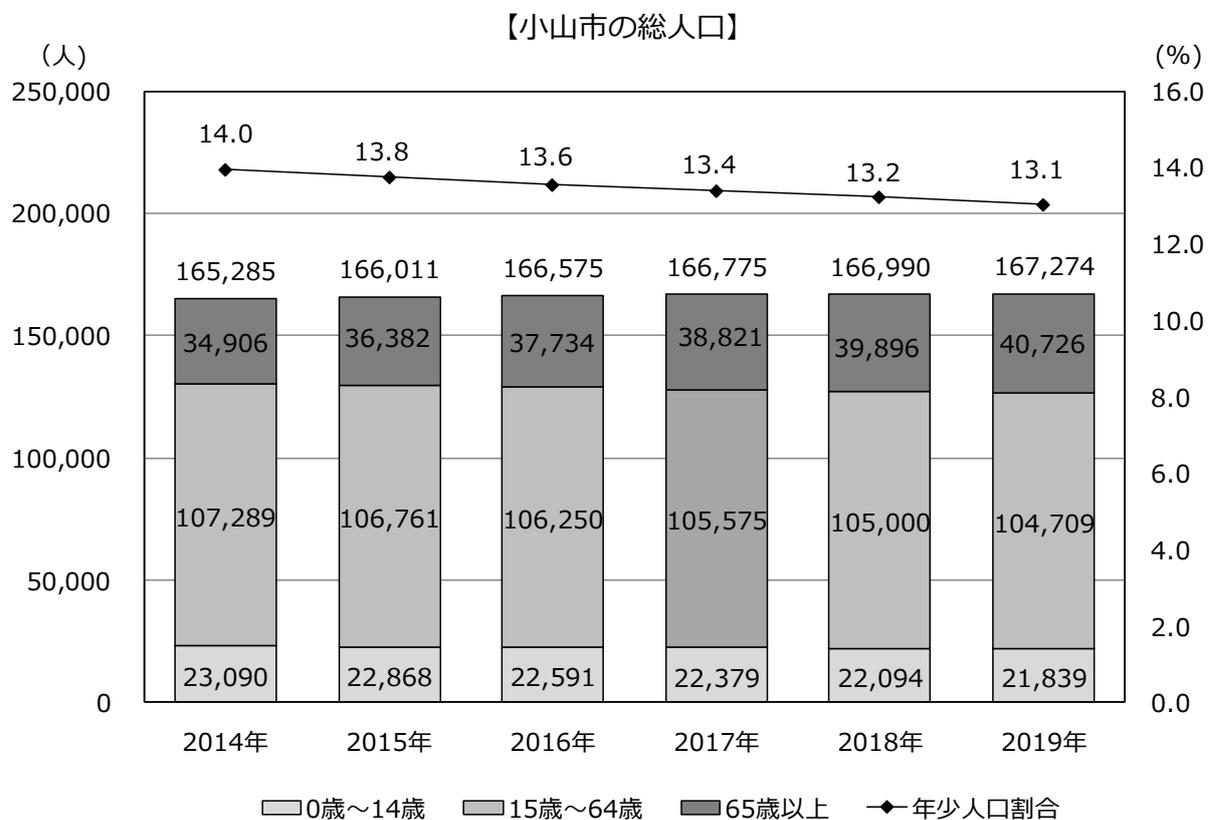
第2章 小山市の現況

1 統計からみた本市の現状

(1) 人口の推移

平成26(2014)年から平成31(2019)年を比較すると、総人口は1,989人増加しており、167,274人となっています。

0～14歳までの年少人口、15歳～64歳までの生産年齢人口はともに減少傾向で推移していますが、65歳以上の高齢者人口は増加しています。

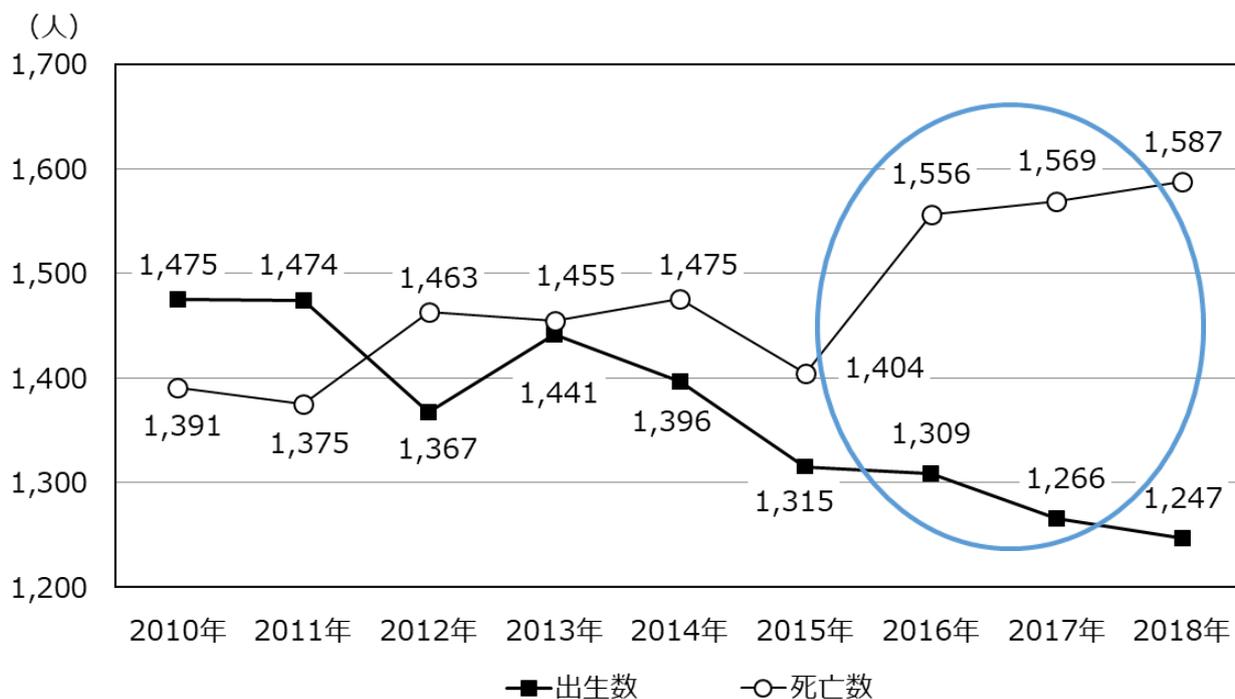


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 出生・死亡数の推移と自然増減数

平成 23 (2011) 年から平成 24 (2012) 年にかけて出生数よりも死亡数が上回っています。特に平成 28 (2016) 年以降は、急激に自然減が進んでいます。

【小山市の出生数と死亡数の推移】



■小山市の出生・死亡数の推移と自然増減数

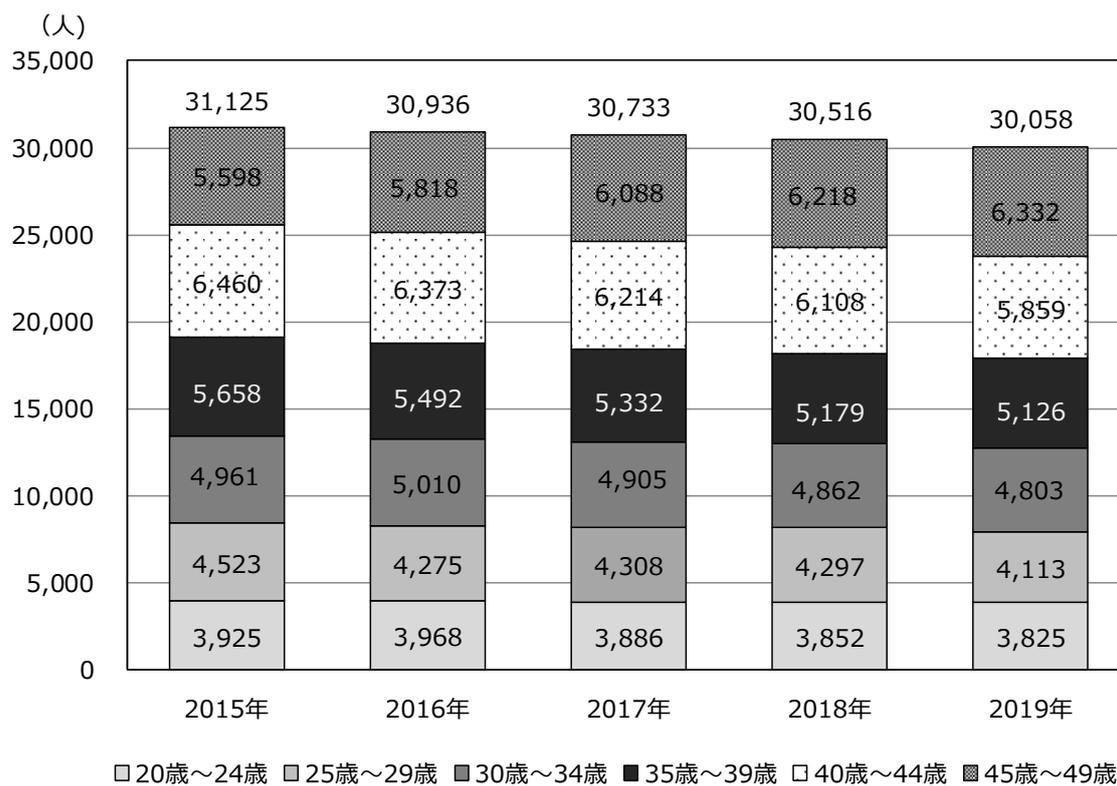
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
出生数 (人)	1,475	1,474	1,367	1,441	1,396	1,315	1,309	1,266	1,247
死亡数 (人)	1,391	1,375	1,463	1,455	1,475	1,404	1,556	1,569	1,587
自然増減 (人)	84	99	-96	-14	-79	-89	-247	-303	-340

資料：栃木県保健統計年報

(3) 女性人口の推移

20歳～49歳までの女性人口の推移をみると、平成27(2015)年から平成31(2019)年までで1,067人減少しています。20歳～44歳までは、どの年代をみても減少しているのに対し、45歳～49歳では増加しています。

【小山市の女性人口の推移】

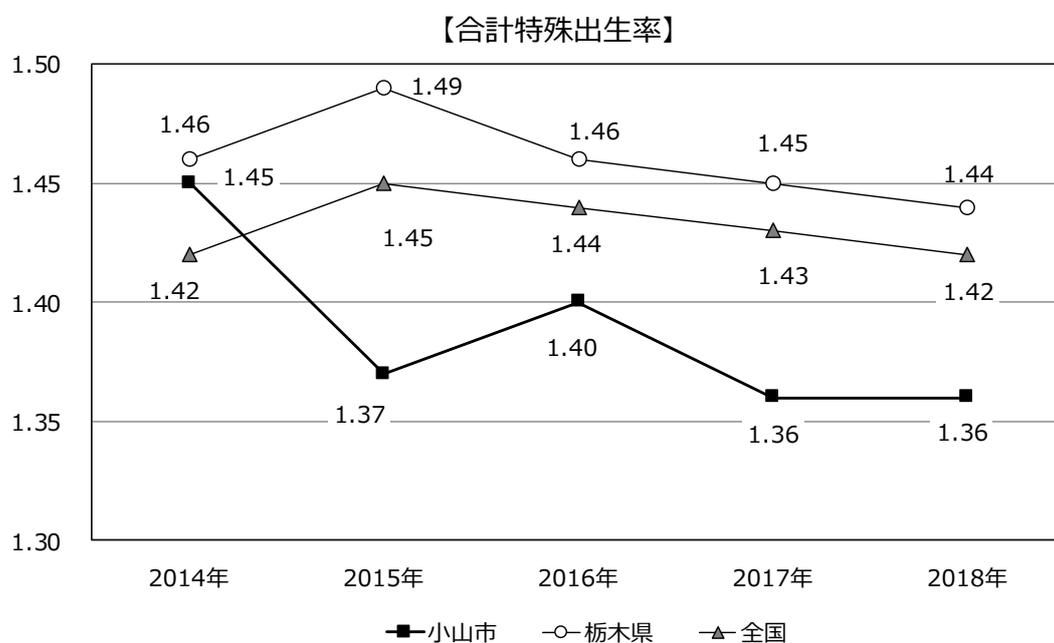
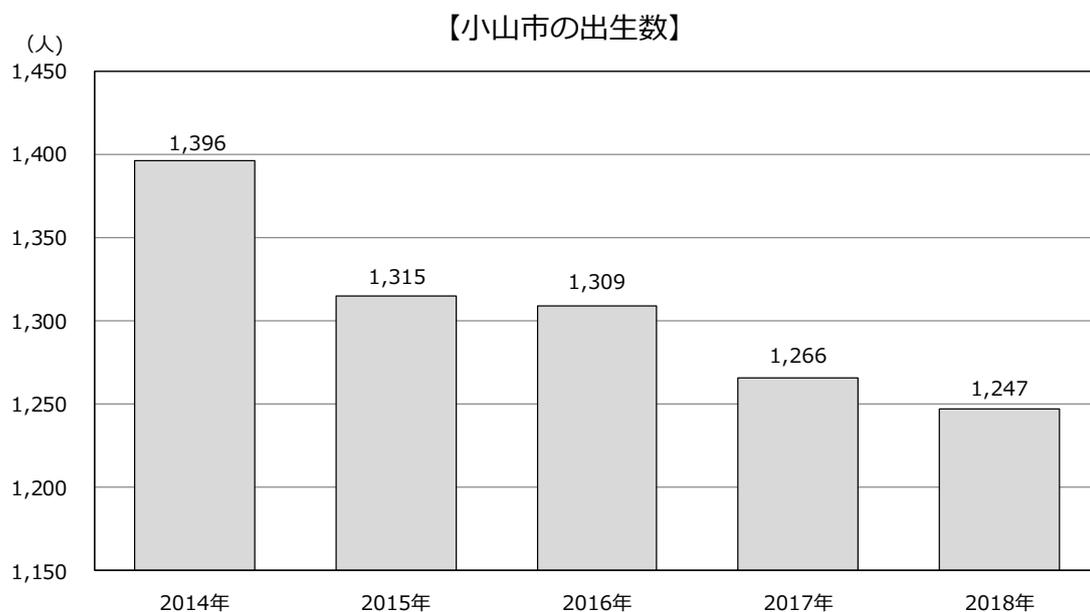


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(4) 出生数の推移

出生数は、減少傾向で推移しており、平成 30 (2018) 年では 1,247 人となっています。

また、合計特殊出生率は、国・県と比較すると低くなっています。

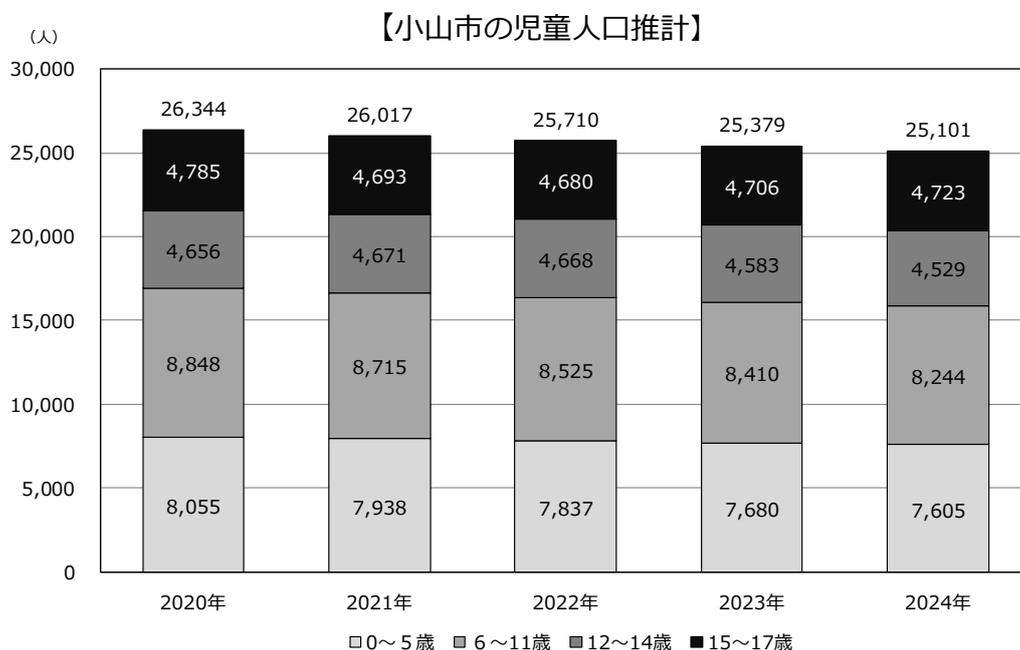


資料：栃木県保健統計年報
(但し、2018年の市の合計特殊出生率については、県の算定式を用いて市が算出)

※合計特殊出生率：15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標のこと。ひとりの女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。

(5) 児童人口推計

令和2（2020）年から令和6（2024）年までの児童人口推計をみると、減少傾向で推移することが見込まれます。



資料：住民基本台帳を基にしたコーホート変化率法にて推計

(6) 婚姻の動向

① 婚姻数と婚姻率[※]の推移

婚姻数と婚姻率は、年々減少傾向で推移しています。

また、婚姻率を国・県と比較すると、平成30（2018）年では全国より低く、栃木県より高い水準にあります。

区分		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
小山市	婚姻数	936	834	858	821	809	753
	婚姻率	5.7	5.0	5.2	4.9	4.8	4.5
栃木県	婚姻数	10,152	9,770	9,452	9,321	8,787	8,182
	婚姻率	5.2	5.0	4.8	4.7	4.6	4.3
全国	婚姻数	660,594	643,740	635,096	620,523	606,863	586,438
	婚姻率	5.3	5.1	5.0	5.0	4.9	4.7

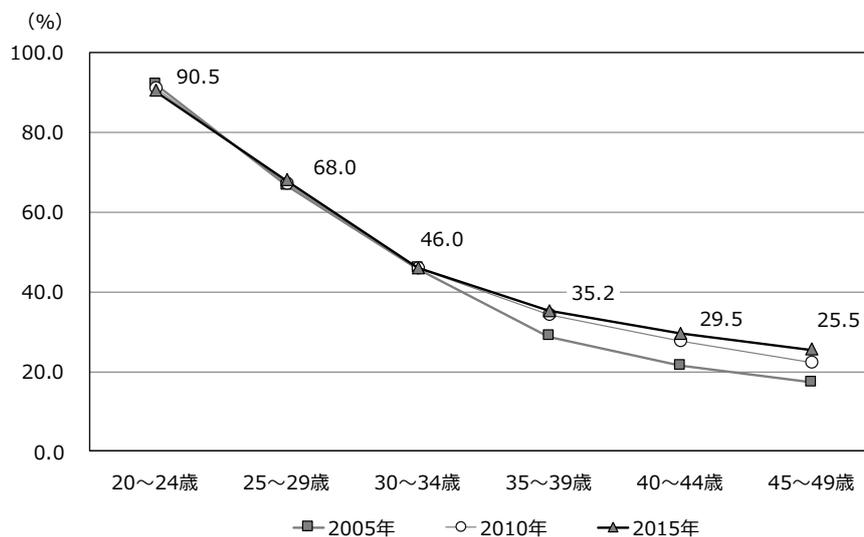
※人口千人対

※資料：小山市統計

②未婚率の推移

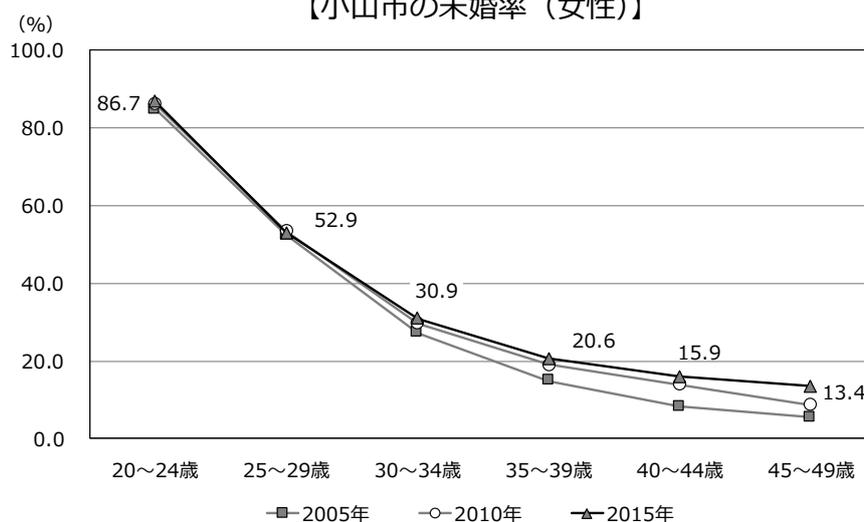
未婚率は、男女ともに増加傾向にあります。平成 17 (2005) 年から平成 27 (2015) 年の 10 年間で、45～49 歳の男性では 8.2 ポイント、女性では 7.9 ポイント上昇しています。

【小山市の未婚率（男性）】



	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
2005年	92.1%	66.6%	45.9%	28.7%	21.5%	17.3%
2010年	91.0%	67.1%	45.8%	34.2%	27.7%	22.1%
2015年	90.5%	68.0%	46.0%	35.2%	29.5%	25.5%

【小山市の未婚率（女性）】

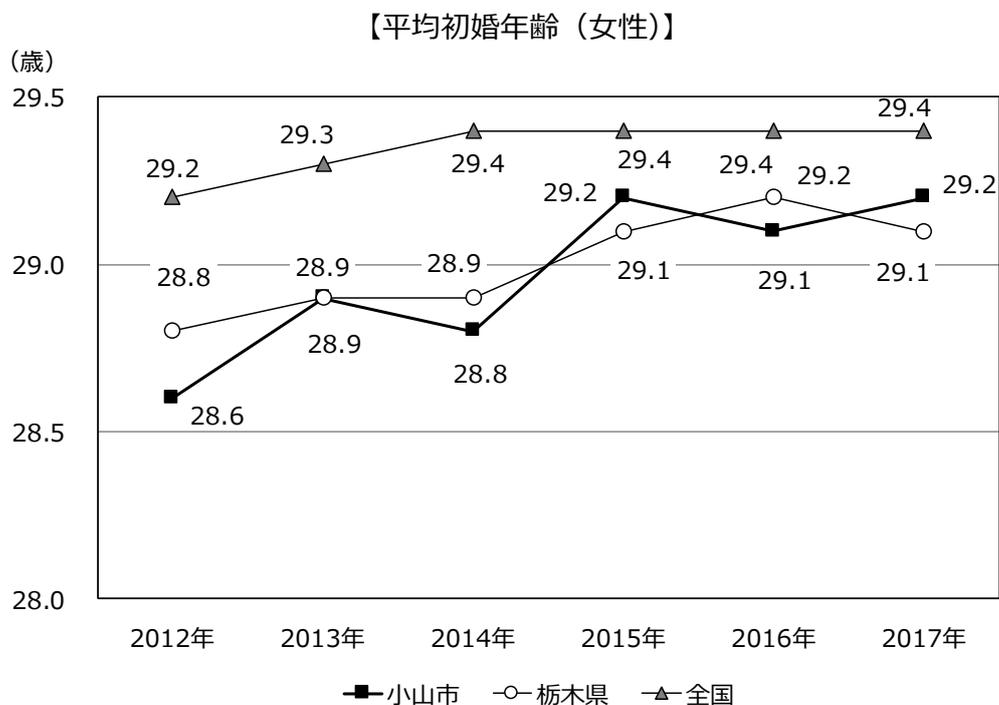
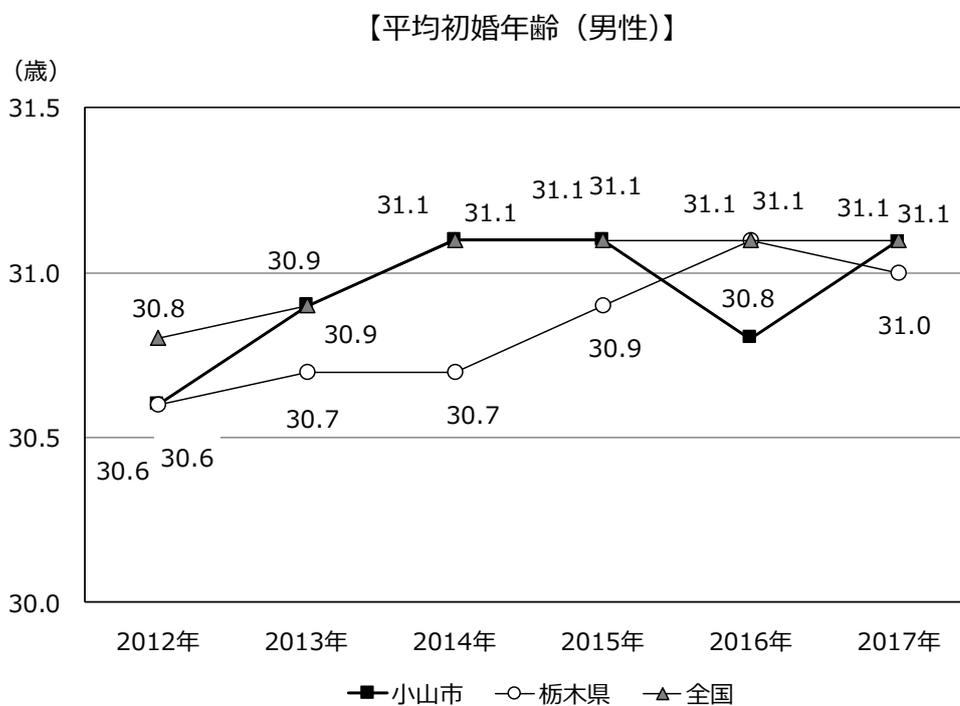


	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
2005年	84.6%	52.3%	27.2%	14.8%	8.3%	5.5%
2010年	86.0%	53.4%	29.6%	19.0%	14.0%	8.7%
2015年	86.7%	52.9%	30.9%	20.6%	15.9%	13.4%

資料：国勢調査

③平均初婚年齢の推移

平均初婚年齢は、男女ともに年齢が上がっており、平成 24（2012）年と平成 29（2017）年を比較すると男性では 0.5 歳、女性では 0.6 歳上昇しています。

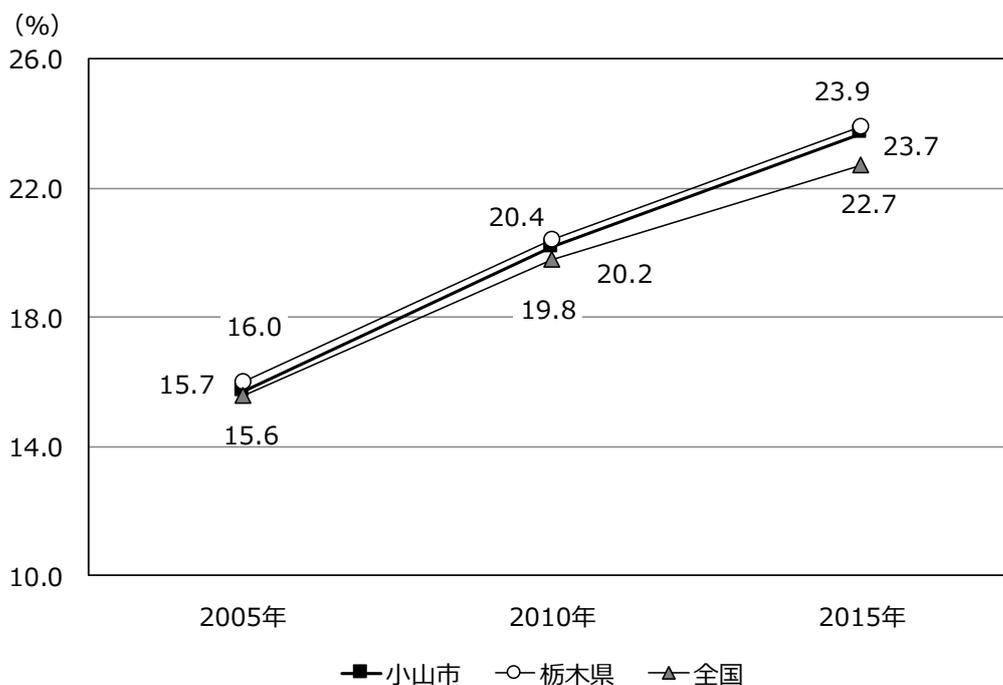


資料：栃木県保健統計年報

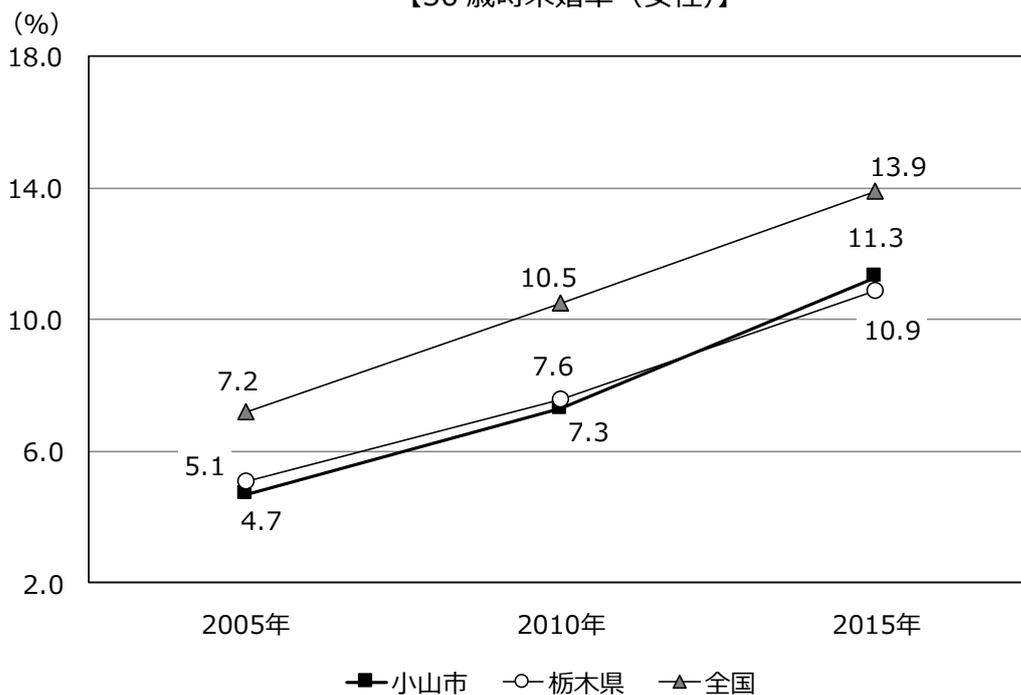
④50 歳時未婚率

平成 27 (2015) 年の 50 歳時未婚率を県・全国と比較すると、男性では県より低く、全国より高くなっており、女性では全国より低く県より高くなっています。

【50 歳時未婚率 (男性)】



【50 歳時未婚率 (女性)】



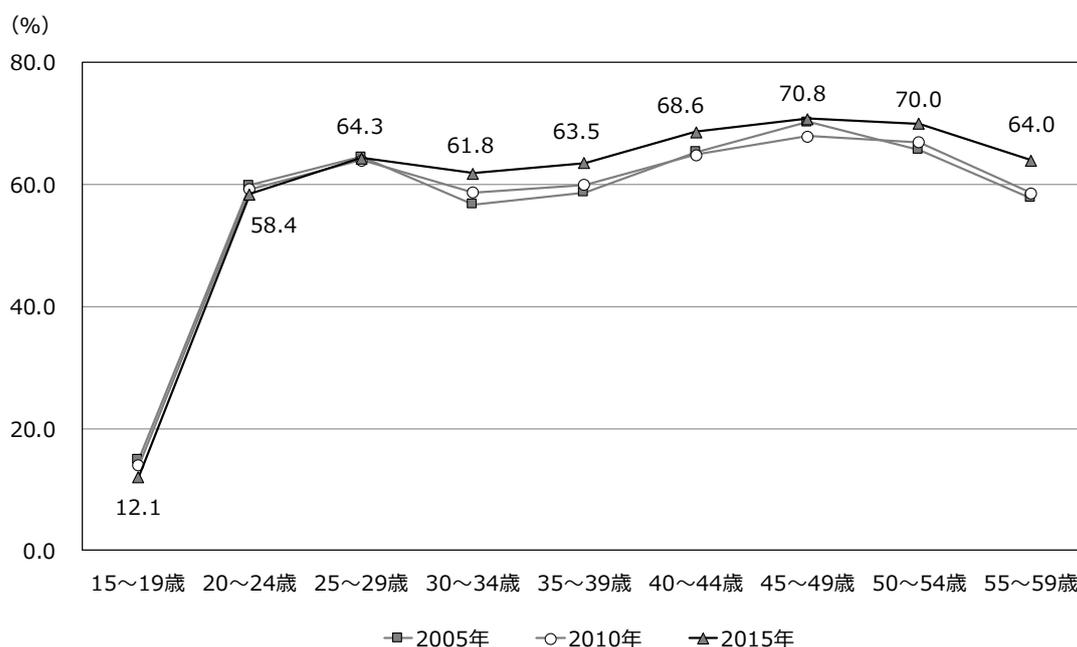
資料：国勢調査

(7) 女性の就業状況

女性の年代別就業率をみると、出産・育児期に低下し、40歳代で再び上昇することで描かれるM字カーブは緩和されてきていることがみてとれます。

また、就業率を平成27(2015)年と平成17(2005)年を比較すると、20歳～24歳では1.5ポイント、25～29歳では0.2ポイント減少しているのに対し、30歳～34歳では5.1ポイント、35歳～39歳では4.8ポイントそれぞれ増加しています。

【小山市の女性就業率】



	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳
2005年	15.0	59.9	64.5	56.7	58.7	65.3	70.2	65.7	57.8
2010年	14.0	59.2	64.0	58.7	60.0	64.9	67.9	66.9	58.6
2015年	12.1	58.4	64.3	61.8	63.5	68.6	70.8	70.0	64.0

資料：国勢調査

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援等の現状

(1) 保育園（所）施設・幼稚園の状況

①保育園（所）

区分		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
公立	施設数（か所）	12	12	11	11	10
	定員数（人）	920	920	830	830	740
	入所児童数（人）	812	776	701	652	591
	入所率（％）	88.3	84.4	84.5	78.6	79.9
私立	施設数（か所）	22	21	22	23	24
	定員数（人）	1,290	1,305	1,490	1,550	1,630
	入所児童数（人）	1,411	1,415	1,472	1,494	1,582
	入所率（％）	109.4	108.4	98.8	96.4	97.1
合計	施設数（か所）	34	33	33	34	34
	定員数（人）	2,210	2,225	2,320	2,380	2,370
	入所児童数（人）	2,223	2,191	2,173	2,146	2,173
	入所率（％）	100.6	98.5	93.7	90.2	91.7

資料：こども課（各年4月1日現在）

②幼稚園

区分		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
私立	施設数（か所）	20	19	12	10	7
	定員数（人）	3,955	3,955	2,880	2,415	2,030
	入所児童数（人）	2,927	2,876	2,403	2,016	1,746
	入所率（％）	74.0	72.7	83.4	83.5	86.0

資料：こども課（各年5月1日現在）

③認定こども園

区分		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
施設数（か所）		－	1	7	9	11
1号認定	定員数（人）	－	25	400	745	915
	入所児童数（人）	－	22	381	684	803
	入所率（％）	－	88.0	95.3	91.8	87.8
2号認定	定員数（人）	－	30	116	180	226
	入所児童数（人）	－	30	93	162	253
	入所率（％）	－	100.0	80.2	90.0	111.9
3号認定	定員数（人）	－	30	100	170	224
	入所児童数（人）	－	24	73	134	192
	入所率（％）	－	80.0	73.0	78.8	85.7

資料：こども課（各年4月1日現在）

(2) 子育て支援サービスの状況

①延長保育事業

保育園（所）・認定こども園において、通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育時間を延長して乳幼児の保育を行う事業です。

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
実施施設数（か所）	27	27	32	37	38
利用人数（人）	1,055	1,161	1,101	1,058	1,039

資料：こども課

②放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
実施施設数（か所）	56	59	62	62	62
入所児童数（人）	1,383	1,444	1,569	1,644	1,719

資料：こども課

③子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設等において児童を養育する事業【短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）】です。

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
実施施設数（か所）	2	2	2	2	2
延べ利用人数（人）	39	54	193	24	14

資料：子育て包括支援課

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
訪問者数（人）	1,382	1,279	1,291	1,252	1,260

資料：健康増進課

⑤養育支援訪問事業

子育てに対し不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要な家庭に対し、育児支援家庭訪問員による養育に関する指導・助言等を行う事業です。

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
訪問者数(人)	486	457	363	384	439

資料：子育て包括支援課

⑥地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
実施施設数(か所)	8	8	8	7	7
月平均延利用人数(人)	2,429	2,447	2,260	2,010	2,284

資料：こども課

⑦預かり保育事業

保護者の仕事、疾病、用事等の理由により、幼稚園・認定こども園において、教育時間の前後の時間、在園時を預かり必要な保育を行う事業です。

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
実施施設数(か所)	20	20	19	19	18
延べ利用人数(人)	89,236	87,423	93,513	93,420	86,989

資料：こども課

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間の時間、保育園(所)、認定こども園、その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行います。一時預かり事業は、対象となる家庭保育の乳幼児の減少により、利用人数が毎年減少しています。

区分		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
一時預かり事業 保育園(所) 等	実施施設数(か所)	25	25	27	33	33
	延べ利用人数(人)	10,106	9,397	6,979	5,132	5,170
子育て援助活動支援事業	実施施設数(か所)	1	1	1	1	1
	延べ利用人数(人)	375	99	133	112	162

資料：こども課、子育て包括支援課

⑨病児・病後児保育事業

病児・病後児について、保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

区分		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
病児	実施施設数(か所)	1	1	2	2	2
	延べ利用人数(人)	273	247	318	401	350
病後児	実施施設数(か所)	2	2	2	2	2
	延べ利用人数(人)	137	101	122	104	53
体調不良児	実施施設数(か所)	6	6	8	9	10
	延べ利用人数(人)	1,541	1,616	1,383	1,474	1,503

資料：こども課

⑩ファミリー・サポート・センター

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

区分		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
活動件数(延べ件数)		3,335	2,846	2,315	1,673	1,962
会員数	依頼会員(人)	626	639	657	693	714
	提供会員(人)	129	137	139	140	140
	両方会員(人)	99	98	103	102	98
	合計(人)	854	874	899	935	952

資料：子育て包括支援課

⑪妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
対象者数(人)	1,454	1,440	1,461	1,466	1,454

資料：健康増進課

(3) 児童虐待の状況

相談件数や通報件数の増加は、啓発活動などによる児童虐待防止への市民の認識の高まりによるものと考えられます。

①家庭児童相談件数

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
来庁(件)	463	600	518	529	573
家庭訪問(件)	738	873	862	590	629
電話(件)	2,230	2,320	2,286	2,350	2,352
関係機関との調整(件)	2,125	2,876	2,850	2,767	2,933
学校訪問(件)	307	321	200	149	450
その他(件)	216	225	188	106	92
合計(件)	6,079	7,215	6,904	6,491	7,029

資料：子育て包括支援課

②児童虐待新規受理件数

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	
件数	42	71	97	157	145	
内 訳	身体的虐待	14	14	45	78	50
	心理的虐待	14	38	34	21	50
	ネグレクト	14	19	17	57	45
	性的虐待	0	0	1	1	0

資料：子育て包括支援課

(4) 子どもの人権の状況

①児童発達支援（通所給付）

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
施設数（か所）	8	8	8	8	8
利用者数（人）	165	139	172	232	270

資料：福祉課

②放課後等デイサービス（通所給付）

就学している障がいのある児童・生徒について、授業の終了後または学校の休業日に、通所支援事業所に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
施設数（か所）	17	17	18	18	18
利用者数（人）	107	159	210	275	307

資料：福祉課

③青少年相談室（面接相談）の相談件数

臨床心理士および公認心理師の7名の青少年相談員が、専門性を生かし、カウンセリングや遊戯療法を中心に、必要に応じて諸検査、学校へのコンサルテーション等を行い、きめ細かな対応をしています。相談対象年齢は、幼児から青年期までで、相談内容は、子育て・教育・心理的問題・いじめ・問題行動等です。

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
件数	271	277	329	378	442
相談延べ回数	3,368	3,362	3,791	4,315	4,120

資料：生涯学習課

④外国人児童生徒適応指導教室「かけはし」の通級者数

来日間もない外国人児童生徒を対象に、学校生活で必要となる基礎的な日本語を身につけられるよう指導しています。また、日本の学校生活に適応するための基本的な生活習慣の指導や、学習を理解するために必要な基礎学力の習得を目指しています。

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
通級者数（人）	23	39	41	38	37

資料：学校教育課

3 調査結果の概要

(1) 調査概要

①調査の目的

計画策定に向け、幼稚園・保育所・放課後児童クラブ（学童クラブ）等の教育・保育・子育てを計画的に整備するために、市民の利用状況や利用希望を把握することを目的としたアンケート調査を実施しました。

②調査対象者

調査区分	調査対象者数	備考
就学前児童の保護者	2,200 人	無作為抽出
就学児童の保護者	1,661 人	市内 6 校の児童

③実施概要

調査区分	調査方法	調査時期
就学前児童の保護者	郵送配布・郵送回収	2018 年 12 月 20 日～2019 年 1 月 10 日
就学児童の保護者	学校配布・学校回収	

④回収結果

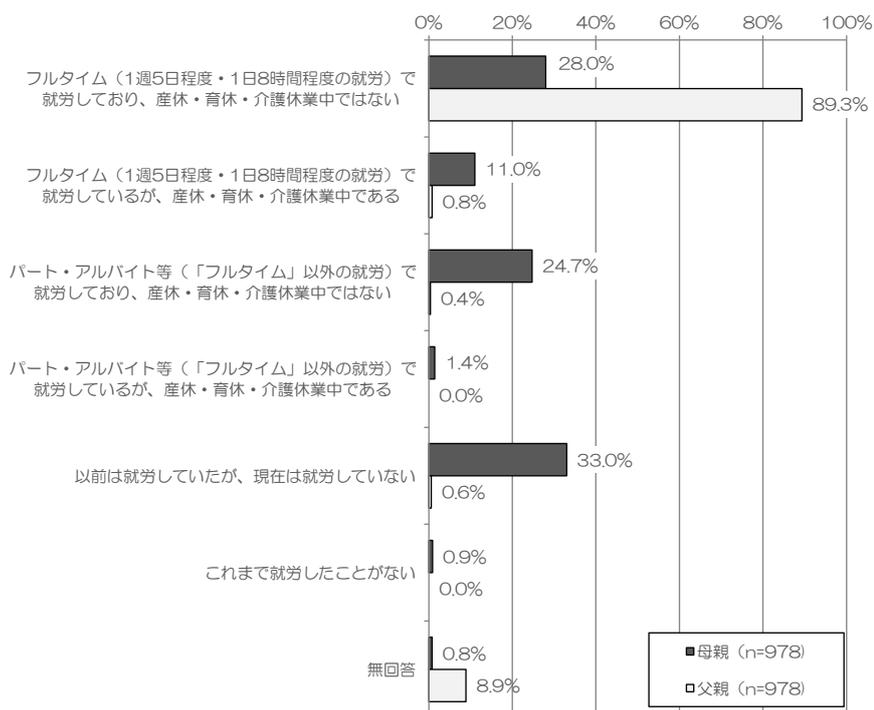
調査区分	配布数	回収数	回収率
就学前児童	2,200 票	978 票	44.5%
就学児童	1,661 票	1,500 票	90.3%
合計	3,861 票	2,478 票	64.2%

(2) 調査結果の概要

①保護者の就労状況

母親の就労状況については、「以前は就労していたが、現在は就労していない」、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が約3割となっています。

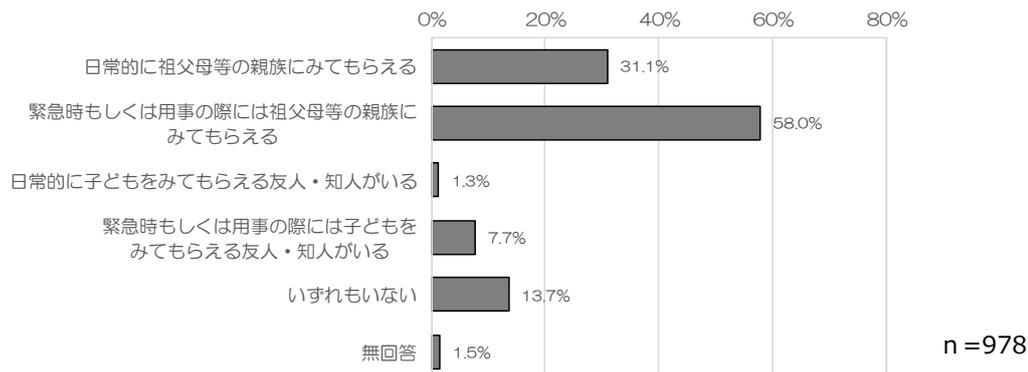
父親の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が9割となっています。



②子育ての環境

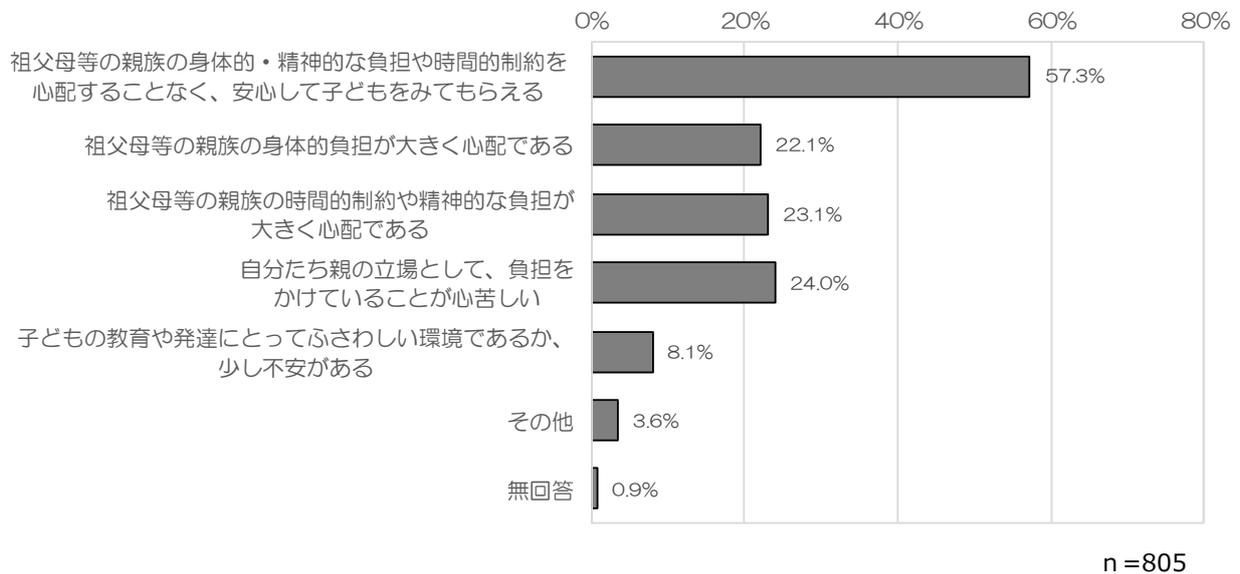
★日頃、子どもをみてもらえる親族、友人・知人

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」と回答した人が6割近くを占め、最も多くなっています。次いで、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と回答した人が3割以上を占めています。



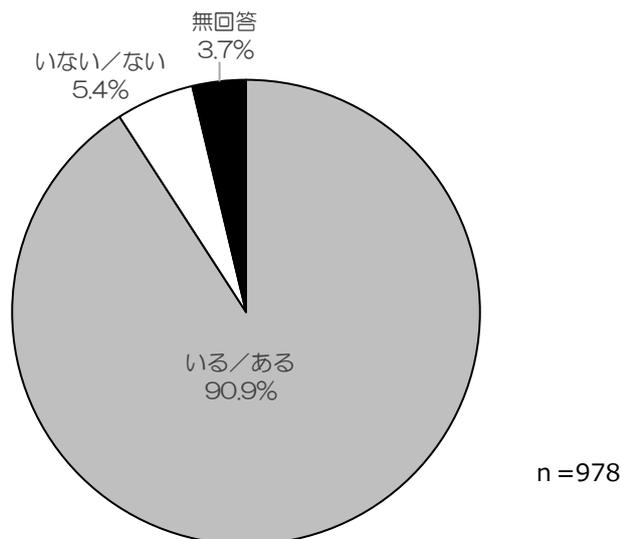
★親族、友人・知人に子どもをみてもらうことについて

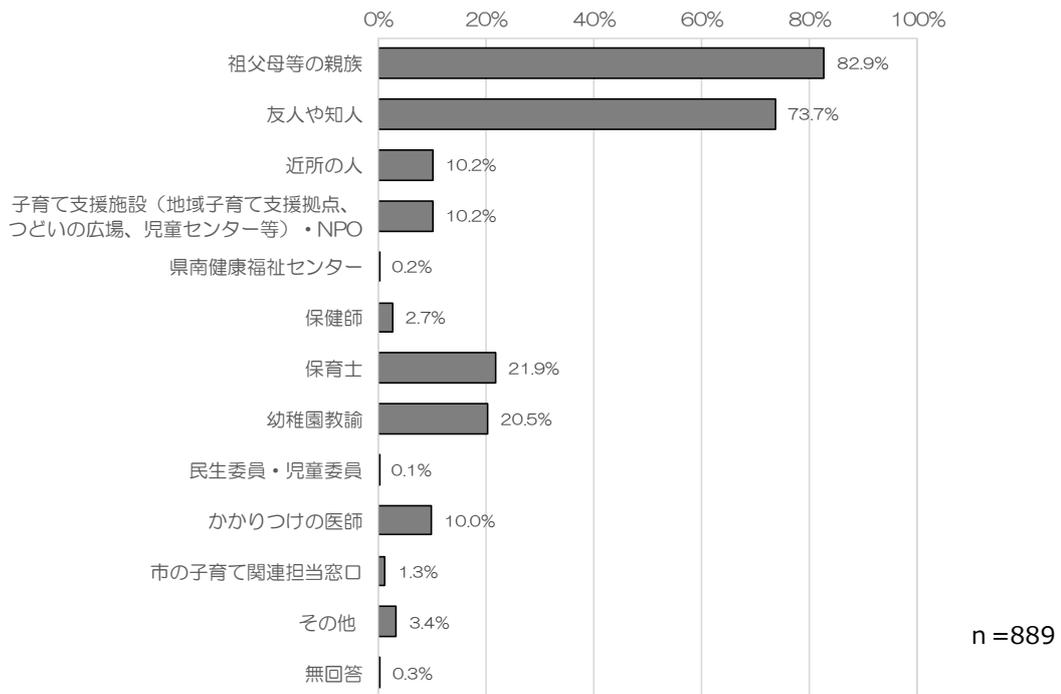
「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」と回答した人が6割近くを占め、最も多くなっています。



★子育てについて気軽に相談できる人・場所の有無

相談できる人や相談できる場所が「いる／ある」と回答した人が9割以上を占めています。そのうち、「祖父母等の親族」と回答した人が8割以上、「友人や知人」と回答した人が7割以上を占めています。



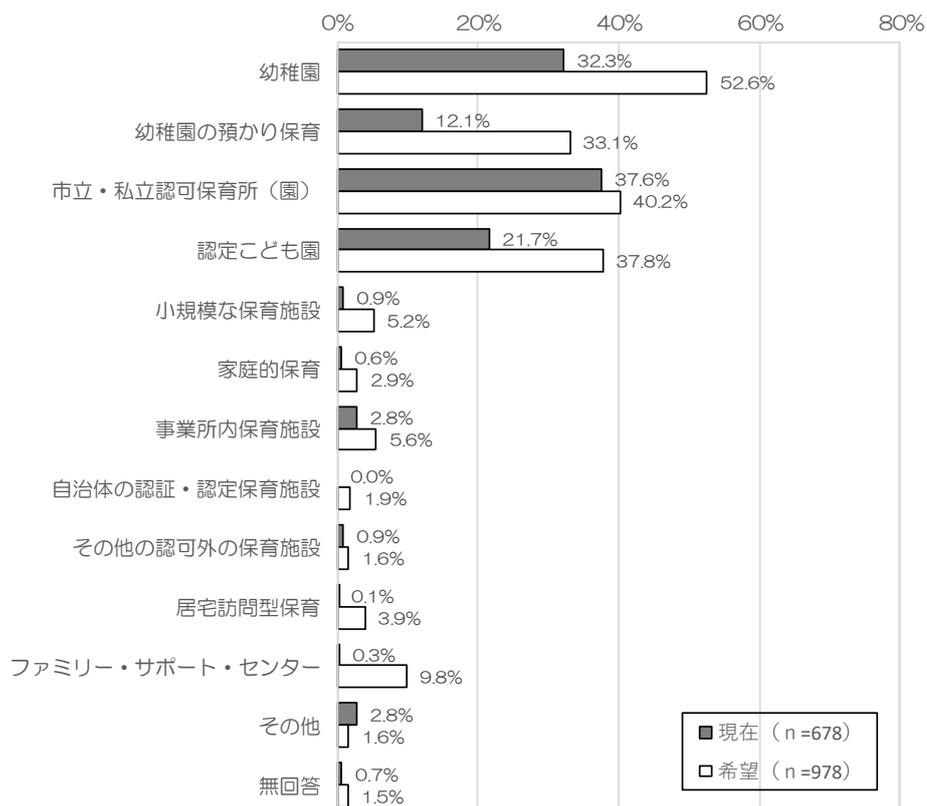


③平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と希望

★利用状況と希望

現在の利用状況は、「市立・私立認可保育所（園）」と回答した人が4割と最も多く、次いで「幼稚園」が3割以上となっています。

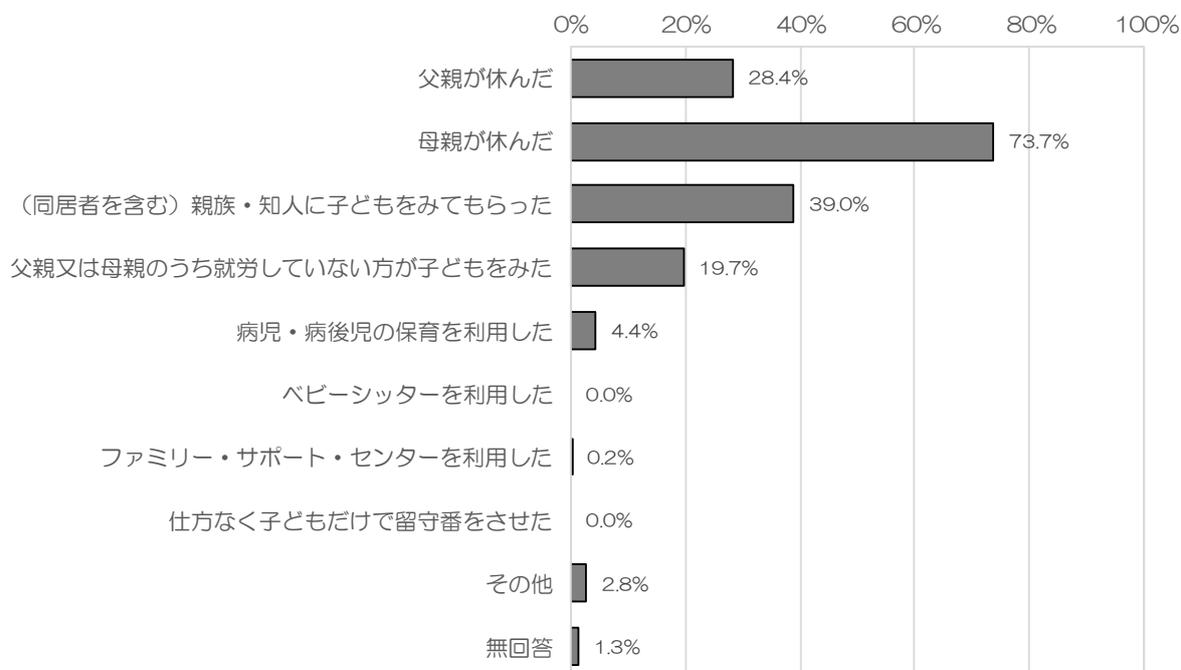
利用の希望は、「幼稚園」と回答した人が半数以上を占め、最も多く、次いで、「市立・私立認可保育所（園）」、「認定こども園」がそれぞれ4割となっています。



④子どもの病気やケガの際の対応

★普段利用している事業が利用できなかった際の対処方法

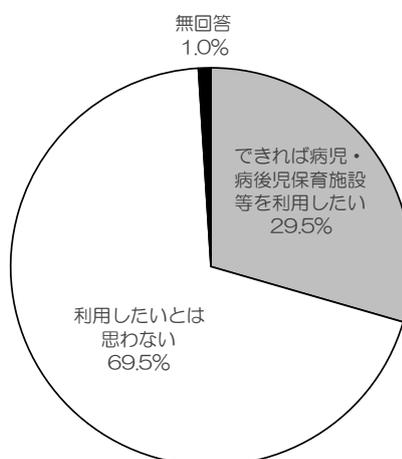
「母親が休んだ」と回答した人が約4分の3を占め、最も多くなっています。次いで、「(同居者を含む) 親戚・知人に子どもをみてもらった」と回答した人が約4割を占め、多くなっています。



n=543

★病児・病後児のための保育施設等の利用希望

「利用したいとは思わない」と回答した人が7割、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人が3割を占めています。

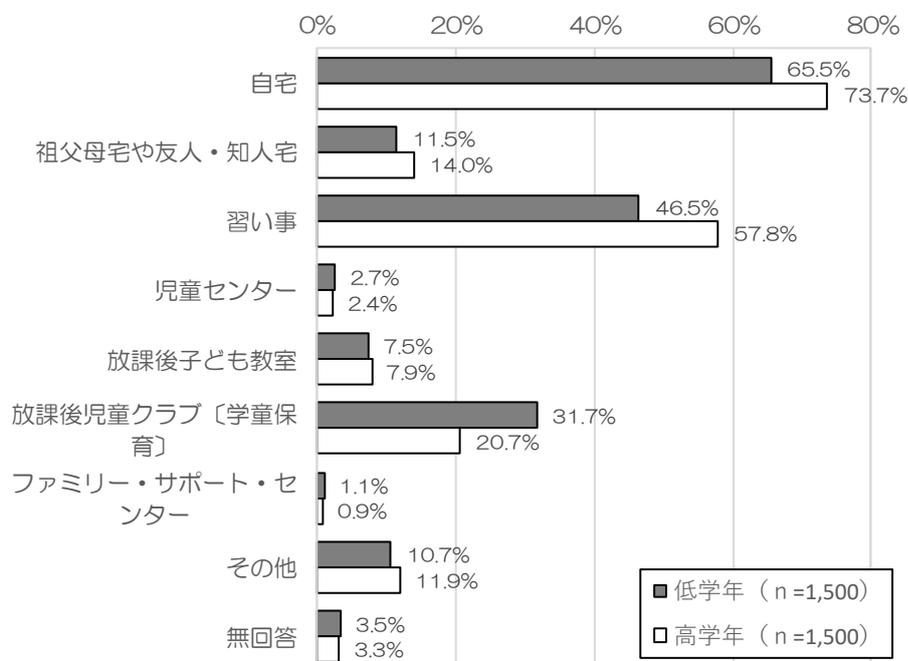


n=420

⑤小学校就学後の放課後の過ごし方

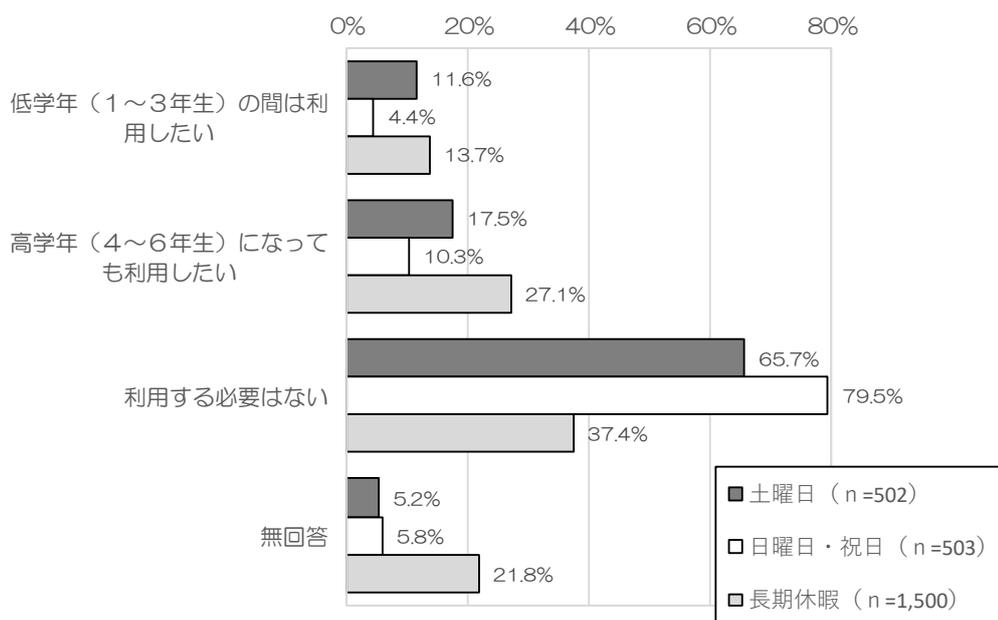
★放課後の過ごし方の希望（就学児童）

低学年、高学年ともに「自宅」、「習い事」の回答が多くなっています。低学年においては「放課後児童クラブ」の回答が約3割となっています。



★土曜日、日曜日・祝日、長期休暇の学童保育の利用希望（就学児童）

低学年、高学年ともに、長期休暇時の利用希望が多く、次いで土曜日となっています。

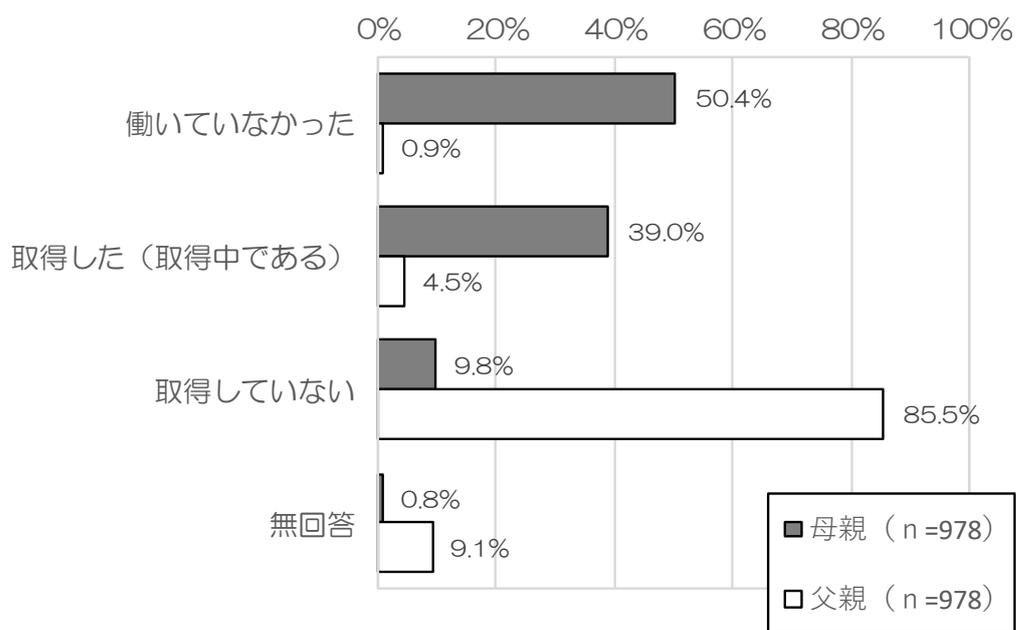


⑥職場の両立支援制度について

★育児休業取得の状況

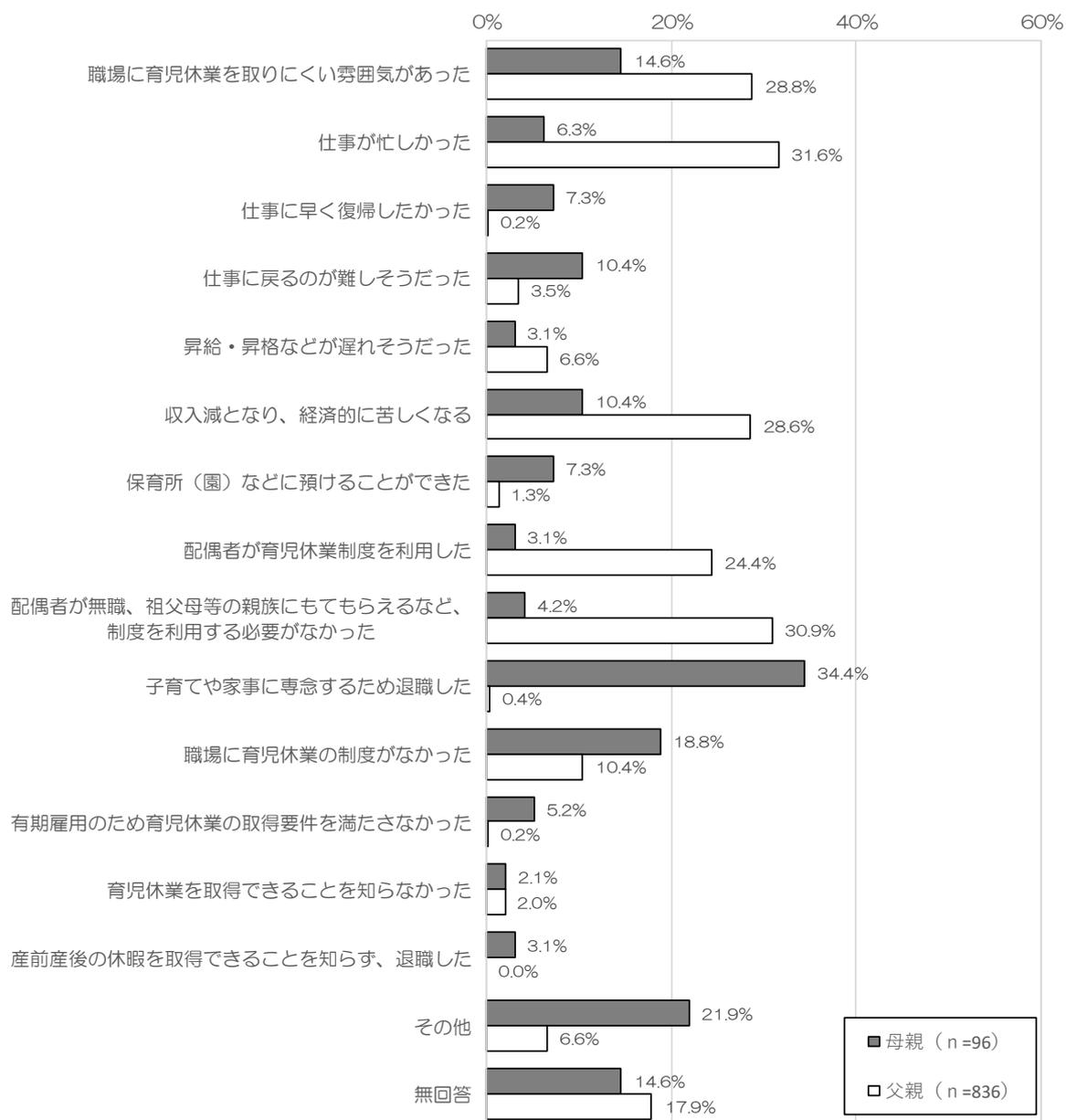
母親では、「取得した（取得中である）」が4割、「取得していない」が1割となっており、「働いてなかった」と回答した人が半数を占めています。

父親では、「取得していない」と回答した人が8割以上を占め、「取得した（取得中である）」は4.5%となっています。



★育児休業を取得していない理由

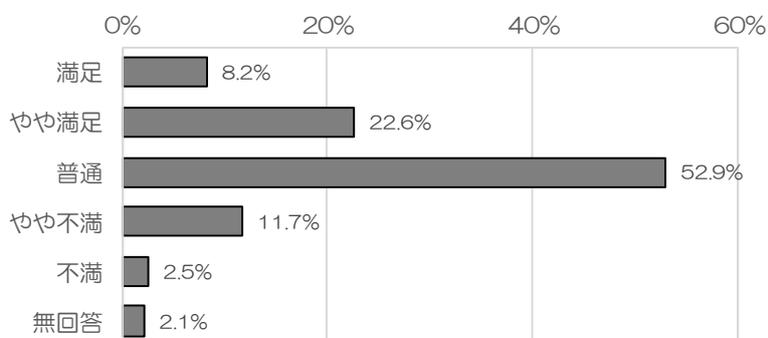
母親では、「子育てや家事に専念するために退職した」と回答した人が約3割、父親では、「仕事が忙しかった」、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が約3割となっています。



⑦本市における子育て環境や支援への満足度

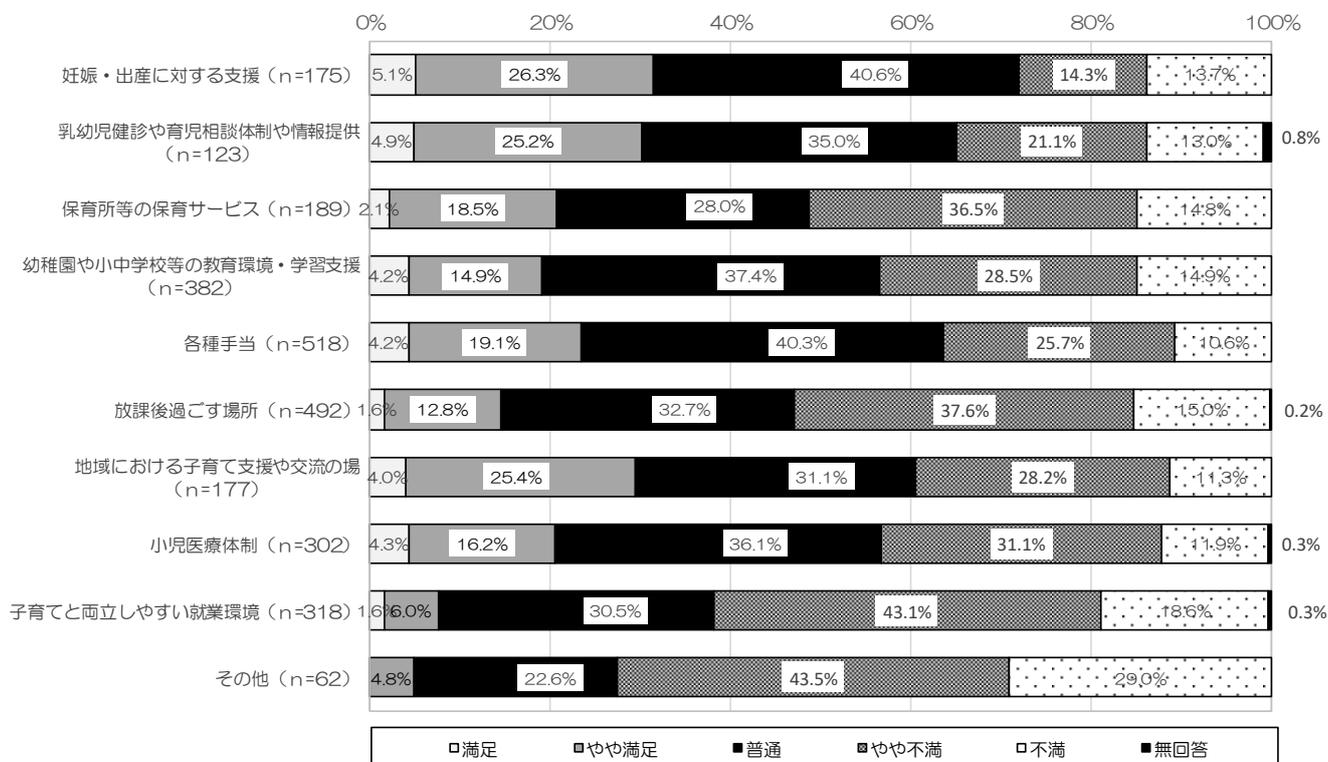
★子育て環境・支援の満足度（就学児童）

「普通」が約半数を占めており、「満足」、「やや満足」を合わせると約3割となっています。



★子育ての満足度（就学児童）

「満足」、「やや満足」と回答した人を合わせると、「妊娠・出産に対する支援」、「乳幼児検診や育児相談体制や情報提供」、「地域における子育て支援や交流の場」がそれぞれ約3割を占め、満足度が高い傾向にあります。



4 第1次計画の進捗評価について

(1) 評価

基準	区分	件数
計画よりすすんでいる	1	5
計画通り	2	55
計画より遅れている	3	6
効果なし	4	0

(2) 今後の事業の方向性

基準	区分	件数
事業拡大	A	15
現状のまま継続	B	51
削除	C	0
廃止	D	0

(3) 事業の実施状況

★地域・家庭における子育て支援サービスの推進

事業名	担当課	平成30(2018)年度実績	評価	方向性
子育て支援総合相談事業	子育て包括支援課	相談対応数 3,631 組	2	B
育児支援家庭訪問事業	子育て包括支援課	訪問延件数 439 件	1	B
地域の子育て支援拠点事業	こども課	実施施設数 7 施設	2	B
子育てひろば事業	こども課	参加人数 8148 人	2	B
子育て支援総合センター	子育て包括支援課	すまいるの利用親子組数 3926 組	2	B
家庭児童相談事業	子育て包括支援課	虐待死亡事故件数 0 件	2	A
母子手帳交付時における面接	健康増進課	健康増進課での交付率 70.6%	2	A
ハイリスク妊婦への支援	健康増進課	妊婦支援率(着手率)85.7%	1	A
妊産婦・新生児訪問	健康増進課	訪問件数 109 件	1	B
未熟児訪問・赤ちゃん訪問	健康増進課	訪問実施率 95.6%	2	B
乳幼児健診・相談	健康増進課	1歳6ヶ月児受診率 96.0% 3歳児受診率 97.1%	2	B
未受診家庭への受診勧奨	健康増進課	訪問依頼件数 112 件	2	B
小児救急医療の充実	健康増進課	急変時にも困らず病院を受診できた割合 64.0%	2	B

★子どもに関する専門的な知識や技術を要する支援と連携

事業名	担当課	平成 30(2018)年度実績	評価	方向性
おやま生まれのオレンジリボン・キャンペーン事業	子育て包括支援課	講演会来場者数 350 人	2	B
要保護児童等対策地域協議会	子育て包括支援課	代表者会議・実務者会議開催回数 6 回	2	B
要支援児童生活応援事業	子育て包括支援課	延利用児童数 1,729 人	2	A
虐待被害者等緊急時安全確保事業	子育て包括支援課	利用件数 1 組	2	B
児童扶養手当の支給	子育て包括支援課	受給者数 1,175 人	2	A
遺児手当の支給	子育て包括支援課	児童数 58 人	2	A
母子父子寡婦福祉資金の貸付	子育て包括支援課	貸付申請受付件数 8 件	2	B
ひとり親家庭医療助成事業	子育て包括支援課	助成件数 17,517 件	2	A
ひとり親家庭学童保育料助成事業	こども課	交付者数 198 人	2	B
ひとり親家庭保育料軽減事業	こども課	幼稚園就園奨励金の増額補助件数 51 件	2	A
ひとり親家庭等への就業支援	子育て包括支援課	就職・転職件数 9 件	2	A
ひとり親家庭等日常生活支援事業	子育て包括支援課	延訪問件数 0 件	3	B
母子生活支援施設	子育て包括支援課	入所世帯数 3 件	2	B
母子・父子自立支援員による相談・支援	子育て包括支援課	就職・転職件数 9 件	2	A
母子寡婦福祉団体の活動支援	子育て包括支援課	新規会員の入会数 15 人	2	B
「のびっこクラス」の開催	健康増進課	開催回数 6 回 参加者数 55 組	2	B
乳幼児二次健診(のびっこ発達相談)	健康増進課	開催回数 12 回 利用者数 144 人	2	B
児童発達支援(通所給付)	福祉課	利用人数 270 人	2	B
放課後等デイサービス(通所給付)	福祉課	利用人数 307 人	2	B
日中一時支援事業(地域生活支援事業)	福祉課	利用人数 138 人	2	B
自立支援医療(育成医療)	福祉課	利用件数 41 件	3	B
教育・保育施設等における障がい児の受け入れの推進	こども課	補助対象児童数 50 人	2	A
保護者同士の交流の支援	健康増進課	開催回数 24 回	2	B

★職業生活と家庭生活との両立の推進

事業名	担当課	平成 30(2018)年度実績	評価	方向性
ファミリー・サポート・センター事業	子育て包括支援課	会員数 952 人	2	B
妊娠中・出産後等における弾力的な就業時間運用への啓発	男女共同参画課	事業案内の送付数 1,800 件	3	B
妊娠中・出産後等における弾力的な就業時間運用への啓発	工業振興課	PR回数 7 回	2	B
育児休業取得への環境整備	男女共同参画課	おやマイクボス評定登録事業所数 40 事業所	1	B
育児休業取得への環境整備	工業振興課	PR回数 7 回	2	B
ワーク・ライフ・バランスの推進	男女共同参画課	小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者総認定数 36 事業所	1	B
ワーク・ライフ・バランスの推進	工業振興課	PR回数 7 回	2	B

★次代を担う子どもの健全育成事業の推進

事業名	担当課	平成 30(2018)年度実績	評価	方向性
放課後子ども総合プラン事業	こども課	小学校内学童実施率 27.4%	2	B
放課後子ども総合プラン事業	生涯学習課	整備施設数 4ヶ所	3	B
児童手当の支給	子育て包括支援課	受給者数 13,566 人	2	A
幼稚園・保育園(所)における経済的支援	こども課	第 3 子以降保育料の免除実 人数 582 人	2	A
こども医療費助成事業	子育て包括支援課	助成件数 303,009 件	2	A
妊産婦医療費助成事業	子育て包括支援課	助成件数 8,094 件	2	B
不妊治療費助成事業	子育て包括支援課	助成件数 193 件	2	B
不育症治療費助成事業	子育て包括支援課	助成件数 4 件	2	B
養育医療費給付事業	子育て包括支援課	給付件数 107 件	2	B
交通安全対策の推進	生活安心課	交通安全教室開催回数 33 件	2	B
交通安全対策の推進	教育総務課	通学路安全推進会議の開催 1 回	2	B
交通安全対策の推進	学校教育課	教育課程に示した内容の実施 100 回	2	B
防犯対策の推進	生活安心課	活動補助金交付団体数 64 団体	3	B
防犯対策の推進	教育総務課	学校安全ボランティアの保険 加入数 延べ 86,000 人	2	B
防犯カメラの設置	生活安心課	補助金交付件数 0 件	3	B
防犯カメラの設置	教育総務課	防犯カメラ警備業務委託学校 数 8 校	2	B
「命の尊さ」を学ぶ機会の充実	学校教育課	教育課程に示した内容の実施 100 回	2	B
「命の尊さ」を学ぶ機会の充実	健康増進課	開催学校数 2 校	2	B
中学生ピアカウンセリングの実施	健康増進課	開催回数 4 回	2	B
思春期保健講座の実施	健康増進課	開催回数 7 回	2	B
思春期保健関係者会議の開催	健康増進課	開催回数 1 回	2	B
学校・専門職等が連携した性に関する指導	学校教育課	年間指導計画の実施 100 回	2	B
結婚活動応援事業	子育て包括支援課	イベント開催回数 1 回 結婚支援センター小山お引き 合わせ人数 328 人	2	A

5 第1次計画の進捗状況

子育て支援サービス		H26(2014)年度 実績	R1(2019)年度 目標事業量	R1(2019)年度 実績見込み	達成率
①通常教育・ 保育事業	幼稚園・認定こども園 (1号認定)	2,927人 20か所	2,389人 19か所	2,370人 18か所	99.2%
	保育園(所)・認定こども園(2号認定)	1,263人 28か所	1,650人 39か所	1,630人 40か所	98.8%
	保育園(所)・認定こども園(3号認定)	960人 34か所	1,499人 45か所	1,430人 46か所	95.4%
	利用者数計	5,150人	5,538人	5,430人	98.0%
	実施施設数	54か所	52か所	52か所	
②延長保育事業		27か所	38か所	38か所	100.0%
③夜間保育事業		1か所	1か所	1か所	100.0%
④休日保育事業		204人 1か所	450人 1か所	450人 1か所	100.0%
⑤病児・病後児保育事業		3か所	5か所	5か所	100.0%
⑥放課後児童健全育成事業		1,383人 56か所	1,939人 64か所	1,767人 64か所	100.0%
⑦地域子育て支援拠点事業		8か所	7か所	7か所	100.0%
⑧子育てひろば		7か所	9か所	9か所	100.0%
⑨預かり保育事業 (幼稚園・認定こども園)		延べ89,236人 20か所	延べ79,952人 18か所	延べ86,000人 18か所	100.0%
⑩一時預かり 事業	一時預かり (保育園(所)等)	延べ10,106人 25か所	延べ6,000人 33か所	延べ5,500人 33か所	100.0%
	子育て支援活動事業	延べ375人 1か所	延べ532人 1か所	延べ532人 1か所	100.0%
⑪子育て短期支援事業 (ショートステイ)		2か所	2か所	2か所	100.0%
⑫ファミリー・サポート・センター事業		1か所	1か所	1か所	100.0%
⑬子育て支援総合センター		1か所	1か所	1か所	100.0%

■参考

出会い・結婚支援	H29(2017)年度 実績	R1(2019)年度 目標事業量	R1(2019)年度 実績見込み	達成率
とちぎ結婚支援センター小山 お引き合わせ数	85組	240組	384組	160.0%

6 統計・調査結果・第1次計画進捗評価のまとめ

(1) 現状と課題

第1次小山市子ども・子育て支援事業計画の90%以上の事業の実施状況が、「計画より進んでいる」か「計画通り」であり、それぞれ目標値を達成しました。事業の方向性は、取組事業全体の24.1%が事業拡大、その他の全ての事業が継続実施となりました。これらの取り組みの結果、子育ての環境や支援への満足度について、平成25年実施のアンケート調査結果では「満足」か「やや満足」の割合が16.6%でしたが、今回の調査では30.8%に上昇しました。

また、今回のアンケート調査結果では、保護者の就労率の上昇に伴い、保育施設や学童保育の利用希望が高くなっており、子どもが病気の時には、母親が仕事を休んで対応している世帯が7割を超えていました。その一方で、「子育てと両立しやすい就業環境」や「幼稚園や学校等の教育環境と学習支援」への満足度が20%以下と、他の項目よりも低い結果となりました。

統計の結果からは、女性の就業率について平成17(2005)年からの10年間を見ると、全体的に横ばい傾向で大きな変化がない中、子育て世代である30歳から34歳が5.1%、35歳から39歳までが4.8%の増加が見られました。また、全国的に少子化が進んでいるように、小山市でも出生数は減少傾向にあり、少子化の原因とされる晩婚化の進行や未婚率の上昇も見られました。今後少子化による人口減少が進むと、社会の担い手の減少による現役世代の負担増加、経済規模の縮小など、社会全体に多大な影響を及ぼすことが考えられます。

(2) 分析

アンケート調査結果からの課題である「幼稚園、保育園などの教育・保育施設や学童保育施設の整備」「病児病後児保育などの子育て支援の充実」「子育てと両立しやすい就業環境の充実」「幼稚園や学校等の教育環境と学習支援」については、第1次計画において、すでに事業として取り組んでいましたが、第2次計画では、取り組み内容は質の面でも量の面でも更なる充実が求められています。特に就業環境については、母親が出産を機に仕事をやめたり、子育てのために就業を諦めたりすることなく、家庭でも社会でも活躍できるような環境づくりが必要です。

また、少子化への対策については、結婚、妊娠、出産、子育ては個人の選択であることを前提としながら、希望する人が子どもを産み育てることができるよう、経済的な支援の充実に加えて、結婚につながる出会いの場の提供、出産・育児に対する不安感や負担感の軽減、ワーク・ライフ・バランスの推進などの多様な観点から、出会い、結婚、妊娠、出産、子育てができる切れ目のない支援と環境づくりを進める必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子育ての輪がひろがり 未来につなぐ夢・希望あふれるまち おやま

本市の出生数は年々減少し、少子化の進行、地域のつながりの希薄化、核家族化・共働き家庭の定着など、子育てをめぐる環境は変化しています。すべての子どもを産み育てようとする希望を持つ人たち、さらに経済的負担の増す中で多子を産み育てようとする希望をもつ人たちを、手厚く支え、安心して子育てができるよう「子育て支援日本一」の実現を目指してまいります。

本計画においては、1次計画の基本的な考え方を継承するとともに、結婚・出産・子育ては選択の多様性の配慮を前提の上で、市民の子育ての希望をかなえること、ひいては少子化に歯止めをかける対策を同時に進めてまいります。そのためには、狭義の子育て対策のみならず、市民、地域、企業、行政が一体となって女性が活躍できる環境整備や子育て家庭に寄り添う支援をしてまいります。

また、今後の保育施設の効率的な運営や、将来を見据えた施設整備を推進するために新たに「第3次小山市保育所整備計画」を盛り込みます。

2 計画の基本的視点

視点Ⅰ 出会い・結婚・妊娠・出産の切れ目のない支援を推進します

未婚者に対する出会いの場の充実を図るとともに、次世代が子どもを生き育てることへの理解や素晴らしさへの認識を深める環境づくりを進め、結婚・妊娠・出産の各段階において切れ目のない支援が確保されるよう、様々な支援の充実を図ります。

視点Ⅱ すべての親が安心して子育てできる環境づくりを推進します

男女がともに子育てをしながら働いていけるような環境を整備するとともに、仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりを推進し、誰もが仕事と生活の調和がとれた働き方ができる社会の実現を目指します。

視点Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちを支援します

すべての子どもの幸せを第一に考え、子どもの視点にたち、子どもの人権や生存が確実に保証されるよう、子どもの健全な育成のための支援や子育て支援の充実を図ります。

3 計画の基本目標

基本目標1 結婚に向けた出会い・交流の場の創造

未婚者が結婚を前向きに考えることができるよう、各年代に応じた、出会いの場、交流の機会づくりを支援します。



基本目標2 妊娠・出産の支援と負担の軽減

妊産婦等への支援をはじめとして、地域の実情に応じたニーズに対応し、各段階に応じたきめ細かな支援を行います。



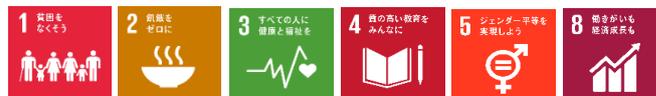
基本目標3 子育てと仕事の両立の希望をかなえる環境づくり

男性も女性も子育てをしながら、多様な働き方を選択し、社会で活躍することができるよう、環境整備を推進します。



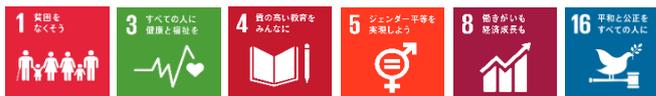
基本目標4 子育てに関する経済的負担の軽減

子どもを安心して持つことができるよう、子どもと家庭の状況に応じた経済的支援を行います。



基本目標5 子育て支援事業の推進

教育・保育のニーズに応えるため、認定こども園の普及や保育園等施設の充実を図り、多様な保育サービスを提供するとともに、子育て家庭の負担軽減、子どもの成長に応じた支援策を推進します



基本目標6 次代を担う子どもの健全育成事業の推進

次代の担い手である子どもが個性豊かに「生きる力」を伸ばすことができるような取組を推進し、教育環境等の整備を図ります。



基本目標7 子どもの人権と安全を守る仕組みづくり

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を伸ばして成長できるよう児童虐待の防止対策、障害児施策、ひとり親家庭等の専門的な支援を必要とする家庭に対して、関係機関が緊密に連携してきめ細な支援に努めます。

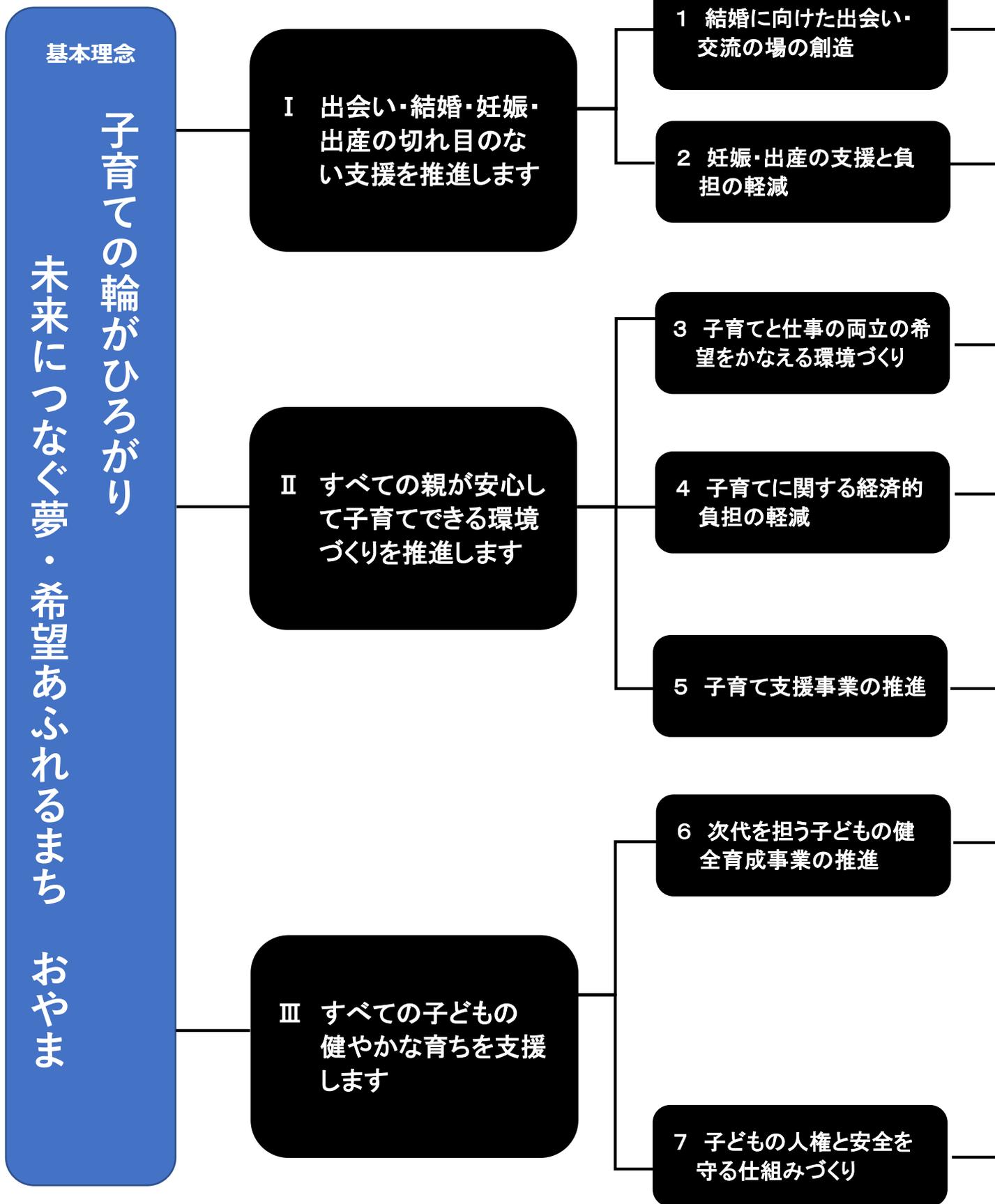


※SDGs（持続可能な開発目標）のゴールを示すアイコン（資料編 101 項参照）

4 計画の体系

基本的視点

基本目標



施策

◎新規事業

●重点事業

●とちぎ結婚支援センター小山運営事業 ○結婚新生活支援事業

◎母子健康包括支援センター整備運営事業 ◎産前・産後サポート事業
◎おーバスによる妊産婦の移動支援事業 ●不妊治療費助成事業 ●産後ケア事業
○不育症治療費助成事業 ○母子健康手帳交付時における妊婦支援事業 ○妊婦健康診査事業
○妊産婦・新生児訪問事業 ○産婦健康診査事業 ○妊産婦医療費助成事業
○地域周産期医療機関の整備・再開支援

●認定こども園及び民間保育園等整備事業 ●公立保育所の民設民営化事業
●女性の職業生活における活躍推進事業 ●女性交流推進事業 ●男性の家庭参画への支援
●小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定事業 ○保育士等就業奨励金交付事業
○保育士就職準備金交付事業 ○保育士再就職支援研修事業 ○おやまイクボス認定
○ワーク・ライフ・バランスの企業への啓発

◎幼児教育・保育の無償化(国) ◎低所得者等に対する副食費免除事業 ●こども医療費助成事業
●保育料多子軽減事業 ○新生児聴覚検査費用助成事業 ○予防接種無料化(国)・助成
○児童手当の支給(国) ○預かり保育料助成事業(幼稚園・認定こども園・(教育認定))
○児童扶養手当の支給(国) ○ひとり親家庭医療助成事業 ○ひとり親家庭保育料軽減事業
○ひとり親家庭学童保育料助成事業 ○遺児手当の支給 ○母子父子寡婦福祉資金の貸付(県)
○養育医療費給付事業

●キッズランドおやま運営事業 ○子育て支援総合センターの充実 ○子育て支援総合相談事業
○ファミリー・サポート・センター事業 ○地域子育て支援拠点事業・子育てひろば
○一時預かり事業 ○延長保育事業 ○病児・病後児保育事業 ○養育支援訪問事業
○子育て短期支援事業 ○利用者支援事業

●放課後児童健全育成事業 ○小児救急医療の充実 ○乳児家庭全戸訪問事業
○乳幼児健診・相談事業 ○未受診家庭への受診勧奨 ○のびっこクラス ○乳幼児二次健診
○くるみクラブ ○児童センター事業 ○放課後子ども総合プラン事業
○放課後子ども教室推進事業 ○思春期保健講座の実施 ○中学生ピアカウンセリングの実施
○「命の尊さ」を学ぶ機会の充実 ○思春期保健関係者会議
○学校・専門職等が連携した性に関する指導

◎子ども家庭総合支援拠点整備運営事業 ◎児童発達支援センターの設置
●家庭児童相談事業 ●要支援児童生活応援事業
●おやま生まれのオレンジリボン・キャンペーン事業 ●児童発達支援 ●放課後等デイサービス
●日中一時支援事業 ●外国人児童生徒支援事業 ○要保護児童等対策地域協議会
○母子・父子自立支援員による相談・支援 ○ひとり親家庭等への就業支援 ○母子生活支援施設
○虐待被害者等緊急時安全確保事業 ○母子寡婦福祉団体の活動支援
○ひとり親家庭等日常生活支援事業 ○保育所等訪問支援 ○短期入所 ○居宅介護
○障がい児福祉手当 ○難病等福祉手当 ○重度心身障がい児介護手当
○軽度・中程度難聴児補聴器購入等助成
○教育・保育施設における特別の支援を要する児童の受入れ推進
○交通安全対策の推進 ○防犯対策の推進

第4章 子ども・子育て支援に関する施策の展開

1 各基本項目における取り組み

(1) 基本目標1 結婚に向けた出会い・交流の場の創造

事業名	1 【重点】とちぎ結婚支援センター小山運営事業	SDGs: 3.5
担当課	子育て包括支援課	
事業概要	結婚を望む独身の男女に出会いの機会を提供し、より効果的・効率的な結婚支援を行うため、「とちぎ未来クラブ」のマッチングシステムを活用し1対1の出会いをサポートします。	
実績と目標	平成30(2018)年度	令和6(2024)年度
	お引き合わせ数 328組	500組

事業名	2 結婚新生活支援事業	SDGs: 1
担当課	子育て包括支援課	
事業概要	経済的な理由により結婚に踏み出せない方々を対象に、婚姻に伴う負担を軽減し、新生活を経済的に支援するため、新居の購入費用、家賃、引っ越し費用の一部を助成します。	

(2) 基本目標2 妊娠・出産の支援と負担の軽減

事業名	3 【新規】母子健康包括支援センター整備運営事業	SDGs: 1.3.5
担当課	健康増進課	
事業概要	<p>妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供することを目的とした母子健康包括支援センター（以下、「センター」という。）を整備します。</p> <p>センターにおいて、全ての妊産婦、乳幼児とその保護者を対象として、予防的な視点を中心に、実情の把握、各種相談への対応、必要に応じた個別支援プランの策定等を実施することにより、健全な児童の育成を目指します。</p>	
実績と目標	平成30(2018)年度	令和6(2024)年度
	設置数 —	1か所

事業名	4 【新規】産前・産後サポート事業		SDGs: 3.5
担当課	健康増進課		
事業概要	妊産婦が産前・産後に必要な体力の維持向上や精神的安定を図り、同じ悩みをもつ者同士がつながることで、不安感や孤立感の軽減を図ります。		
実績と目標	平成 30 (2018) 年度		令和 6 (2024) 年度
	実施回数	—	30 回

事業名	5 【新規】おーバスによる妊産婦の移動支援事業		SDGs:11
担当課	都市計画課・子育て支援課		
事業概要	妊産婦さんは自分で車の運転が困難になるため、その支援としておーバス乗車券等を配布し検診等の際、公共交通で移動しやすい環境を整えます。		

事業名	6【重点】不妊治療費助成事業		SDGs: 3
担当課	子育て包括支援課		
事業概要	国内医療機関での不妊治療に係る保険診療適用外の検査及び診療費に対し、2分の1を助成します。助成診療期間は治療開始日から5年間(申請は1年度に1回)、助成限度額は100万円です。		
実績と目標	平成 30 (2018) 年度		令和 6 (2024) 年度
	助成件数	193 件	200 件

事業名	7 【重点】産後ケア事業		SDGs: 1.3.5
担当課	健康増進課		
事業概要	産婦健康診査での産後うつスクリーニングの結果等をふまえ、産後うつ予防の一環として、産後ケア事業を実施します。具体的には、産科医療機関等を宿泊又は日帰り等で利用し、助産師等から心身のケアや乳房ケア等をうけることで、産後間もない母親の身体的回復や心理的な安定を図ります。		
実績と目標	平成 30 (2018) 年度		令和 6 (2024) 年度
	利用人数	42 人	100 人
	利用回数	152 回	350 回

事業名	8 不妊治療費助成事業		SDGs: 3
担当課	子育て包括支援課		
事業概要	不妊症のために子どもを持つことが困難な夫婦が不妊症治療を受けた場合に、その治療費の一部を助成します。一つの治療期間における不妊症治療費助成対象額の2分の1、30万円を上限に通算5回まで助成します。		

事業名	9 母子健康手帳交付時における妊婦支援事業	SDGs: 1.3.5
担当課	健康増進課	
事業概要	母子健康手帳交付時に、全妊婦にアンケートを実施し、保健師等による面接相談を通し、支援が必要な妊婦（家庭）の早期発見及び支援に努める必要時に関係課と連携し、養育状況の悪化を防ぐよう努めます。	

事業名	10 妊婦健康診査事業	SDGs: 3
担当課	健康増進課	
事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、適時必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	

事業名	11 妊産婦・新生児訪問事業	SDGs: 3.5
担当課	健康増進課	
事業概要	妊産婦及び新生児に対し、妊娠・分娩・新生児期における母子の健康管理の徹底を図り、異常や疾病等の予防及び早期発見に努めるため、保健師・助産師による家庭訪問を行います。	

事業名	12 産婦健康診査事業	SDGs: 3.5
担当課	健康増進課	
事業概要	産後うつ予防や新生児への虐待予防を図るために、出産後間もない時期の母体の身体的機能の回復、授乳状況、精神状態を把握する健康診査を実施する事業です。	

事業名	13 妊産婦医療費助成事業	SDGs: 3
担当課	子育て包括支援課	
事業概要	妊産婦届出月の初日又は転入日から出産した翌月までの妊産婦に対し、保険診療分の医療費を助成します。	

事業名	14 地域周産期医療機関の整備・再開支援	SDGs: 3
担当課	健康増進課	
事業概要	地域中核病院である新小山市市民病院が「地域周産期医療機関」として再開するために引き続き産科医確保に向けた支援をしていきます。	

(3) 基本目標3 子育てと仕事の両立の希望をかなえる環境づくり

事業名	15 【重点】認定こども園及び民間保育園等整備事業	SDGs: 4.11
担当課	こども課	
事業概要	幼稚園が認定こども園へ移行するために行う施設整備を支援し、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持つ認定こども園の普及を図ります。増加する保育ニーズに対応するため、民間保育園の整備を推進します。	

事業名	16 【重点】公立保育所の民設民営化事業	SDGs: 4.11
担当課	こども課	
事業概要	民間活力を活かした民設民営方式による保育施設の整備を推進し、保育の量的拡大を図りつつ、多様化する保育ニーズに合致した持続可能な保育施設の整備を図ります。	

*別途「第3次 小山市保育所整備計画」を記載

事業名	17 【重点】女性の職業生活における活躍推進事業	SDGs: 5.8
担当課	男女共同参画課	
事業概要	主に子育て中の女性が在宅で働く「テレワーク」を体験できる講座や出産、育児のために離職した女性の再就職を支援するセミナーなど、女性の職業生活における活躍を推進する事業として実施します。 また、働く女性、働きたい女性を応援するための協議会（おやま女性活躍応援塾）を開催し、事業評価や取り組むべき課題の抽出などを行い、実情に合わせた事業や先進地の取組事例を参考にした新規事業を推進します。	

事業名	18 【重点】女性交流推進事業	SDGs: 5.8
担当課	男女共同参画課	
事業概要	働く場における女性活躍を推進するため、さまざまな分野で働く女性たちのキャリア形成に対する高いモチベーション保持とネットワークづくりに寄与することを目的として、異業種の働き方や情報交換の場を提供するものです。	

事業名	19 【重点】男性の家庭参画への支援		SDGs: 5.8
担当課	男女共同参画課		
事業概要	男女が共に家事、育児に参加できるよう、イクメン事例などを取り入れ、啓発紙を作成し、周知するものです。また、男女共同参画フェアなどにおいて、男性の育児休業の体験発表やパネルディスカッションを取り入れ、意識啓発に努めます。		
実績と目標	平成 30 (2018) 年度	令和 6 (2024) 年度	
	男性の育休取得率 4.5%	15.0%	

事業名	20 【重点】小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定事業		SDGs: 5.8
担当課	男女共同参画課		
事業概要	平成 24 年度から事業開始。 雇用の分野における男女共同参画の推進のため、仕事と家庭生活を両立することができ、だれもが働きやすい環境づくりに積極的に取り組む市内事業者を「小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者」として認定する事業です。事業者名及び取組内容を広く周知することにより、事業者のワーク・ライフ・バランスの理解と推進を図ります。		
実績と目標	平成 30 (2018) 年度	令和 6 (2024) 年度	
	推進事業者認定数 (延べ数) 36	102	

事業名	21 保育士等就業奨励金交付事業 (保育士等の人材育成・確保)		SDGs: 4
担当課	こども課		
事業概要	保育士・幼稚園教諭の養成施設の在学者について、卒業後保育士・幼稚園教諭として奨励金の交付期間以上、市内の幼稚園・保育園 (所) ・認定こども園に就業する方に対し奨励金を交付し人材不足の解消を図ります。		

事業名	22 保育士就職準備金交付事業 (保育士等の人材育成・確保)		SDGs: 4
担当課	こども課		
事業概要	保育士の資格を有する方で市内の保育施設に再就職する方、また独学で保育士資格を新規に取得し就職する方について、2 年間引き続き市内の幼稚園・保育園 (所) ・認定こども園に就業する場合、就職準備金を交付し人材不足の解消を図ります。		

事業名	23 保育士再就職支援研修事業（保育士等の人材育成・確保）	SDGs: 4
担当課	こども課	
事業概要	市内幼稚園・保育園（所）・認定こども園への再就職を希望する保育士に対し、必要となる研修や実技研修等を行い再就職支援を行います。	

事業名	24 おやまイクボス評定	SDGs: 5.8
担当課	男女共同参画課	
事業概要	「イクボス」の趣旨に賛同する市内事業所に「おやまイクボス評定事業所」として登録していただき、「働き方改革」や「イクボス」に関する情報提供や事業所名及びその取組の内容について、市ホームページ等で広く周知し、事業所のイメージアップを図りながら、支援しています。また、登録事業所での先駆的な取組の学びあいや情報交換を行う交流会を実施します。	
実績と目標	平成 30（2018）年度	令和 6（2024）年度
	登録事業所数（延べ数） 40	74

事業名	25 ワーク・ライフ・バランスの企業への啓発	SDGs: 5.8
担当課	工業振興課	
事業概要	働く人も、企業も、より豊かな「仕事と生活の調和」を目指す取り組みとして、ワーク・ライフ・バランスの理解と推進を図ります。妊娠中・出産後の時期における労働時間の短縮をはじめ、就労者の生活に配慮した職場環境づくりに向けた事業者への啓発を行います。男女の育児休業取得を促進するため、関係機関との連携を図りながら、事業所及び従業員に対して広報・啓発活動を取り組みます。	

（４）基本目標４ 子育てに関する経済的負担の軽減

事業名	26 【新規】幼児教育・保育の無償化(国)	SDGs: 1.4
担当課	こども課	
事業概要	3歳から5歳までの幼稚園・保育園（所）・認定こども園などに通う子の利用料（食材料費、通園送迎費などを除く）及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子の利用料を無償化します。また、幼稚園・認定こども園に通う子のうち新2号認定の子の預かり保育料を無償化します。	

事業名	27 【新規】低所得者等に対する副食費免除事業	SDGs: 1.4
担当課	こども課	
事業概要	低所得者世帯（360万円未満相当）及び扶養している18歳未満の子から数えて第3子以降の児童について、幼稚園・保育園（所）・認定こども園に通う子の保護者に対し副食費を免除します。	

事業名	28 【重点】こども医療費助成事業	SDGs: 1.2.3
担当課	子育て包括支援課	
事業概要	こどもの医療費の保険適用分を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子どもの病気の早期発見・治療を促し、健全育成を図ります。中学3年生（義務教育学校9年生）までを対象に、県内医療機関等で現物給付方式を導入しています。	
実績と目標	平成30（2018）年度	令和6（2024）年度
	助成件数 303,009件	320,000件

事業名	29 【重点】保育料多子軽減事業	SDGs: 1.4
担当課	こども課	
事業概要	保育園（所）・認定こども園に通う0歳から2歳までの住民税課税世帯の児童の保護者に対し、同時入所の保育料軽減や第3子以降の保育料免除を行います。	

事業名	30 新生児聴覚検査費助成事業	SDGs: 3
担当課	健康増進課	
事業概要	<p>新生児の聴覚障害を早期に発見し、適切な療育を行うことにより言語発達への影響を最小限に抑えることを目的に実施する新生児聴覚検査の費用の全部又は一部を助成します。</p> <p>助成対象者 検査日に市内に住所を有する新生児の保護者</p> <p>助成額上限 5千円</p>	

事業名	31 予防接種費無料化（国）・助成	SDGs: 3
担当課	健康増進課	
事業概要	予防接種法による定期接種の接種費用の無料化、定期接種以外の任意接種や定期接種期間を超過した接種について一部助成を実施します。	
実績と目標	平成30（2018）年度	令和6（2024）年度
	予防接種率 MR1期 98.5% MR2期 98.0%	100.0% 100.0%

事業名	32 児童手当の支給 (国)	SDGs: 1.2.3
担当課	子育て包括支援課	
事業概要	中学校3年生までの子どもを養育する家庭に、生活の安定と子どもの健全育成のため児童手当を支給します。手当額(月額)は、3歳未満15千円、3歳から小学生(第1・2子)10千円、(第3子)15千円、中学生10千円、特例給付(所得制限限度額以上の場合)5千円です。	

事業名	33 預かり保育料助成事業 (幼稚園・認定こども園 (教育認定))	SDGs: 8
担当課	こども課	
事業概要	幼稚園・認定こども園 (教育認定) の児童の保護者に対し、預かり保育料の負担軽減のため、預かり保育料の補助を行います。	

事業名	34 児童扶養手当の支給 (国)	SDGs: 1.2.3
担当課	子育て包括支援課	
事業概要	死別及び離別等によりひとり親家庭となっている父母が18歳到達年度末まで (児童に障がいがある場合20歳未満) の児童を監護養育している場合に手当を支給します。(所得制限あり)	

事業名	35 ひとり親家庭医療助成事業	SDGs: 1.2.3
担当課	子育て包括支援課	
事業概要	満18歳に達する年度末まで子どもを養育するひとり親家庭に対して、保険診療分の医療費を助成します (所得制限あり)。	

事業名	36 ひとり親家庭保育料軽減事業	SDGs: 1.4
担当課	こども課	
事業概要	住民税課税世帯の0歳から2歳の子を養育するひとり親家庭等の低所得者世帯について、保育園 (所) ・認定こども園に通う子の保護者に対して保育料を減免します。	

事業名	37 ひとり親家庭学童保育料助成事業	SDGs: 1
担当課	こども課	
事業概要	学童保育を利用する経済的な支援が必要なひとり親家庭の保護者に対して、児童1人あたり月2千円の保育料を減額します。	

事業名	38 遺児手当の支給	SDGs: 1.2.3
担当課	子育て包括支援課	
事業概要	父母の一方または両方が死亡した児童(義務教育修了前)を監護していて、市民税の所得割が非課税の方に対し、児童1名つき月額3千円を支給します。	

事業名	39 母子父子寡婦福祉資金の貸付(県)	SDGs: 1.3
担当課	子育て包括支援課	
事業概要	母子及び父子並びに寡婦家庭の生活の安定と、児童の福祉の向上を図るため、無利子又は低利子の資金の貸付を行います。	

事業名	40 養育医療費給付事業	SDGs: 1.2.3
担当課	子育て包括支援課	
事業概要	児童の出生体重が2000グラム以下または身体の機能が未熟なままで生まれた場合に、指定医療機関で受けた入院に対する医療費を給付します。	

(5) 基本目標5 子育て支援事業の推進

事業名	41 【重点】キッズランドおやま運営事業	SDGs: 3.4
担当課	子育て包括支援課	
事業概要	天候に左右されることなく思い切り体を動かして遊べる屋内子どもの運動遊び場キッズランドおやまの運営を補助し、運動による子どもの健全な成長と子育て孫育ての支援につなげます。	

事業名	42 子育て支援総合センターの充実	SDGs: 1.3.5.16
担当課	子育て包括支援課	
事業概要	常設の子育てひろば(すまいる)、一時預かり、ファミリー・サポート・センター機能を有する総合センターの充実を図ります。	

事業名	43 子育て支援総合相談事業	SDGs: 1.3.5
担当課	子育て包括支援課	
事業概要	子育て支援総合相談員が、子育て支援に関する情報提供や、子どもや子育てに関する相談対応を行います。	

事業名	44 ファミリー・サポート・センター事業	SDGs: 1.3.5.16
担当課	子育て包括支援課	
事業概要	子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	

事業名	45 地域子育て支援拠点事業・子育てひろば	SDGs: 4.5
担当課	こども課	
事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を図る場所を開設し、保育士等を配置して、子育てについての不安や悩みの相談、情報の提供、助言、その他の援助を行います（市内各地区の社会福祉法人に委託し実施）。また、未就園児を対象に、親子を集い交流や仲間づくりを行う場として子育てひろばを開設します。	

事業名	46 一時預かり事業	SDGs: 3.5
担当課	こども課・子育て包括支援課	
事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間の時間、保育園（所）・認定こども園、その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行います。保育園（所）・認定こども園における一時預かり、子育て援助活動支援事業を実施します。	

事業名	47 延長保育事業	SDGs: 5.8
担当課	こども課	
事業概要	保育認定を受けた子どもについて、利用日における通常の利用時間を超えて、保育園（所）・認定こども園において必要な保育を実施します。	

事業名	48 病児・病後児保育事業	SDGs: 5.8
担当課	こども課	
事業概要	保護者の就労等により家庭で保育することが困難な病児・病後児について、病院や保育園等に付設された専用スペースにおいて、保育士・看護師等が一時的に保育を行います。	

事業名	49 養育支援訪問事業	SDGs: 3.5
担当課	子育て包括支援課	
事業概要	子育てに対し不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要な家庭に対し、育児支援家庭訪問員等による養育に関する助言・指導や家事支援等を行います。	

事業名	50 子育て短期支援事業	SDGs: 3.5
担当課	子育て包括支援課	
事業概要	保護者の疾病等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設等において児童を養育します（ショートステイ）。	

事業名	51 利用者支援事業	SDGs: 3.5
担当課	子育て包括支援課	
事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	

（6）基本目標6 次世代を担う子どもの健全育成事業の推進

事業名	52 【重点】放課後児童健全育成事業	SDGs: 3.5
担当課	こども課	
事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	
実績と目標	平成 30（2018）年度	令和 6（2024）年度
	施設数 62 か所	65 か所

事業名	53 小児救急医療の充実	SDGs: 3
担当課	健康増進課	
事業概要	かかりつけ医をもつことや緊急時の適切な受診について、保護者に情報提供・啓発を行うとともに、小山地区夜間休日急患センター等における一次救急、小児二次救急医療体制の整備を行います。	

事業名	54 乳児家庭全戸訪問事業	SDGs: 3.5
担当課	健康増進課	
事業概要	低出生体重児を含む未熟児及び生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を助産師・保健師が訪問し、子育て家庭支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	

事業名	55 乳幼児健診・相談事業	SDGs: 1.3.5
担当課	健康増進課	
事業概要	乳児健診・9か月児健康相談・1歳6か月児健診・2歳児歯科健診・3歳児健診・5歳児健康相談等、節目や相談事業を通し、発達・保護者の育児不安等に関する助言等を行います。	

事業名	56 未受診家庭への受診勧奨	SDGs: 1.3
担当課	健康増進課	
事業概要	各種健診・相談事業の未受診家庭に対し、育児支援家庭訪問員と連携し、未受診家庭への訪問を行い、受信勧奨及び当該家庭の養育状況を把握します。	

事業名	57 「のびっこクラス」	SDGs: 3.5
担当課	健康増進課	
事業概要	1歳6か月～2歳頃の子どもの発達や子育てについて、悩みがある保護者を対象に、「のびっこクラス」で親子の関わり遊び・交流、母子心理相談員の助言等を行います。	

事業名	58 乳幼児二次健診（のびっこ発達相談）	SDGs: 3.5
担当課	健康増進課	
事業概要	乳幼児健診・相談事業等の結果、発達に関する専門的な助言等が必要な子ども及び保護者に対し、小児神経専門医や作業療法士・心理判定員による相談の機会を設けます。	

事業名	59 くるみクラブ(保護者同士の交流支援)	SDGs: 3.5
担当課	健康増進課	
事業概要	心身に障がいをもつ児を育てていく中での精神的不安や悩み等について、保護者同士で共有を図り、自助活動を支援します。	

事業名	60 児童センター事業	SDGs: 3
担当課	こども課	
事業概要	子どもに健全な遊びを与え、健康増進と豊かな情操を育てます。母親クラブを支援し、地域の乳幼児の親子交流活動を推進します。	

事業名	61 放課後子ども総合プラン事業		SDGs: 3.4.5
担当課	こども課・生涯学習課		
事業概要	全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう総合的な放課後対策(放課後子ども総合プラン*)に取り組み、「学童保育クラブ」及び「放課後子ども教室」を推進します。		
実績と目標	平成 30 (2018) 年度	令和 6 (2024) 年度	
	小学校内学童実施率 27.4%	36.0%	

*別途 第 5 章にて「新・放課後子ども総合プラン」を記載

事業名	62 放課後子ども教室推進事業		SDGs: 4.5
担当課	生涯学習課		
事業概要	全児童を対象に放課後の子どもの居場所として学校の余裕教教室等を利用して運営。地域の大人との交流を通し児童の健全な育成を図ります。学童保育クラブとの連携を検討し推進します。		
実績と目標	平成 30 (2018) 年度	令和 6 (2024) 年度	
	実施箇所数 4 か所	6 か所	

事業名	63 思春期保健講座の実施		SDGs: 3.5
担当課	健康増進課		
事業概要	中学生が性と生を主体的に受けとめ、望まぬ妊娠や感染症の予防について正しい知識を学ぶとともに、適切な行動選択について考える機会を提供します。		

事業名	64 中学生ピアカウンセリングの実施		SDGs: 3.5
担当課	健康増進課		
事業概要	中学生を対象に「ピアカウンセリング」事業を通して、具体的な性に関わる問題ばかりでなく、自分の人生設計を見通した意思決定ができるよう性=生の自己決定能力を高めていけるよう支援します。		

事業名	65 「命の尊さ」を学ぶ機会の充実		SDGs: 1.2.3.4.5
担当課	健康増進課・学校教育課		
事業概要	小中学校を対象に、「自分や家族、地域医療」について学び、限りある命を慈しむ心の醸成と今後の子どもたちの「生き方」に寄与できるよう「命の授業」を実施します。		

事業名	66 思春期保健関係者会議	SDGs: 3.5
担当課	健康増進課	
事業概要	思春期保健対策の強化充実のため、母子保健分野だけでなく、学校保健との課題の共有・情報交換会を行います。	

事業名	67 学校・専門職等が連携した性に関する指導	SDGs: 4.5
担当課	学校教育課	
事業概要	各小中学校（養護教諭等）と外部専門職等が連携し、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導（命の大切さ・子育ての大切さ・心や性の発達について・男女の敬愛等）を行います。	

（7）基本目標7 子どもの人権と安全を守る仕組みづくり

事業名	68 【新規】子ども家庭総合支援拠点整備運営事業	SDGs: 1.3.5.16
担当課	子育て包括支援課	
事業概要	平成 28（2016）年改正児童福祉法において、市町村が、児童虐待に関する支援を一体的に担うための機能を有する拠点の整備に努めることとされた「子ども家庭総合支援拠点」を整備します。 拠点において、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他必要な支援を行います。	
実績と目標	平成 30（2018）年度	令和 6（2024）年度
	設置数 —	1 か所

事業名	69 【新規】児童発達支援センターの設置	SDGs: 3.5
担当課	福祉課	
事業概要	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う業務を委託します。	
実績と目標	平成 30（2018）年度	令和 6（2024）年度
	施設数 —	1 か所

事業名	70 【重点】家庭児童相談事業	SDGs: 1.3.5.16
担当課	子育て包括支援課	
事業概要	18歳未満の子どもに関するあらゆる問題について、家庭相談員が相談に応じ、実態調査・在宅指導・助言等を行います。	
実績と目標	平成30(2018)年度	令和6(2024)年度
	虐待死亡事故件数 0件	0件

事業名	71 【重点】要支援児童生活応援事業	SDGs: 1.2.3.4.5.16
担当課	子育て包括支援課	
事業概要	養育放棄等の状態にある小中学生の要支援児童を対象に、放課後又は夏休み等に家庭的な環境で過ごせる場所で、子どもたちと指導員が調理、清掃及び学習などを行い子どもの成長と自立をサポートします。	
実績と目標	平成30(2018)年度	令和6(2024)年度
	施設数 2か所	3か所

事業名	72 【重点】おやま生まれのオレンジリボン・キャンペーン事業	SDGs: 1.3.5.16
担当課	子育て包括支援課	
事業概要	児童虐待の撲滅を目指し、講演会等や全国に繋ぐオレンジリボンたすきリレーの開催、市職員のオレンジリボン着用、出前講座の実施、オレンジリボンキャンペーンソング「まあるいところ」のPR等の啓発活動を推進します。	

事業名	73 【重点】児童発達支援(通所給付)	SDGs: 3.5
担当課	福祉課	
事業概要	未就学の障がい児が通所して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	
実績と目標	平成30(2018)年度	令和6(2024)年度
	利用人数 270人	300人

事業名	74 【重点】放課後等デイサービス(通所給付)	SDGs: 3.5
担当課	福祉課	
事業概要	学校に就学している障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。	
実績と目標	平成30(2018)年度	令和6(2024)年度
	利用人数 307人	330人

事業名	75 【重点】日中一時支援事業（地域生活支援事業）	SDGs: 3.5
担当課	福祉課	
事業概要	障がい児が日中の活動する介護の場と家庭の就労支援及び日常的にケアしている家族の一時的な休息を図ります。	
実績と目標	平成 30（2018）年度	令和 6（2024）年度
	利用人数 138人	140人

事業名	76 【重点】外国人児童生徒支援事業	SDGs: 4.5.10.11
担当課	学校教育課	
事業概要	外国人児童生徒が安心して学校に通い、将来への夢や希望をもって学校生活を送れるように、以下の施策を通じて日本語指導や学習指導等の支援、保護者への就学案内等の充実を図る。このことにより、不就学の解消を図り、子どもたちの学ぶ権利を守ります。	
実績と目標	平成 30（2018）年度	令和 6（2024）年度
	就学率 95.0%	100.0%

事業名	77 要保護児童等対策地域協議会	SDGs: 1.3.5.16
担当課	子育て包括支援課	
事業概要	児童虐待防止に係る関係機関のネットワークを強化し、情報交換や対応を円滑に行うとともに、児童虐待に関する広報・啓発を推進します。	

事業名	78 母子・父子自立支援員による相談・支援	SDGs: 1.3.5
担当課	子育て包括支援課	
事業概要	母子・父子自立支援員による、母子家庭や父子家庭の生活自立のための相談・情報提供の充実を図るとともに、家庭内で起こる様々な悩み等の相談を行います。	

事業名	79 ひとり親家庭等への就業支援	SDGs: 1.4.5.8
担当課	子育て包括支援課	
事業概要	ひとり親家庭の生活状況や就業希望等に応じて自立支援プログラムを策定し、資格取得促進のための事業紹介やハローワークと連携した求人情報等の提供を行い、就業支援を実施します。また、母子父子寡婦福祉資金における技能習得資金等の貸付やひとり親家庭自立支援教育訓練給付金等の支援を行います。	

事業名	80 母子生活支援施設	SDGs: 3.5
担当課	子育て包括支援課	
事業概要	18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、様々な事情から、子どもの養育が困難な場合に、安心して自立に向けた生活を営めるよう、入所による生活や子育ての支援を行います。	

事業名	81 虐待被害者等緊急時安全確保事業	SDGs: 3.5.16
担当課	子育て包括支援課	
事業概要	虐待もしくはDV等により被害を受けたり、繰り返し被害を受ける恐れのある家族に対し、緊急時における安全確保のための一時的に避難できる施設を提供します。	

事業名	82 母子寡婦福祉団体の活動支援	SDGs: 1.3.4.8
担当課	子育て包括支援課	
事業概要	母子及び父子並びに寡婦家庭の生活の安定と、児童の福祉の向上を図るため、無利子又は低利子の資金の貸付を行います。	

事業名	83 ひとり親家庭等日常生活支援事業	SDGs: 1.2.3.5
担当課	子育て包括支援課	
事業概要	母子世帯の母・寡婦及び父子世帯の父が、一時的に日常生活が困難となった場合に、家庭生活支援員を派遣して、育児や身の周りの世話をを行います。	

事業名	84 保育所等訪問支援	SDGs: 3.5
担当課	福祉課	
事業概要	保育所等に通う障がい児が、障がい児以外の児童と集団生活適応するための専門的な支援を行います。	

事業名	85 短期入所	SDGs: 3
担当課	福祉課	
事業概要	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	

事業名	86 居宅介護	SDGs: 3
担当課	福祉課	
事業概要	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	

事業名	87 障がい児福祉手当	SDGs: 3
担当課	福祉課	
事業概要	身体又は精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある 20 歳未満の方に支給します。	

事業名	88 難病等福祉手当	SDGs: 3
担当課	福祉課	
事業概要	栃木県から小児慢性特定疾病医療受給者証等を発行されている方に支給します。	

事業名	89 重度心身障がい児介護手当	SDGs: 3
担当課	福祉課	
事業概要	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A1・A2 を所持している児童(20 歳未満)の保護者に支給します。	

事業名	90 軽度・中程度難聴児補聴器購入費等助成	SDGs: 3
担当課	福祉課	
事業概要	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の難聴児を対象に、補聴器の購入費用の一部を助成します。	

事業名	91 教育・保育施設における特別の支援を要する児童の受入れ推進	SDGs: 4.5
担当課	こども課	
事業概要	幼稚園・保育園（所）・認定こども園及び学童保育クラブにおける障がい児等の特別な支援が必要な子どもの受け入れを促進し、職員の質の向上のための研修等を推進します。	

事業名	92 交通安全対策の推進	SDGs: 3.4.11
担当課	生活安心課・教育総務課・学校教育課・こども課	
事業概要	<p>子どもたちを交通事故から守るため、保育・幼稚園児及び小学生を中心とした交通安全教室や立哨指導を実施します。また、一般交通指導員の配置適正化を図ります。通学路について、関係機関が連携し、定期的な合同点検の実施、対策の検討、対策実施後の効果把握、対策の改善の充実を繰り返し実施します。保育園などが実施する園外活動の安全確保などのため、幼稚園・保育園（所）・認定こども園施設周辺への「キッズゾーン」設定を関係機関と連携し実施してまいります。</p>	

事業名	93 防犯対策の推進	SDGs: 4.16
担当課	生活安心課・教育総務課	
事業概要	<p>子どもを犯罪等の被害から守るため、防犯パトロール団体への支援を行うとともに、不審者情報や防犯情報などを含む「小山市安全安心情報メール」の一斉配信や必要箇所への防犯カメラの設置等を行います。</p>	

(8) 重要業績指標 (KPI)

基本的 視点	基本 目標	No	指標	現状値	目標
				平成30(2018)年度	令和6(2024)年度
視点 I	1	1	とちぎ結婚支援センター小山お引き合わせ数	328組	500組
		2	婚姻数	753人	現状値以上
	2	3	出生数	1,247人	1,300人以上
		4	合計特殊出生率	1.36	1.4以上
		5	人口の自然増減	340人減	380人減以下
		6	妊婦健康診査受診率	89.0%	100.0%
		7	産後、退院してからの1ヶ月程度、助産師や保健師等からの指導、ケアを十分に受けることができた者の割合	86.1%	90.0%
		8	妊娠早期(11週以内)の妊娠届出率	95.6%	100.0%
視点 II	3	9	ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定数	36事業所	102事業所
		10	男性の育児休業取得率	4.5%	15.0%
		11	仕事・家庭生活・プライベートな時間のバランスがとれていると感じている人の割合	67.2%(H27)	100.0%
		12	待機児童数	4月 10月	0人 34人(R1) 0人
	13	保育施設の充実(施設数)	45か所	51か所	
	4	14	希望する子どもの人数	2.3人	3.0人
	5	15	子どもが急病のときに困らず病院を受診できた人の割合	64.0%(R1)	90.0%
		16	子育て環境や支援に満足している人の割合	26.4%	40.0%
視点 III	6	17	学童保育クラブの利用者数	1,719人	1,900人
		18	幼稚園・保育所・保育園、小学校、中学校、義務教育学校における交通安全教室の実施回数	33回	35回
	7	19	虐待による死亡児童数	0人	0人
		20	要保護児童生活応援事業(子どもの居場所)実施施設数	2か所	3か所
		21	ひとり親への就業支援(就労したひとり親の数)	10人	20人
		22	外国人児童生徒の就学率	95.0%	100.0%

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

(1) 教育・保育の需要量及び確保の方策

①幼稚園・認定こども園（1号認定、3～5歳児）

教育を必要とする3～5歳児を幼稚園、認定こども園（1号）において受け入れ、教育を実施する。

【量（利用児童数）の見込みの算出根拠】

- ・平成31（2019）年4月から過去2カ年4月の3歳児以上児童数に対する3歳児以上の申込率は約94%であり、その値から各年度の保育利用見込率を差し引き該年度の申込率を見込み、その値を就学前児童見込数に乗じて算出しました。

【確保方策】

- ・幼稚園及び認定こども園（教育認定）により確保します。
- ・保育を必要とする教育の利用希望が強い児童は、預かり保育との併用により確保します。
- ・現状の定員は、量の見込みを上回っている状況です。

（単位：人）

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み		2,182	2,006	1,853	1,763	1,708
確保方策	教育・保育（1号認定）	1,445	1,620	1,854	1,860	1,863
	教育・保育（2号認定） 教育の利用希望が強い	620	570	527	501	486
	確認を受けない幼稚園	631	401	120	140	152
	小計	2,696	2,591	2,501	2,501	2,501
確保方策—量の見込み		514	585	648	738	793

②保育園（所）・認定こども園（2号認定、3～5歳児）

保育を必要とする3～5歳児を保育所（園）、認定こども園（2号）において受け入れ、保育を実施する。

【量（利用児童数）の見込みの算出根拠】

- ・平成31（2019）年4月から過去2カ年4月の3歳児以上児童数に対する申込率の平均伸び率 3.2%を前年度の申込率に加え該当年度の申込率を見込み、その値を就学前児童見込数に乗じて算出しました。

【確保方策】

- ・認定こども園（保育認定）や認可保育所の整備、利用定員の見直し等により、量の拡大・確保に努めます。
- ・幼稚園及び認定こども園（教育認定）の預かり保育利用による確保方策と、バランスを取りながら進めていきます。

（単位：人）

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み		1,718	1,811	1,917	1,909	1,936
確保 方 策	教育・保育	1,830	1,901	1,961	1,934	1,941
	地域型保育	0	0	0	0	0
小 計		1,830	1,901	1,961	1,934	1,941
確保方策一量の見込み		112	90	44	25	5

③保育園（所）・認定こども園（3号認定、0～2歳児）

保育を必要とする0～2歳児を保育園（所）、認定こども園（3号）において受け入れ、保育を実施する。

【量（利用児童数）の見込みの算出根拠】

- ・平成31（2019）年4月から過去2カ年4月の1・2歳児及び0歳児児童数に対する申込率の平均伸び率2.2%（0歳児は2.3%）を前年度の申込率に加え該年度の申込率を見込み、その値を就学前児童見込数に乗じて算出しました。

【確保方策】

- ・認定こども園や認可保育所の整備により、量の拡大・確保に努めます。
- ・年度途中からの入所申込みが多いことを踏まえ、年度末の利用申込みに対応できる量の確保に努めます。
- ・地域型保育に関しては、利用児童数の推移、保育の受け皿の拡大・確保の実績を検証しながら、実施について検討を進めてまいります。

（単位：人）

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み		1,361	1,441	1,507	1,512	1,521
確保 方策	教育・保育	1,460	1,589	1,692	1,719	1,732
	地域型保育	(検討)0	(検討)0	(検討)0	(検討)0	(検討)0
	小計	1,460	1,589	1,692	1,719	1,732
確保方策一量の見込み		99	148	185	207	211

④幼稚園・保育園（所）・認定こども園の整備（見込み）

幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持つ認定こども園の普及、増加する保育ニーズに対応する民間保育園の整備を推進し、保育の受け皿の拡大・確保を図るとともに、利用者の選択に基づき希望する教育・保育施設が利用出来るようにします。

■各年度における整備量

（単位：人）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
幼稚園	4	4	2	2	2
保育園（所）	33	33	34	34	34
認定こども園	14	15	17	17	17
合計	51	52	53	53	53

* 幼稚園の減少は、令和3年度に1園、令和4年度に2園が認定こども園へ移行し、令和3年度に幼稚園類似施設1園の認可を見込んだことによるものです。

* 保育園(所)の増加は、令和3年度に幼稚園が併設する小規模保育園とともに認定こども園へ移行することによる1園の減少と、令和3年度に1園、令和4年度に1園の新設を見込んだことによるものです。

【教育・保育の需要量及び確保の方策】

①幼稚園・認定こども園（1号認定、3～5歳児）

②保育園（所）・認定こども園（2号認定、3～5歳児）

4月1日現在（単位：人）

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	
1号認定 3～5歳児	量の見込み	2,182	2,006	1,853	1,763	1,708	
	確保方策	1号	1,445	1,620	1,854	1,860	1,863
		2号(教育の利用希望が強い)	620	570	527	501	486
		確認を受けない幼稚園	631	401	120	140	152
		計	2,696	2,591	2,501	2,501	2,501
	確保方策一量の見込み		514	585	648	738	793
2号認定 3～5歳児	量の見込み	1,718	1,811	1,917	1,909	1,936	
	確保方策	教育・保育	1,830	1,901	1,961	1,934	1,941
		地域型保育	0	0	0	0	0
		計	1,830	1,901	1,961	1,934	1,941
	確保方策一量の見込み		112	90	44	25	5
合計	量の見込み（3～5歳児計）	3,900	3,817	3,770	3,672	3,644	
	確保方策（3～5歳児計）	4,526	4,492	4,462	4,435	4,442	
	確保方策一量の見込み	626	675	692	763	798	

③保育園（所）・認定こども園（3号認定、0～2歳児）

4月1日現在（単位：人）

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	
3号認定 0～2歳児	量の見込み	1,361	1,441	1,507	1,512	1,521	
	確保方策	教育・保育	1,460	1,589	1,692	1,719	1,732
		地域型保育	(検討)0	(検討)0	(検討)0	(検討)0	(検討)0
		計	1,460	1,589	1,692	1,719	1,732
	確保方策一量の見込み		99	148	185	207	211

(2) 子ども・子育て支援事業量の見込みと確保方策

①利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

- ・現在、子育て支援相談室「ほほえみ」で利用者支援事業（基本型）として、情報の提供や相談を実施しています。
- ・「母子健康包括支援センター」を利用者支援事業（母子健康型）として1か所設置します。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み（か所）	1	2	2	2	2
確保方策（か所）	1	2	2	2	2

②延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日の利用時間を超えて、保育園(所)・認定こども園において保育を実施する事業です。

【量の見込み】

- ・就学前児童数見込みに、延長保育を利用する傾向にある家庭類型の割合（55.3%）及び利用意向率（22.6%）を乗じて量を見込みました。

【確保方策】

- ・認定こども園や保育施設の整備による実施施設の増加を図ります。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み（人回）	1,007	992	979	960	950
確保方策（人）	1,110	1,110	1,140	1,140	1,140

③放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ等）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

- ・小学校区ごとの需要に対応し、適切な整備や統合を行うことにより、令和2（2020）年度の64か所から、令和6（2024）年度までに65か所まで施設を増設します。

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み(人)	低学年	1,453	1,468	1,493	1,508	1,522
	高学年	513	513	513	513	513
	合計	1,966	1,981	2,006	2,021	2,035
確保方策(人)		2,068	2,038	2,065	2,105	2,105

小学校区ごとの見込み			令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
小山第一小学校区 施設数2 (増減0)	利用児童数 の見込み (人)	低学年	38	38	38	38	38
		高学年	24	24	24	24	24
		合計	62	62	62	62	62
	確保方策(人)		80	80	80	80	80
小山第二小学校区 施設数2 (増減0)	利用児童数 の見込み (人)	低学年	37	37	37	37	37
		高学年	16	16	16	16	16
		合計	53	53	53	53	53
	確保方策(人)		60	60	60	60	60
小山第三小学校区 施設数3 (増減0)	利用児童数 の見込み (人)	低学年	54	54	54	54	54
		高学年	30	30	30	30	30
		合計	84	84	84	84	84
	確保方策(人)		110	110	110	110	110
東城南小学校区 施設数3 (増減0)	利用児童数 の見込み (人)	低学年	132	132	132	132	132
		高学年	23	23	23	23	23
		合計	155	155	155	155	155
	確保方策(人)		155	155	155	155	155
小山城南小学校区 施設数3 (増1)	利用児童数 の見込み (人)	低学年	81	86	91	96	100
		高学年	40	40	40	40	40
		合計	121	126	131	136	140
	確保方策(人)		100	100	100	140	140
旭小学校区 施設数3 (増減0)	利用児童数 の見込み (人)	低学年	60	70	80	90	100
		高学年	15	15	15	15	15
		合計	75	85	95	105	115
	確保方策(人)		115	115	115	115	115

小学校区ごとの見込み			令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
小山城北小学校区 施設数3 (増減0)	利用児童数 の見込み (人)	低学年	110	110	110	110	110
		高学年	35	35	35	35	35
		合計	145	145	145	145	145
	確保方策(人)		145	145	145	145	145
若木小学校区 施設数3 (減1)	利用児童数 の見込み (人)	低学年	40	40	40	40	40
		高学年	20	20	20	20	20
		合計	60	60	60	60	60
	確保方策(人)		110	80	80	80	80
小山城東小学校区 施設数4 (増減0)	利用児童数 の見込み (人)	低学年	88	88	88	88	88
		高学年	32	32	32	32	32
		合計	120	120	120	120	120
	確保方策(人)		120	120	120	120	120
大谷東小学校区 施設数6 (増減0)	利用児童数 の見込み (人)	低学年	172	172	172	172	172
		高学年	60	60	60	60	60
		合計	232	232	232	232	232
	確保方策(人)		220	220	220	220	220
大谷南小学校区 施設数1 (増減0)	利用児童数 の見込み (人)	低学年	5	5	5	5	5
		高学年	0	0	0	0	0
		合計	5	5	5	5	5
	確保方策(人)		5	5	5	5	5
大谷北小学校区 施設数5 (増減0)	利用児童数 の見込み (人)	低学年	134	134	134	134	134
		高学年	31	31	31	31	31
		合計	165	165	165	165	165
	確保方策(人)		165	165	165	165	165
間々田小学校区 施設数5 (増減0)	利用児童数 の見込み (人)	低学年	85	85	85	85	85
		高学年	34	34	34	34	34
		合計	119	119	119	119	119
	確保方策(人)		140	140	140	140	140
乙女小学校区 施設数3 (増減0)	利用児童数 の見込み (人)	低学年	54	54	54	54	54
		高学年	23	23	23	23	23
		合計	77	77	77	77	77
	確保方策(人)		80	80	80	80	80
間々田東小学校区 施設数4 (増減0)	利用児童数 の見込み (人)	低学年	105	105	105	105	105
		高学年	45	45	45	45	45
		合計	150	150	150	150	150
	確保方策(人)		160	160	160	160	160

小学校区ごとの見込み			令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
下生井小学校区 施設数1 (増減0)	利用児童数 の見込み (人)	低学年	5	5	5	5	5
		高学年	0	0	0	0	0
		合計	5	5	5	5	5
	確保方策(人)		5	5	5	5	5
網戸小学校区 施設数1 (増減0)	利用児童数 の見込み (人)	低学年	5	5	5	5	5
		高学年	0	0	0	0	0
		合計	5	5	5	5	5
	確保方策(人)		5	5	5	5	5
中・寒川小学校区 施設数1 (増減0)	利用児童数 の見込み (人)	低学年	5	5	5	5	5
		高学年	0	0	0	0	0
		合計	5	5	5	5	5
	確保方策(人)		5	5	5	5	5
豊田南小学校区 施設数1 (増減0)	利用児童数 の見込み (人)	低学年	13	13			
		高学年	0	0			
		合計	13	13			
	確保方策(人)		13	13			
豊田北小学校区 施設数1 (増減+1)	利用児童数 の見込み (人)	低学年	22	22	45	45	45
		高学年	8	8	8	8	8
		合計	30	30	53	53	53
	確保方策(人)		30	30	70	70	70
穂積小学校区 施設数1 (増減0)	利用児童数 の見込み (人)	低学年	5	5	5	5	5
		高学年	0	0	0	0	0
		合計	5	5	5	5	5
	確保方策(人)		5	5	5	5	5
羽川・萱橋小学校 区 施設数5 (増減0)	利用児童数 の見込み (人)	低学年	157	157	157	157	157
		高学年	63	63	63	63	63
		合計	220	220	220	220	220
	確保方策(人)		170	170	170	170	170
羽川西小学校区 施設数1 (増減0)	利用児童数 の見込み (人)	低学年	22	22	22	22	22
		高学年	8	8	8	8	8
		合計	30	30	30	30	30
	確保方策(人)		30	30	30	30	30
絹義務教育学校区 施設数1 (増減0)	利用児童数 の見込み (人)	低学年	24	24	24	24	24
		高学年	6	6	6	6	6
		合計	30	30	30	30	30
	確保方策(人)		40	40	40	40	40

④子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設等において児童を養育する事業【短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）】です。

【量の見込みと確保方策】

- ・これまでの実績を勘案し、量（利用者数）の見込みを設定します。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み（人）	30	30	30	30	30
確保方策（人）	30	30	30	30	30

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

【量の見込みと確保方策】

- ・量（対象者数）の見込みは、0歳児の推計児童数とします。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み（人）	1,268	1,247	1,231	1,216	1,201
確保方策	実施体制：助産師（非常勤特別職）、保健師				

⑥養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込みと確保方策】

- ・実績を勘案し、量（対象者数）の見込みを設定します。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み（人）	400	400	400	400	400
確保方策（人）	400	400	400	400	400

⑦地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

- ・ 0～2 歳の児童数に、現在利用している児童の割合（19.8%）及び利用意向日数（3.5 日）を乗じて量を見込みました。

		令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度
量の見込み (人)		2,707	2,687	2,651	2,615	2,583
確保 方策	(人回/月)	2,707	2,687	2,651	2,615	2,583
	(か所)	7	7	7	7	7

⑧預かり保育事業

保護者の仕事、疾病、用事等の理由により、幼稚園・認定こども園において、教育時間の前後の時間、在園時を預かり必要な保育を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

- ・ 前年度の利用実績に、平成 28 年度から 30 年度までの利用児童数の推移（前年度比 96.5%）を乗じて全体の量を見込み、実績から 1 号の利用割合を 20.2%としてそれぞれの量を見込みました。

		令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度
量の見込み (人日)	1号による利用	16,363	15,791	15,238	14,705	14,190
	2号による利用	64,643	62,380	60,197	58,090	56,057
確保方策 (人日)	在園児対象型	90,000	95,000	95,000	95,000	95,000

⑨一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間の時間、保育園（所）、認定こども園、その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行います。

【量の見込みと確保方策】

- ・一時預かりは、過去3年間の平均利用人数（5,760人）に、毎年度の利用伸び率を0.7%（平成30年度実績）として量を見込みました。

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み（人日）		5,800	5,840	5,880	5,921	5,962
確保方策（人日）	一時預かり (保育園(所)等)	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	135	135	135	135	135

⑩病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

- ・就学前児童数見込みに、病児・病後児保育を利用する傾向にある家庭類型の割合（55.1%）、利用意向率（20.8%）及び利用意向日数（3日）を乗じて量を見込みました。

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み（人日）		2,670	2,729	2,695	2,641	2,615
確保方策（人日）	病児・病後児保育 事業	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	3	3	3	3	3

⑪ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の子どもを持つ子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

- ・実績を勘案し、量（件数）の見込みを設定します。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み（人日）	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
確保方策（人日）	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

⑫妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

- ・平成30年度の対象者数に推計人口データにおける0歳児人口の減少率を乗じた人数に妊婦健診の平均回数12回を乗じて必要な量を見込みました。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み（人回）	17,256	16,956	16,728	16,524	16,320
確保方策	実施場所：栃木県内外医療機関および助産所 実施体制：医療機関委託				

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。必要に応じ実施を検討します。

(3) 教育・保育提供区域

①教育・保育認定

子ども・子育て支援法、その他関係法令に基づき、幼稚園や保育園（所）、認定こども園などを利用するにあたって、保育の必要性の有無に応じて認定を受けることが必要です。認定には1号認定から3号認定までの区分があり、その区分に応じて利用施設等が決められています。

1号認定は、3歳以上で幼稚園や認定こども園（教育部分）の利用者、2・3号認定は、就労などの理由で、家庭内保育ができない、保育園（所）や認定こども園（保育部分）の利用者となり、3歳以上と3歳未満で区分されます。

保育の必要性の認定については、保護者の申請を受けた市町村が、子ども・子育て支援法等に基づき、事務処理を行うこととなります。

年齢の区分	保育の必要性	認定の区分		支給認定により利用できる施設・事業
3歳以上児	なし	1号認定 (教育標準時間認定)		幼稚園・認定こども園
	あり	2号認定 (保育認定)	保育標準時間	保育所・認定こども園
	保育短時間			
3歳未満児	なし	認定対象外		-
	あり	3号認定 (保育認定)	保育標準時間	保育園(所)・認定こども園・ 地域型保育事業
	保育短時間			

②教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項により、市町村は地理的条件や、人口、交通事情その他の社会条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定し、区域ごとの量の見込みを算出するとともに、事業内容や実施時期を示すことが義務づけられています。

利用者の視点に立ち、本市の人口規模・地域特性や教育・保育を提供するための施設の整備状況を勘案し、1次計画と同様に本市全体を一つの区域として設定し、事業必要量を算出した上で施設整備や事業等を計画に位置付けることとします。

(4) 量の見込みについて

①量の見込みの算出方法

量の見込みについては、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の回答結果に基づき、各事業の教育・保育提供区域ごとに算出を行いました。

推計児童数(人)	推計児童数は、住民基本台帳による年齢別人口による推計を行いました。推計の手法としては、より正確な推計が可能と考えられる「コーホート変化率法」を採用しています。
×	
潜在家庭類型(割合)	父母の就労状況や教育・保育の利用意向により、タイプA～タイプFの潜在家庭類型に分類
×	
利用意向率(割合)	潜在家庭類型ごとに、教育・保育事業の利用意向率を算出
量の見込み(人)	上記を掛け合わせて「量の見込み(人)」を算出

②潜在家族類型

潜在家庭類型は、ニーズ調査で把握した父母の「現在の就労状況」及び「将来の就労希望」を踏まえ算出しています。なお、家庭類型は国の基準に基づいた種類です。

家庭類型	父母の有無と就労状況
タイプ A	ひとり親家庭（父子家庭・母子家庭）
タイプ B	フルタイム×フルタイム（夫婦共働き）
タイプ C	フルタイム×パートタイム（夫婦共働き） （就労時間：月 120 時間以上 + 48 時間～120 時間の一部）
タイプ C'	フルタイム×パートタイム（夫婦共働き） （就労時間：月 48 時間未満 + 48 時間～120 時間の一部）
タイプ D	専業主婦（夫）（夫婦のどちらかが働いている）
タイプ E	パートタイム×パートタイム（夫婦共働き） （就労時間：双方が月 120 時間以上 + 48 時間～120 時間の一部）
タイプ E'	パートタイム×パートタイム（夫婦共働き） （就労時間：いずれかが月 48 時間未満 + 48 時間～120 時間の一部）
タイプ F	無業（無職）×無業（無職）（どちらも働いていない）

第5章 新・放課後子ども総合プラン事業の推進

地域社会の中で、放課後等に子どもたちが安全で健やかに成長できる居場所づくりを推進するため、小山市では、平成 19（2007）年度から教育委員会と福祉部局が連携を図り、「学童保育クラブ（放課後児童クラブ）」と「放課後子ども教室」を総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）として推進してきました。

また、平成 26（2014）年7月には、国が全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」を策定したことから、本市においても「小山市子ども・子育て支援事業計画」に行動計画を位置付け、学童保育クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を推進してきました。

そして、平成 30（2018）年9月、これまでの放課後児童対策の取り組みを更に推進させるため、国が「新・放課後子ども総合プラン」を策定したことから、本市では「第2次小山市子ども・子育て支援事業計画」に新たな行動計画を位置付け、学童保育クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を推進してまいります。

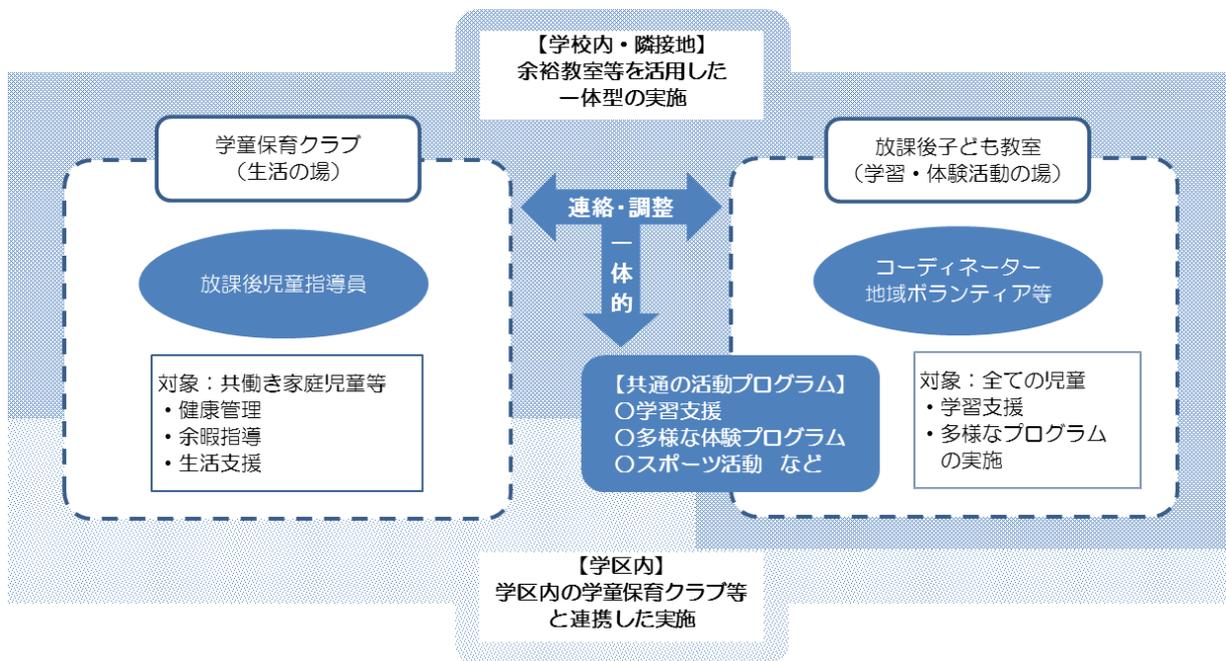
新・放課後子ども総合プランの目標

1	学童保育クラブの整備	2019 年度から 2023 年度の5年間で約 30 万人分を整備。
2	一体的又は連携した事業の実施	全ての小学校区で放課後学童保育クラブと放課後子ども教室を実施。うち一体型の実施を 1 万か所以上で実施。
3	学校施設の徹底活用	新たな放課後学童保育クラブ又は放課後子ども教室の整備は学校施設を徹底的に活用。新規学童保育クラブの約 80% を小学校内で実施。
4	学童保育クラブの役割の向上	学童保育クラブが、社会性の習得や発達段階に応じた遊びや生活ができる場となり、子どもの自主性や社会性の向上が図られるよう徹底。

学童保育クラブ・放課後子ども教室の概要

	放課後児童健全育成事業 「学童保育クラブ」	放課後子ども教室推進事業 「放課後子ども教室」
対象児童	共働き家庭など留守家庭の児童	全児童
参加形態	登録制【預かり型】	登録制【自由参加型】
実施場所	学童保育館等	余裕教室・学校諸施設等
実施時間	下校時間 ～ 18:00（延長あり） （保護者の迎えて帰宅）	下校時間 ～ 地域に応じて設定 （保護者等の迎えて帰宅）
実施日数	月 ～ 金曜日 （土・長期休業中の実施あり）	曜日・回数等は地域に応じて設定
運営主体	学童保育クラブ	放課後子どもプラン運営委員会
スタッフ	放課後児童指導員	地域コーディネーター、協働活動サポーター、協働活動支援員
利用負担	入会金・保育料・おやつ代等	傷害保険加入料等

一体的又は連携して行う学童保育クラブ・放課後子ども教室のイメージ



【新・放課後子ども総合プラン行動計画】

1) 学童保育クラブの令和6（2024）年度までの目標整備量

幼稚園や保育園等で実施する小規模な学童保育事業を含む学童保育クラブについて、小学校区ごとの需要に対応し、適切な整備や統合を行うことにより、令和元（2019）年度の64か所から令和6（2024）年度までに65か所整備するとともに、このうち37%を小学校区内で実施することを目指します。

2) 放課後子ども教室の令和6（2024）年度までの実施計画

地域の実情等を考慮し、放課後子ども教室を令和（2019）元年度の4か所から令和6（2024）年度までに6か所整備することを目指します。

3) 一体型の学童保育クラブ及び放課後子ども教室の令和6（2024）年度までの目標事業量

次世代を担う人材を育成するために、全ての就学児が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした学童保育クラブ及び放課後子ども教室の実施を進めていきます。一体的又は連携した学童保育クラブ及び放課後子ども教室を令和元（2019）年度の4か所から令和6（2024）年度までに6か所整備することを目指します。

4) 学童保育クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する具体的方策

①一体的又は連携による実施

児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校区内で学童保育クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう推進します。

また、放課後子ども教室を定期的（週1～2回程度）に実施する場合は、放課後子ども教室の活動プログラムに学童保育クラブの児童も参加できるように、両事業の従事者・参画者が連携して情報共有を図り、活動内容や実施日を放課後児童指導員等が把握し、児童の主体的な参加を促します。

- 両事業の効率的・効果的な運営方法等を協議する「運営委員会」を設置します。
- 両事業の円滑な実施を図るため、放課後子ども教室のコーディネーターと放課後児童指導員が連携して共通プログラムの企画を行います。
- 両事業の従事者・参画者を対象とした研修を実施しプログラムの充実を図ります。
- 放課後子ども教室終了後の児童の移動や帰宅について、学童保育クラブと連携して安全確保を図ります。
- 保護者や地域のニーズを踏まえ、子どもがのびのび遊べるよう学校施設以外の公民館や児童センター等の施設についても、学童保育クラブ及び放課後子ども教室と連携した活用を図ります。

②小学校の余裕教室等の活用

学童保育クラブ及び放課後子ども教室の実施に当たっては、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の活用を促進します。

特に、新たな放課後学童保育クラブ又は放課後子ども教室の整備にあたっては、学校施設の活用について、関係者の協力を求めるものとします。

また、保護者や地域のニーズを踏まえ、長期休業日や土曜日等、学校の授業日以外の活動への対応についても検討します。既に学校の用途として活用されている余裕教室についても、必要に応じて学校教育の目的に使用していない放課後等の時間帯について、一時的な利用を検討します。

- 「運営委員会」で余裕教室の活用状況等について協議を行い、学校諸施設の積極的な活用を推進します。
- 学校との連携を強化し、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時的な利用を推進します。

③教育委員会と福祉部局の連携

学校は、放課後も児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、教育委員会と福祉部局が垣根を越えて、放課後対策に連携して取り組むことが重要です。

このため、学校施設を活用する場合でも、教育委員会及び福祉部局が実施主体となり、責任を持って管理運営に当たります。

また、事故が起きた場合の対応や、教室不足により学童保育クラブ及び放課後子ども教室に転用したスペースを学校教育に使用する必要性が生じた場合の取決め等、学校施設の使用に当たり、学校や関係者の不安が払拭されるよう努めます。

- 放課後活動の実施にあたり責任体制を文書化するなど明確にします。
- 「総合教育会議」を活用し、総合的な放課後対策について協議します。

5) 学童保育クラブの開所時間の延長

利用者の実情に応じて学童保育クラブの開所時間を延長することにより、共働き家庭等の保護者が安心して働ける環境整備を図ります。

- 令和6（2024）年度までに、まだ延長していない学童保育クラブを午後7時まで延長することを目指します。

6) 学童保育クラブの役割を向上するための方策

学童保育クラブが、単に放課後の子どもの居場所となるだけでなく、基本的な生活習慣や異年齢児童との交流を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる場となるよう、指導員の研修の量と質を充実することにより、資質の向上を図ります。

また、利用児童の保護者にも運営への積極的な協力を求めるとともに、小学校や地域の関係者にも学童保育クラブへの理解が深まるよう協力を求めます。

- 放課後児童支援員認定資格研修及び他の指導員研修会参加への支援
- 小学校と学童保育クラブの連携強化

7) 特別な配慮を必要とする児童への対応

学童保育クラブや放課後子ども教室において、障がいのある児童や家庭の状況で配慮が必要な児童も多く利用することから、特別な配慮が必要な児童が安心して過ごせる場となるよう関係者の配慮を求めるとともに、必要に応じて専門機関や支援施設との連携を図ります。

【施策・事業】

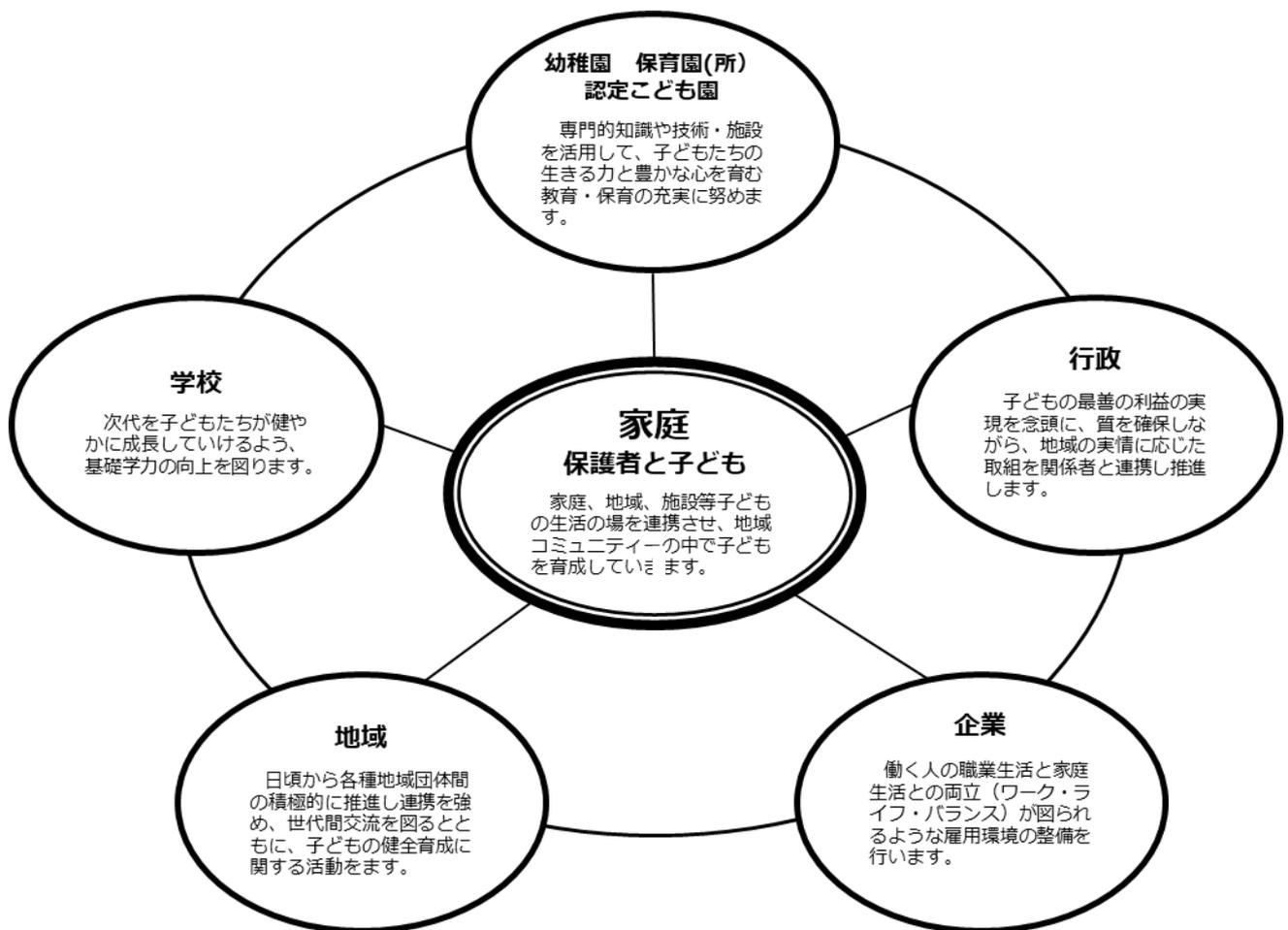
事業名	事業内容			担当
新・放課後子ども総合プラン事業の推進	全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「学童保育クラブ」及び「放課後子ども教室」を推進します。			こども課 生涯学習課
	指標	現状 令和元 (2019)年度	目標値 令和6 (2024)年度	
	学童保育クラブ (放課後児童健全育成事業)	64 か所	65 か所	
	放課後子ども教室	4 か所	6 か所	
	学童保育クラブと放課後子ども教室の一体的又は連携した実施	4 か所	6 か所	

第6章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、行政、教育・保育施設関係者その他子育てに関わる関係団体・機関が相互に連携し、協働して子育て支援に関わる取り組みを積極的に進めます。

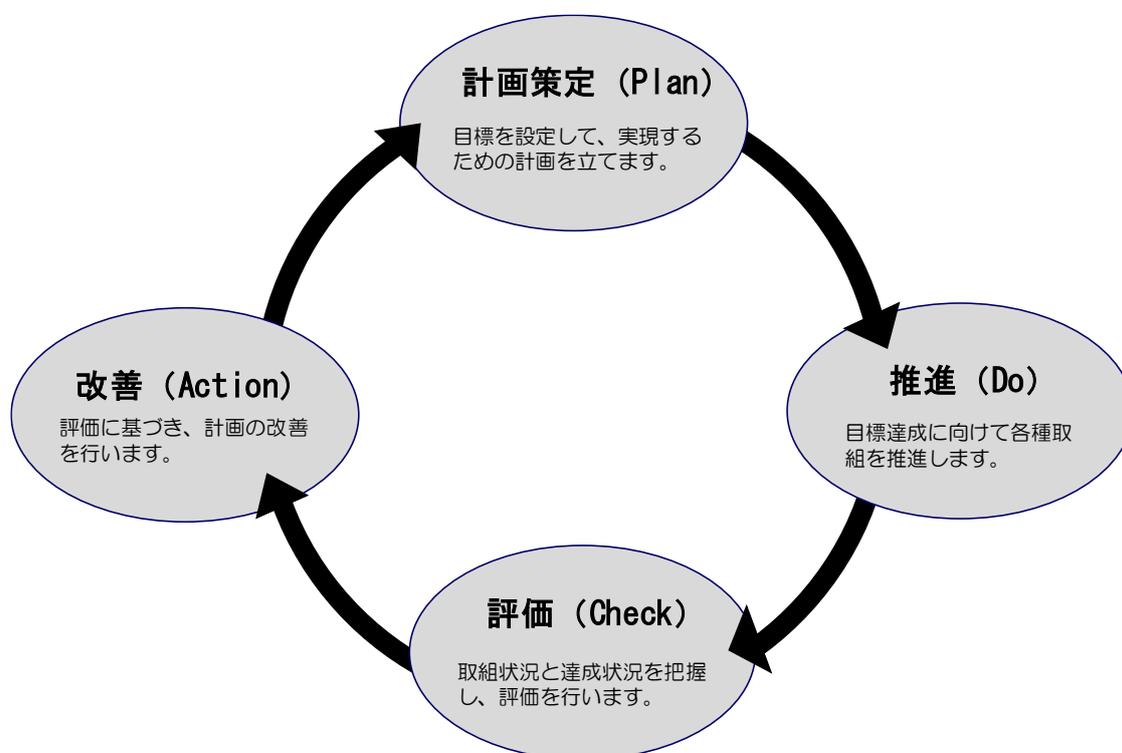
また、本計画の具現化のためには、家庭・行政・地域・学校・企業が密接な連携を図り、子どもの人権に配慮しながら、それぞれに適切な役割と責任を果たしていくことが期待されます。



2 点検・評価

計画の推進にあたっては、各年度において計画に基づく施策の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

本計画では、関連各課による施策・事業に関する事務事業評価を行うとともに、PDCAサイクルによる効率的な行政運営を目指していきます。



第3次 小山市保育所整備計画

第1章 計画策定にあたり

1. 計画策定の趣旨

平成 27(2015)年 4 月から、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や向上を図るため、子ども・子育て支援新制度が開始されました。

小山市では、その推進のため「小山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育の量的拡大・質的改善や認定こども園の普及など、待機児童の解消、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供を図ってまいりました。

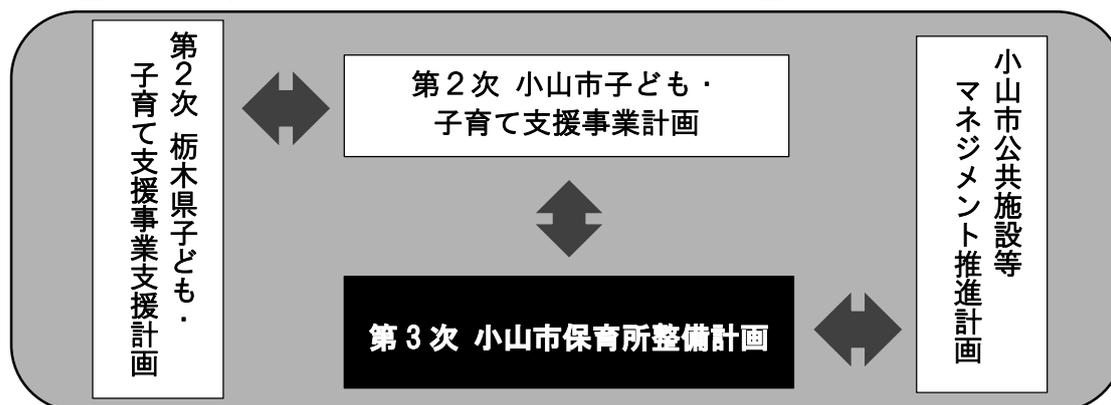
一方、保育所の整備に関しては、平成 23(2011)年に策定された「小山市保育所整備計画」に基づき実施しておりますが、公立保育所に関しては、国の行財政改革による補助金の廃止や幼児教育・保育の無償化に伴い市の費用負担が増加するなか、施設の老朽化が進み、その整備の推進が必要とされています。

このようなことから、「第2次 小山市子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図り、待機児童を解消しつつ、将来を見据えた市内保育施設の整備を推進するために、「第3次 小山市保育所整備計画」を新たに策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、「第2次小山市子ども・子育て支援事業計画」における「教育・保育の確保方策」に基づき、保育の量的拡大・確保を図るため、公立・民間を合わせた保育所（園）等の整備方針・計画を定めるものです。

また、「小山市公共施設等マネジメント推進計画」との整合性を図り、各公立保育所の今後の整備の方向性を明確にするための計画として位置付けます。



3. 計画の期間

本計画は、「第2次 小山市子ども・子育て支援事業計画」における「保育の量の確保方策」の一つとして、保育施設の整備の方向性や実施時期等を示す計画となります。

現在、少子化にあっても保育ニーズは増加していることから、保育所整備の長期的な方向性を示し状況の変化を適切に反映させた計画とするため、計画期間は「第2次 小山市子ども・子育て支援事業計画」と同じ令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの5年間とします。

第2章 保育の現状

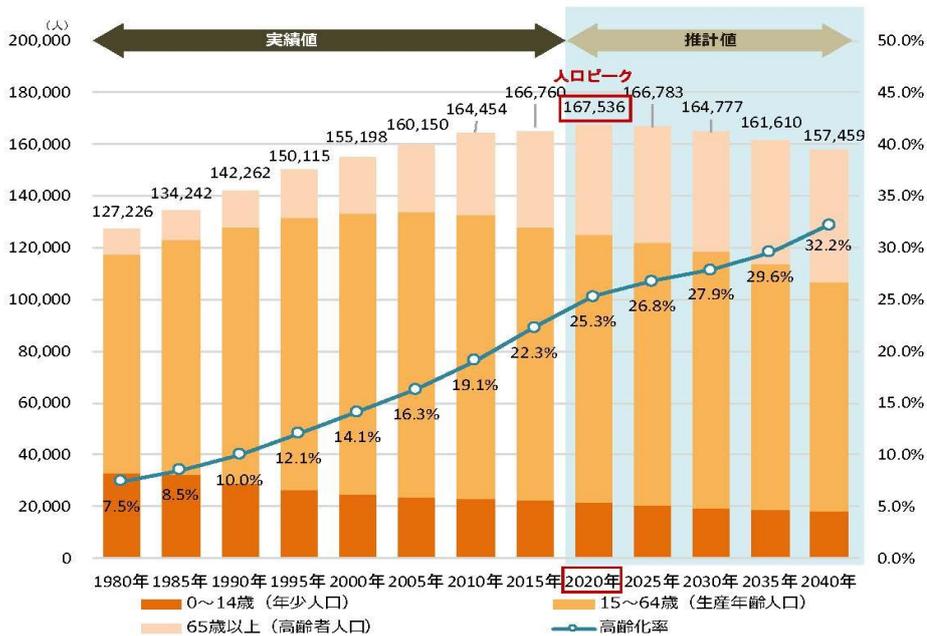
1. 保育を取り巻く状況

(1) 少子化の進行と人口の減少

国立社会保障・人口問題研究所の2018年推計では、小山市の人口は、2020年の167,536人をピークに減少に転じると予測されています。生産年齢人口についても2005年をピークに減少しており、少子化・高齢化が更に進展する見込みです。

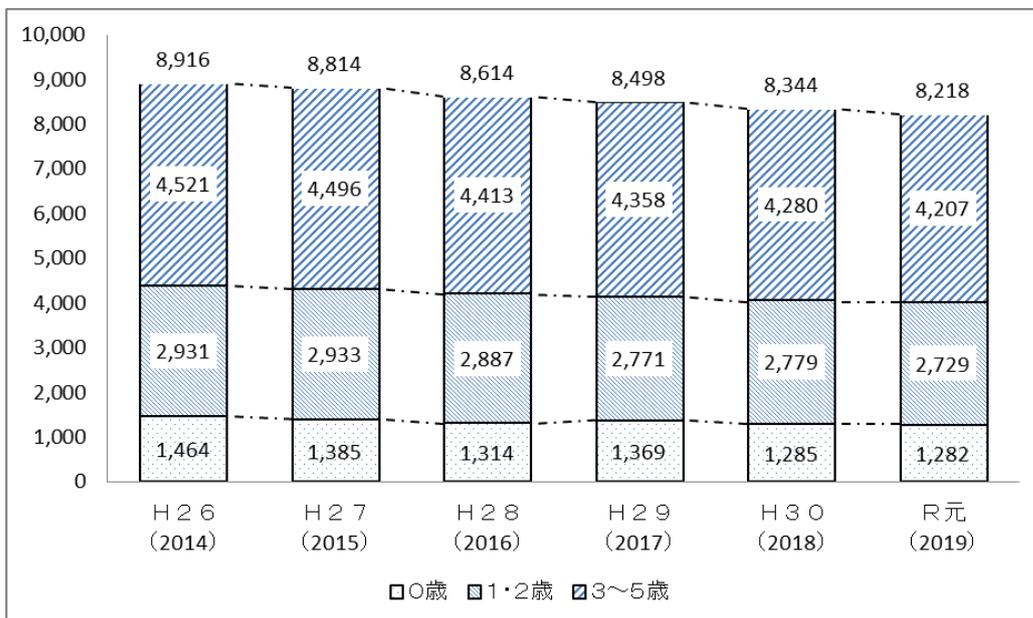
少子化の進行に伴い就学前の児童数も減少しており、平成26(2014)年から令和元(2019)年までの5年間で698人減少している状況にあります。

【小山市の人口推移及び推計】



出典：実績値：総務省国勢調査（各年度）、推計値：国立社会保障・人口問題研究所（2018年）

【小山市の就学前児童数の推移】



住民基本台帳 4月1日 人口統計より

(2) 保育ニーズの高まり

政府は、少子高齢化に立ち向かうため、誰もが生きがいを感じ能力を発揮できる「一億総活躍社会」の実現を目指しており、その一つとして女性が出産・育児に伴い離職することなく働き続けることが出来るよう、保育の受け皿の拡大を推し進めています。少子化にあっても保育ニーズは益々高まっており、平成 25(2013)年度から 5 年の計画で策定された「待機児童解消加速化プラン」に次いで、平成 29(2017)年度からは「子育て安心プラン」を目標に、保育施設の整備、保育人材確保等の取り組みを推進しています。

また、働き方の多様化や幼児教育・保育の総合的な提供が図られ、より多様で質の高い保育サービスの提供が求められるようになっていきます。

(3) 幼児教育・保育の無償化がスタート

子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境を整備するために、令和元(2019)年 10 月から幼児教育・保育の無償化がスタートしました。

これにより、3 歳～5 歳児クラスの全ての子どもたちの幼稚園・保育所(園)の保育料が無償化されるとともに、0 歳～2 歳の住民税非課税世帯も無償化の対象となり、子育て世帯の教育・保育の費用を社会全体で負担し、少子高齢化に立ち向かう体制づくりが進められています。

2. 幼児教育・保育施設の状況

(1) 保育所(園)・認定こども園・幼稚園施設数の推移

平成 26(2014)年度から令和元(2019)年度の 5 年間で、公立保育所 2 ヶ所（あけぼの保育所・城東保育所）の民営化を図りました。

民間保育園は、認定こども園との一体化により 1 園を廃園し、東城南とまと保育園を新設したため、現在の施設数は 24 園です。

また、これまでに 12 の幼稚園が認定こども園へ移行しており、今後も認定こども園の普及が進む見込みです。

	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
公立保育所	12	12	11	11	10	10
民間保育園	22	21	22	23	24	24
認定こども園	0	1	7	9	11	12
幼稚園	20	19	12	10	7	6

(2) 公立保育所民営化の状況

小山市の保育所(園)の施設数は、公立保育所 10 ヶ所、民間保育園 24 園で、他市と比較すると小規模な施設が多いため民間保育園の数が多いことが特徴です。

また、これまでに 4 ヶ所の公立保育所を民営化しており、34 保育所(園)のうち公立保育所の割合は 29%となっています。

公立保育所の民営化に関して県内他市の状況をみると、14 市中 12 市において民営化が実施・計画されています。また、県内町では、保育施設の数自体が少ないこともあり、11 町のうち 5 町において公立保育所は設置されておらず、民間保育園が保育サービスや子育て支援事業を実施し、中心施設として機能している状況にあります。

【参考】公立保育所民営化の実績

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| ○平成 15(2003)年 4 月 | 第三保育所民営化により「こぐま保育園」を開園 |
| ○平成 25(2013)年 4 月 | 間々田保育所民営化により「間々田保育園」を開園 |
| ○平成 28(2016)年 4 月 | あけぼの保育所民営化により「あけぼの保育園」を開園 |
| ○平成 30(2018)年 4 月 | 城東保育所民営化により「城東にこここ保育園」を開園 |
| ○令和 3(2021)年 4 月 | 若木保育所を民設民営により開園(予定) |

3. 保育所(園)・認定こども園・幼稚園の定員及び入所状況

(1) 幼稚園・認定こども園（教育認定）の入園状況

令和元(2019)年度の幼稚園 6 施設、認定こども園 12 施設の利用定員（教育）は、併せて 2,841 人で、入園児童数は 2,338 人、充足率は 82.3%となっています。

令和元(2019)年度 5月1日現在

	満3	3歳	4歳	5歳	合計	定員	充足率
幼稚園	24	401	450	514	1,389	1,715	81.0%
認定こども園 (教育認定)	1	298	327	323	949	1,126	84.3%
合計	25	699	777	837	2,338	2,841	82.3%

(2) 保育所(園)・認定こども園（保育認定）の入所状況

平成 30(2018)年度 3月時点の公立保育所 10 施設、民間保育園 24 施設、認定こども園 11 施設の利用定員（保育）は、併せて 2,820 人、入所児童数は 2,860 人、入所率は 101.4%でした。内訳は次のとおりです。

平成 30(2018)年度 3月1日現在

	0歳児			1・2歳児		
	定員	児童数	入所率	定員	児童数	入所率
公立保育所	34	61	179.4%	225	201	89.3%
民間保育園	214	214	100.0%	638	699	109.6%
認定こども園 (保育認定)	52	48	92.3%	172	188	109.3%
合計	300	323	107.7%	1,035	1,088	105.1%

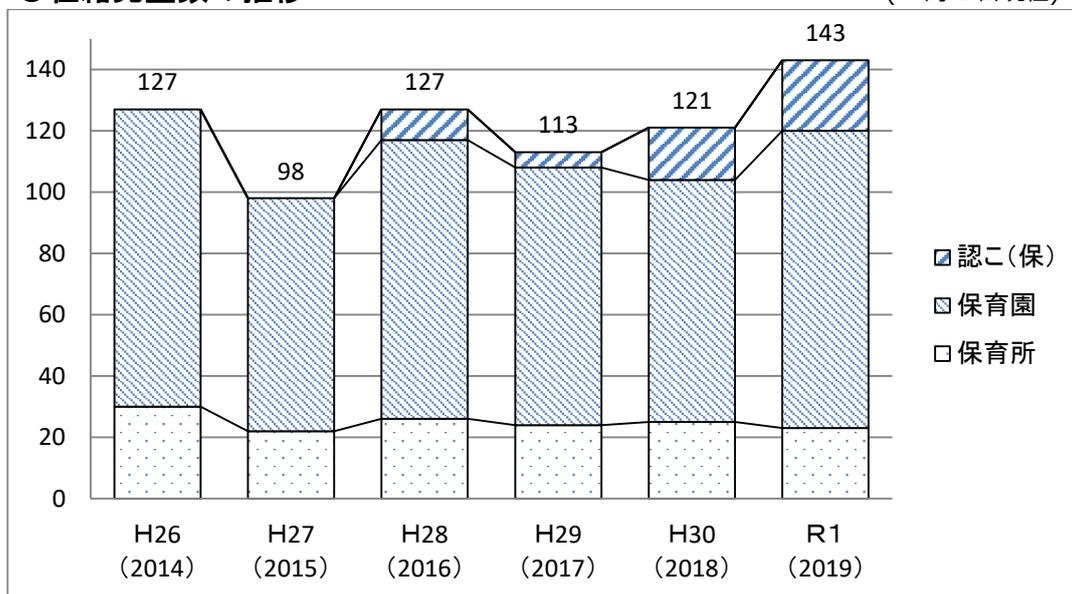
	3歳児以上			全 体		
	定員	児童数	入所率	定員	児童数	入所率
公立保育所	481	366	76.1%	740	628	84.9%
民間保育園	778	812	104.4%	1,630	1,725	105.8%
認定こども園 (保育認定)	226	271	119.9%	450	507	112.7%
合計	1,485	1,449	97.6%	2,820	2,860	101.4%

(3) 保育所(園)・認定こども園・幼稚園の年齢区分別入所状況

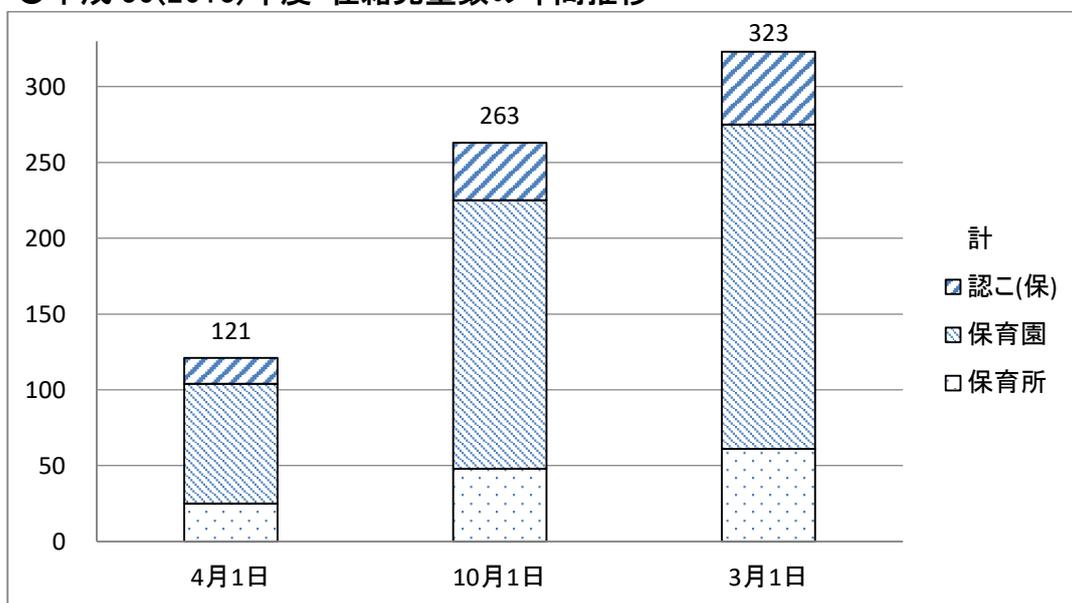
① 0歳児

○在籍児童数の推移

(4月1日現在)



○平成 30(2018)年度 在籍児童数の年間推移

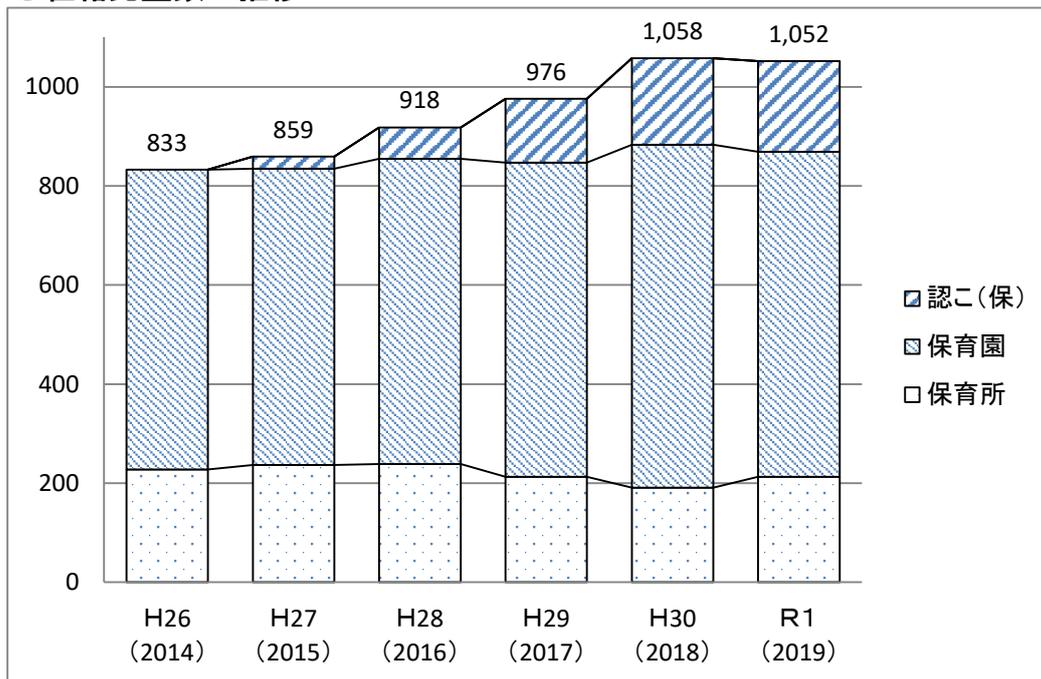


年度により増減の変動はありますが、在籍児童数は増加しています。平成 30(2018)年度の年間推移を見ると、4月1日時点では121人ですが、3月1日では323人に増加しており、途中からの入所が多いことがわかります。

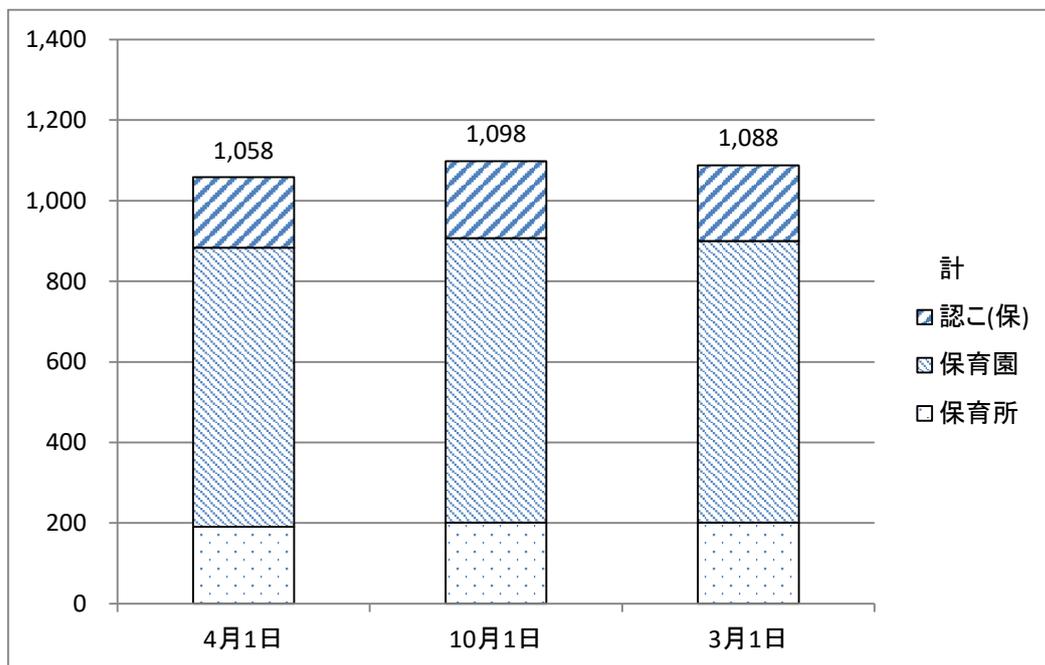
② 1・2歳児

○在籍児童数の推移

(4月1日現在)



○平成30(2018)年度 在籍児童数の年間推移



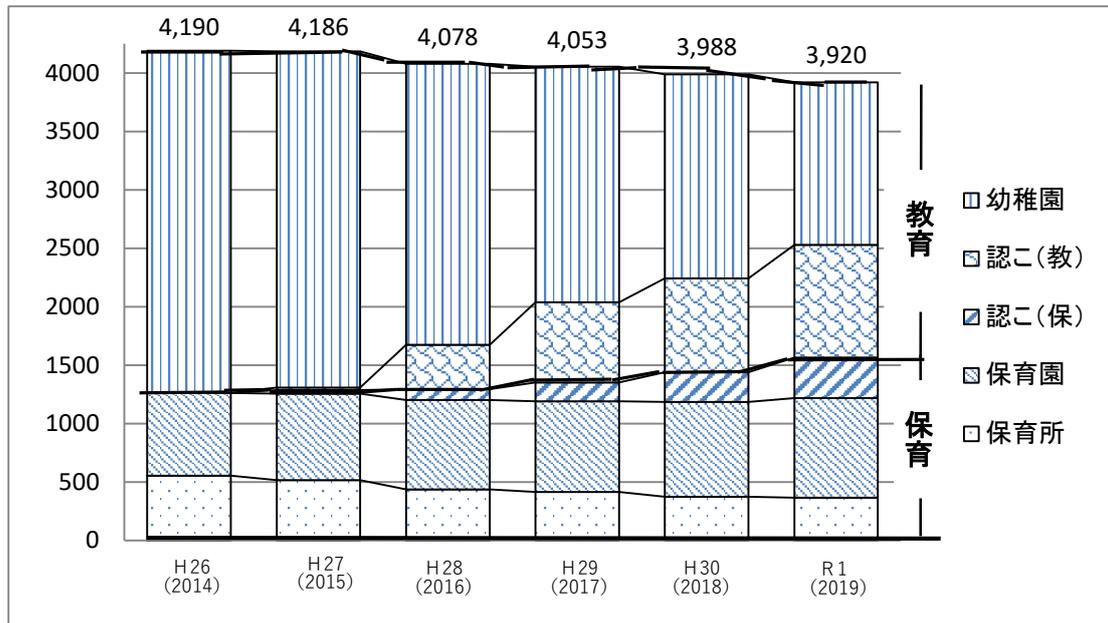
在籍児童数は年々増加しており、認定こども園の整備が、増加する保育ニーズの受け皿となっていることが分かります。

また、年間を通して入所率は高い状況にあります。

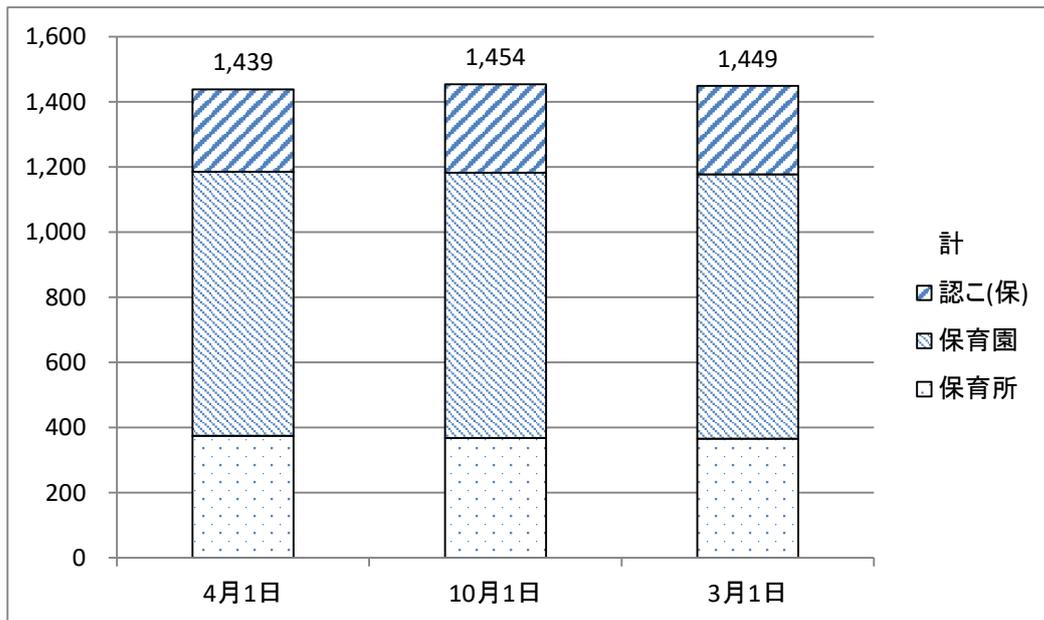
③ 3歳児以上

○在籍児童数の推移

(4月1日現在)



○平成 30(2018)年度 在籍児童数の年間推移 (教育を除く)



就学前児童数が減少しているため、幼稚園を含めた全体の在籍児童数は年々減少しています。

また、保育所(園)・認定こども園の保育認定の児童数が徐々に増加している一方で、認定こども園に移行後も、引き続き教育認定を希望している児童数も多いということが分かります。

第3章 公立保育所の状況

1. 公立保育所を取り巻く状況

公立保育所については、国の三位一体の行財政改革により、平成16(2004)年から運営費補助金が、平成17(2005)年から施設整備費補助金が廃止となり一般財源化(交付税措置)されたため、公立保育所に係る運営費・施設整備費に対する市の負担が増加している状況です。

さらに、令和元(2019)年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、公立保育所に係る費用負担が増し、市の財政負担は益々厳しいものになっています。

2. 公立保育所の施設

公立保育所は、築年数40年を超える施設も多く、市の公共施設劣化度調査において劣化が進んでいると判定された施設が多くあります。

また、施設整備費補助金が廃止されたため、市が建て替えや大規模改修等の施設整備を直接行う場合、財政負担が非常に大きくなります。

こうしたことから、公立保育所の適正配置による管理運営コストの縮減を図るとともに、民間活力の導入による施設整備を進めていく必要があります。

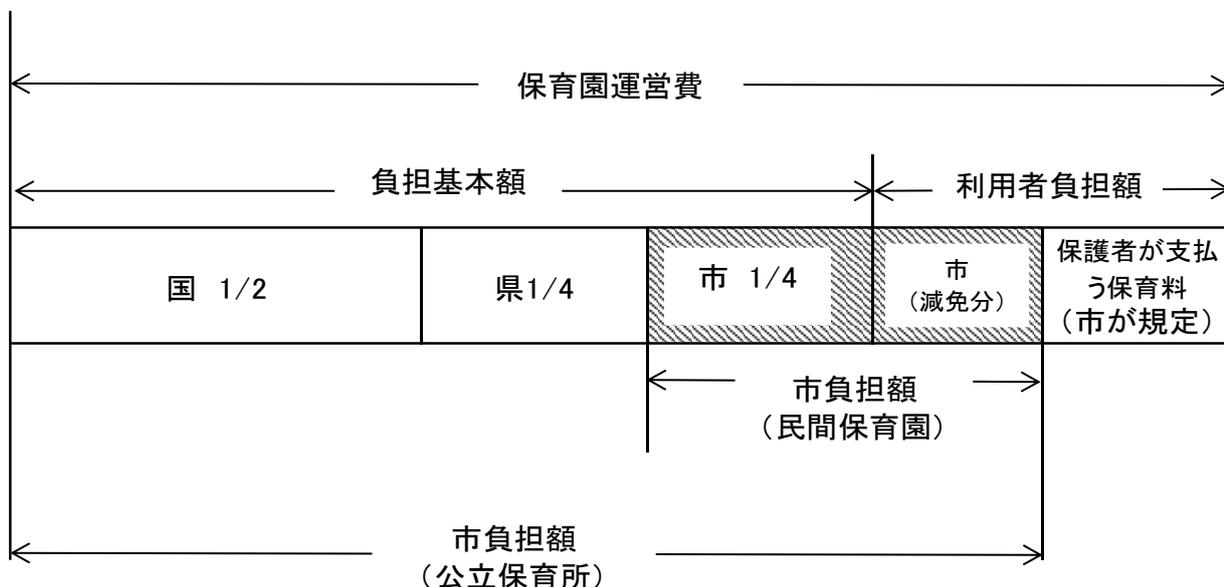
令和元(2019)年度4月1日現在

No.	保育所名	定員	床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	構造	建築年 (築年数)	耐用年数 到来年度 (西暦)	耐用 年度 までの 期間
1	やはた	130	1,493	2,849.06	鉄筋・コ・2階	H10・4 (21)	2058	39
2	若木	70	530	2,398.20	鉄骨造・平	S52・4 (42)	2037	18
3	城北	90	768	2,300.03	鉄骨造・2階	S56・3 (38)	2041	22
4	中久喜	60	546	2,883.59	鉄骨造・平	S50・5 (44)	2035	16
5	もみじ	90	588	1,705.32	鉄骨・モ・平	S49・5 (45)	2034	15
6	間々田北	70	499	2,274.65	鉄骨造・平	S54・5 (40)	2039	20
7	網戸	60	462	2,077.23	鉄骨・モ・平	S51・6 (43)	2036	17
8	桑	40	283	2,241.00	木造・平	S38・6 (56)	2023	4
9	出井	70	445	2,767.82	鉄骨造・平	S53・5 (41)	2038	19
10	絹	60	503	2,718.54	鉄筋・コ・平	H5・6 (26)	2053	34

3. 公立保育所の運営に係る費用

民間保育園の運営に係る費用は、国・県・市・事業者が、それぞれの割合に基づき負担しています。一方で、公立保育所の運営に係る費用は全額市の負担となっており、民間保育園と比較すると、公立保育所に係る費用負担は非常に大きくなっています。

【保育所(園)の運営費負担割合】



【公立保育所と民間保育園の運営費負担の比較 (定員 70 名の例)】

	公立保育所	民間保育園ケース
運営費	78,458,095円	100,898,200円
特別保育補助金等	0円	4,748,000円
市歳出計 ①	78,458,095円	105,646,200円
運営費国補助金	0円	43,904,570円
運営費県補助金	0円	21,952,280円
特別保育等国県補助金	0円	2,374,000円
保育料 (市基準)	4,528,500円	9,329,100円
市歳入計 ②	4,528,500円	77,559,950円
市負担額 (①-②)	73,929,595円	28,086,250円
市負担差額		45,843,345円

* 定員 70 名の公立保育所、民間保育園の、平成 30(2018)年度実績を用いて比較した。

* 保育料の歳入は、幼児教育・保育無償化後の徴収額を見込み計上した。

4. 公立保育所の役割

児童福祉法第24条第1項において、「市は保育に欠ける児童について、保護者から申し込みがあった場合、保育所において保育しなければならない」と、市の責務を規定しています。

これまで、公立保育所はその責務を担い、長年、働く保護者を直接支援するとともに、すこやか保育など特別な支援を必要とする児童や養育面の問題等で関係機関との連携・協力が必要な児童の支援に先導的な役割を果たしてきました。

一方で、民間保育園は、効率的な運営に努めながら、柔軟性・機動性を発揮し、園の保育理念や特色を生かして、多様な保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応しています。社会情勢が変化するなか、公立保育所には次のような役割が求められています。

① 民間保育園等への支援

地域の保育の質の維持及び向上を目的に、民間保育園等への助言、相談対応をはじめとした支援を行います。

② 保育における発達支援及び援助の強化

個別の支援を必要とする子どもや養育に不安を感じている家庭等に対し、適切な発達支援や援助のあり方等を研究し、関係機関や民間保育園等とネットワークを構築しながら必要な援助を行います。

③ 地域における子育て支援及び連携強化

公立保育所が有する資源を活用し、行政及び公的機関との連携の拠点としての役割を果たし、地域の子育て支援及び地域連携の基幹的役割を担います。

持続可能な保育施設の整備を推進するためには、民間活力の導入が不可欠と言えます。一方で、公立保育所が長年培ったスキルと期待される役割を踏まえ、それぞれの特徴を活かし、保育施設をバランス良く配置していくことも必要です。

公立保育所と民間保育園の役割分担を進め、多様な保育サービスの充実とともに必要とされる保育体制を効率的に構築していけるよう、保育所整備を推進していく必要があります。

第4章 教育・保育施設の地区別設置状況と整備の方向性

1. 地区別の教育・保育施設数

令和元(2019)年度の市内地区別の教育・保育施設の設置状況は表のとおりです。幼稚園に関しては、今後更に認定こども園への移行が進む見込みです。

令和元(2019)年度 4月1日現在

地区	保育所(園)		認定こども園	幼稚園	
	公立	私立			
小山	3	8	3	-	
大谷	1	8	2	3	
間々田	間々田	2	2	3	-
	生井	1	-	1	-
	寒川	-	-	-	-
美田	豊田	-	1	-	-
	中	-	-	1	-
	穂積	-	-	1	1
桑絹	桑	2	5	-	2
	絹	1	-	1	-
全体	10	24	12	6	

2. 地区別の就学前児童数及び教育・保育施設の定員枠

次の表は、令和元(2019)年度 4月1日現在の地区別の就学前児童数と、教育・保育施設の定員枠(認可定員)を記載したものです。児童数に対する施設の定員枠は地区によってバラつきがみられますが、車等を利用して通勤している世帯が多いことから、地区内の施設に限らず周辺の施設を利用している児童も多いものと推測されます。

0・1・2歳児に関しては、未だ定員枠が少ないため、女性就業率や育児休業取得率の動向を注視しながら、施設整備や定員枠の見直し等による量の拡大が必要です。

3・4・5歳児に関しては、今後大規模幼稚園の認定こども園への移行が進むことにより、保育定員の増加が見込まれます。また、預かり保育を利用した幼稚園における保育の必要性のある児童の受入れが増加していることも考慮し、全体のバランスを取りながら施設整備を行う必要があります。

①地区別の児童数と保育施設の定員枠（0・1・2歳児）

地 区		0歳児			1・2歳児		
		児童数	定員	児童数に対する定員枠	児童数	定員	児童数に対する定員枠
小山		408	107	26.2%	855	351	41.1%
大谷		408	91	22.3%	843	254	30.1%
間々田	間々田	234	53	22.6%	464	163	35.1%
	生井	7	9	128.6%	6	32	533.3%
	寒川	2	0	0.0%	10	0	0.0%
美田	豊田	41	6	14.6%	93	22	23.7%
	中	8	4	50.0%	30	30	100.0%
	穂積	19	10	52.6%	44	20	45.5%
桑絹	桑	132	48	36.4%	343	190	55.4%
	絹	23	8	34.8%	41	29	70.7%
全 体		1,282	336	26.2%	2,729	1,091	40.0%

②地区別の児童数と教育・保育施設の定員枠（3・4・5歳児）

地 区		児童数	保育定員		教育定員		合計	
			定員	児童数に対する定員枠	定員	児童数に対する定員枠	定員	児童数に対する定員枠
小山		1,298	597	46.0%	400	30.8%	997	76.8%
大谷		1,259	335	26.6%	1,125	89.4%	1,460	116.0%
間々田	間々田	792	308	38.9%	311	39.3%	619	78.2%
	生井	21	59	281.0%	20	95.2%	79	376.2%
	寒川	17	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
美田	豊田	129	42	32.6%	0	0.0%	42	32.6%
	中	43	60	139.5%	45	104.7%	105	244.2%
	穂積	71	30	42.3%	395	556.3%	425	598.6%
桑絹	桑	502	227	45.2%	630	125.5%	857	170.7%
	絹	75	63	84.0%	30	40.0%	93	124.0%
全 体		4,207	1,721	40.9%	2,956	70.3%	4,677	111.2%

3. 各地区における整備の方向性

【小山地区】

中心市街地の人口減少や高齢化が進む一方、駅周辺地区の再開発が行われており、東城南地区周辺では人口集積が進み小学校が新設されるなど、保育ニーズの増加が見込まれる地域もあります。特に東城南地区周辺は今後も人口集積が進む見通しであることから、引き続き保育定員の拡大・確保が必要です。地区内に公立保育所は3施設（やはた保育所・若木保育所・城北保育所）あり、若木保育所については令和3(2021)年4月に民営化することが決定しています。

【大谷地区】

駅東側の中心市街地活性化に伴い犬塚地区周辺の人口集積が進むとともに、現在、神鳥谷南地区では市の都市計画に基づく開発が行われており、その周辺にも住宅が建設され人口が増加している地域がみられます。今後、保育ニーズの大幅な増加が見込まれるため、保育施設の新設が必要と思われます。地区内に公立保育所は1施設（中久喜保育所）あり、現在の公立保育所整備の実施計画では出井保育所に統合する整備方針となっていますが、保育ニーズの大幅な増加が見込まれることから、保育量を確保するための施設整備が必要な状況にあります。

【間々田地区】

美しが丘地区やその周辺で人口集積が進んでおり、今後も集積性が高まる見込です。全体として児童数に対する保育施設の定員枠が少ない状況にあり、今後も保育ニーズの増加が見込まれる地域があることから、引き続き保育定員の拡大・確保を図る必要があります。地区内に公立保育所は3施設（もみじ保育所・間々田北保育所・網戸保育所）あり、現在の公立保育所整備の実施計画ではもみじ保育所を間々田北保育所に統合する整備方針となっていますが、保育ニーズの増加が見込まれることから、保育量を確保するための施設整備が必要な状況にあります。

【美田地区】

地区内に公立保育所は設置されていないため、地域の拠点となる民間施設をはじめ周辺の施設を利用している児童が多いものと推測します。大幅な保育ニーズの増加は見込まれませんが、引き続き民間保育施設を中心に、必要な保育量を確保できるよう周辺の保育施設を有効活用していく必要があります。

【桑絹地区】

他の地区と比べ就学前児童数に対する施設の定員枠は多い状況にありますが、0・1・2歳児に関しては未だ不足している状況にあります。地区内に公立保育所は3施設（桑保育所・出井保育所・絹保育所）あり、現在の公立保育所整備の実施計画では、桑保育所を出井保育所に統合する整備方針となっています。桑保育所は定員40名の小規模な保育所で令和5(2023)年に施設の耐用年数を迎えますが、市全体の必要な保育量を確保する必要があることから、新たな施設整備が必要な状況にあります。

第5章 保育所整備の方針

1. 基本事項

社会・経済の動向、保育ニーズに合致した将来的に持続可能な保育施設の整備について、公立保育所、民間保育園、認定こども園、幼稚園等との連携を図りながら、以下の4点を基本事項として計画的に取り組んでいきます。

(1) 保育ニーズの増加に対応しつつ就学前児童の推移を踏まえた整備

合計特殊出生率が減少傾向にあるため、就学前児童は近年減少傾向にあります。一方、女性就業率の向上や核家族化に伴い保育ニーズは増加しており、特に、0～2歳児に関しては未だ受入枠が少ないことから、その整備が急がれます。

今後の保育を必要とする児童数の動向を予測しながら、人口や保育ニーズの推移に対応する保育施設の増設を図りつつ、将来的には施設の統廃合等により適正な保育供給量を保っていけるような整備計画とします。

(2) 民間活力を活かした民設民営方式による保育所整備

国の三位一体の行財政改革により、公設公営による保育施設の整備は、市の財政負担が重く難しい状況にあります。「民間にできることは民間で」という考え方に沿って、保育施設の新設・増設等の整備は、民間活力を活かした民設民営を基本に実施します。

また、令和元(2019)年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、公立保育所の運営に係る財政負担は益々重くなることが懸念されます。今後も保育ニーズの増加が見込まれ、引き続き保育定員の拡大・確保を図る必要があることから、効率的・効果的な保育施設の整備・運営を図るため更なる公立保育所の民営化を推進します。

(3) 幼児期の教育・保育の一元化を踏まえた整備

認定こども園の普及、幼稚園における預かり保育の長時間化など、幼児教育・保育の一元化が進み、従来の「保護者が共働きの家庭は保育園へ」という選択肢だけでなく、保育所(園)、認定こども園、幼稚園等の中から、園の運営方針、施設、教育・保育の内容、利便性等を総合的に考慮し、保護者が通園する施設を選択できるようになってきました。特に3～4歳児の保育施設整備については、都市計画等を考慮しつつ、教育・保育施設全体のバランスを取りながら実施していきます。

(4) 公私の役割分担と民間施設との連携による多様な保育ニーズへの対応

保育ニーズの増加とともに、延長保育、病児保育、休日保育等の多様な保育メニューの展開が求められており、習い事や送迎等の付加的なサービスを期待する調査結果も出ています。公立保育所は、市の行政組織の一つであるため、職員採用、予算、運営等において機動性・柔軟性に欠ける面があり、全市的に均一な保育内容が求められるため保育所ごとに異なる対応が難しい状況にあります。民間活力を活かし、可能な限り多様な保育メニューが提供できるように整備する必要があります。

一方で、公立保育所は、個別の支援を必要とする子どもや養育に不安を感じている家庭等に対し、適切な発達支援や援助のあり方等を研究し、関係機関や民間保育園等

とネットワークを構築しながら必要な援助を行う役割が求められています。また、これまで担ってきた地域における人権教育、保育の質の向上を目的とした民間保育園への相談・助言をはじめとする支援など、市内の子育て支援及び地域連携の基幹的な施設としての機能を強化しつつ整備を進めていく必要があります。

2. 整備の方向性

(1) 公立保育所の整備

地 区	保育所名	整備の方向性
小 山	や は た	市の中央部に位置し、平成 10 年に建設された公立保育所であることから、市の拠点施設として存続する。
	若 木	民営化し保育定員を確保することで決定しており、令和 3(2021)年 4 月の開園を目標に準備を進めていく。
	城 北	昭和 56 年に建設された公立保育所であり、市の中央部に位置することから、市の拠点施設として存続する。
大 谷	中 久 喜	大谷地区北部に位置し人口集積が進む犬塚地区に近いことから、民営化し保育定員を確保する方向とする。
間々田	も み じ	間々田駅東側の人口集積が進む地区に近いことから、民営化し保育定員を確保する方向とする。
	間々田北	間々田地区北部に位置し、昭和 54 年に建設された公立保育所で、施設の長寿命化を図り、市の拠点施設として存続する。
	網 戸	市全体の保育量を確保するために、保育ニーズが落ち着くまでの間、当面存続とする。
桑・絹	桑	令和 5(2023)年に施設の耐用年数を迎え、定員 40 名の小規模な保育施設であることから、統合または民営化し 0~2 歳児を中心に保育定員を確保する方向とする。
	出 井	市全体の保育量を確保するために、保育ニーズが落ち着くまでの間、当面存続とする。
	絹	市全体の保育量を確保するために、保育ニーズが落ち着くまでの間、当面存続とする。

(2) 民間保育施設の整備

「第 2 次 子ども・子育て支援事業計画」で計画している保育の量を確保するために、本計画における保育所整備の基本方針及び公立保育所整備の実施計画に基づき、順次整備を行うこととします。なお、具体的な施設を整備する地域や定員等に関しては、子ども・子育て会議において改めて検討したうえで決定していきます。

保育所(園)整備の実施計画

●公立保育所整備の実施計画

地 区	公立保育所	年度（年）				
		令和2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)
小 山	①やはた保育所	市の拠点施設として存続				
	②若木保育所	令和3年度民営化				
	③城北保育所	市の拠点施設として存続				
大 谷	④中久喜保育所	民営化し保育定員を確保 令和6年度目標				
間々田	⑤もみじ保育所	民営化し保育定員を確保 令和7年度目標				
	⑥間々田北保育所	市の拠点施設として存続				
	⑦網戸保育所	当面存続				
桑・絹	⑧桑保育所	統合または民営化し保育定員を確保 令和5年度目標				
	⑨出井保育所	当面存続				
	⑩絹保育所	当面存続				
公立保育所の施設数		10	9	9	8	7

*公立保育所①～⑩は、令和2(2020)年度の状況です。

●民間保育園整備の実施計画

地 区	保育園名	年度（年）				
		令和2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)
小 山	●(仮称)駅東駅前保育園 (0・1・2歳児中心) (新設 公設民営)		令和3年度開設			
大 谷	●(仮称)大谷地区保育園 (0・1・2歳児中心) (新設 民設民営)		令和4年度目標			

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、行政、教育・保育施設関係者、その他子育てに関わる関係団体・機関が相互に連携し、其々の役割分担に基づき認識を共有しながら、社会・経済の動向、保育ニーズに合致した持続可能な保育施設の整備に積極的に取り組んでいくものです。

2. 計画の進捗管理

本計画は「第2次 小山市子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育の利用児童数の見込みと確保の方策に基づき、市内保育施設の整備を効果的・効率的に実施するためのものです。

保育ニーズの推移や教育・保育の受け皿確保の実績に応じ、毎年計画の検証・見直しを図りながら、こども課・公立保育所・民間保育施設等が連携を図り計画的に取り組んでいきます。

1 小山市子ども・子育て会議条例

○小山市子ども・子育て会議条例

平成25年6月27日

条例第46号

改正 平成27年3月20日条例第2号

平成29年3月15日条例第6号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する審議機関として、小山市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第27条第1項の特定教育・保育施設の利用定員の設定に際し市長が行う意見聴取に対する意見を述べること。
- (2) 法第29条第1項の特定地域型保育事業の利用定員の設定に際し市長が行う意見聴取に対する意見を述べること。
- (3) 法第61条第1項の規定に基づく小山市子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更の際に市長が行う意見聴取に対する意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議は、特に必要があると認めるときは、子育て会議の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て包括支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日条例第2号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月15日条例第6号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 小山市子ども・子育て会議委員名簿

No.	区分	団体等名	氏名	備考
1	市議会議員	小山市議会	あおき みちこ 青木 美智子	
2	〃	小山市議会	こばやし はなえ 小林 英恵	
3	子どもの保護者	小山市PTA連合会	すわ かよこ 諏訪 佳代子	
4	〃	小山市幼稚園PTA連合会	いいの よしあき 飯野 佳昭	
5	〃	小山市私立保育園保護者会	かたやなぎ ゆうすけ 片柳 裕介	
6	子ども・子育て 支援関係事業者	小山市幼稚園連合会	おのせ たかひさ 小野瀬 隆久	
7	〃	小山市私立保育園協議会	さいとう よしこ 齋藤 好子	
8	〃	小山市学童保育クラブ連合会	いさらい ちよこ 小井 千代子	
9	〃	認定こども園対策委員会	ひらの あきお 平野 章雄	副会長
10	〃	小山市校長会	かめやま たかあき 亀山 孝明	
11	学識経験者	白鷗大学名誉教授	かわせ よしみ 川瀬 善美	会長
12	その他	小山市自治会連合会	さいとう えいち 齋藤 栄一	
13	〃	小山市民生委員児童委員協議 会	おおた えみこ 太田 恵美子	
14	行政	栃木県県南健康福祉センター	しげた きょういち 重田 恭一	
15	〃	小山市副市長	かとう けんいち 加藤 賢一	

(敬称略・順不同)

3 小山市子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

○小山市子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

平成25年5月27日

規程第51号

改正 平成26年3月31日規程第12号

平成27年3月31日規程第29号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく小山市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）の策定に資するため、小山市子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、事業計画の策定に関し必要な事項について調査検討する。

(組織等)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

2 委員長には市長、副委員長には副市長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 委員会の所掌事務を補佐するため、小山市子ども・子育て支援事業計画策定委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる幹事をもって組織する。

3 幹事会に会長及び副会長を置き、会長には保健福祉部長の職にある者をもって充て、副会長は幹事の中から会長が指名する。

4 幹事会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

5 幹事会は、特に必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係者の出席を求め、

その意見を聴くことができる。

6 幹事会は、その会議、活動等の経過、結果等を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部子育て包括支援課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、事業計画が策定されたときにその効力を失う。

附 則 (平成26年3月31日規程第12号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規程第29号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

市長 副市長 総合政策部長 総務部長 市民生活部長 保健福祉部長 経済部長 都市整備部長 教育部長
--

別表第2 (第5条関係)

保健福祉部長 総合政策部総合政策課長・財政改革課長 総務部行政経営課長・男女共同参画課長 市民生活部市民生活課長 保健福祉部福祉課長・子育て包括支援課長・こども課長・健康増進課長 経済部農政課長・商業観光課長・工業振興課長 都市整備部都市計画課長 教育委員会事務局教育総務課長・学校教育課長・生涯学習課長
--

4 計画策定の経過

No.	開催月	会議名	内容
	令和元(2019)年		
1	7月11日	第1回子ども・子育て支援事業計画策定委員会 幹事会	計画概要(骨子案) 二一ズ結果報告
2	7月19日	第1回子ども・子育て支援事業計画策定委員会	事業実績報告
3	9月3日	第1回子ども・子育て会議	保育所整備計画(概要案)
4	10月28日	第2回子ども・子育て支援事業計画策定委員会 幹事会	計画(素案)
5	10月31日	第2回子ども・子育て支援事業計画策定委員会	
6	11月6日	第2回子ども・子育て会議	
	令和2(2020)年		
7	1月9日	第3回子ども・子育て支援事業計画策定委員会 幹事会	計画(素案)
8	1月10日	第3回子ども・子育て支援事業計画策定委員会	
9	1月15日	庁議	計画(素案)
10	1月23日	議員説明会	計画(素案)
11	1月24日 ～2月6日	パブリックコメント	計画(素案)
12	2月19日	第4回子ども・子育て支援事業計画策定委員会 幹事会	計画(案) パブコメ報告
13	3月3日	第4回子ども・子育て支援事業計画策定委員会	
14	3月6日	第3回子ども・子育て会議	
15	3月	庁議	計画決定

5 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

1 SDGsとは

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）」は経済・社会・環境の三側面の取組により、「地球上の誰一人として取り残さない」ことをスローガンに、2030年を期限とした17のゴール（意欲目標）と169のターゲット（行動目標）、232の指標で構成された、先進国も途上国も目指すべき国際社会共通の目標です。



ロゴ：国連広報センター作成

SDGsの17の目標

目標 1（貧困）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標 2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標 3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標 4（教育）	すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
目標 5（ジェンダー）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子のエンパワーメントを行う。
目標 6（水・衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標 7（エネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標 8（経済成長と雇用）	包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する。
目標 9（インフラ、産業化、イノベーション）	レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。
目標 10（不平等）	各国内および各国間の不平等を是正する。
目標 11（持続可能な都市）	包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する。
目標 12（持続可能な生産と消費）	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標 13（気候変動）	気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標 14（海洋資源）	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。
目標 15（陸上資源）	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する。
目標 16（平和）	持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。
目標 17（実施手段）	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第2次小山市子ども・子育て支援事業計画

【第3次小山市保育所整備計画】

～子育ての輪がひろがり 未来につなぐ夢・希望あふれるまち おやま～

令和2年3月発行

発行 小山市

企画・編集 小山市 保健福祉部 子育て包括支援課 こども課

〒323-8686

栃木県小山市中央町1丁目1番1号

TEL：0285-22-9604（直通）

FAX：0285-22-9618

市ホームページ <http://www.city.oyama.tochigi.jp/>